

学部教育履修案内

平成30年度

横浜国立大学経済学部

はじめに

この履修案内は横浜国立大学経済学部[※]の学生のみなさんが本学での授業科目を履修するにあたり、必要な事項をまとめたものです。本案内をよく読んで、しっかりと履修計画を立ててください。

経済学部では、グローバル化が進む経済社会で活躍できる人材育成をさらに進めるために、平成 29 年 4 月からカリキュラム等教育体制を改編しました。従来の 2 学科の壁を取り払い 1 学科体制（経済学科）になり、経営学部との共同教育プログラム「GBEEP」も開始しています。提供される教育内容は多面にわたり拡充されていますが、それは平成 29 年度以降の教育内容に限った変更ではありません。平成 28 年度以前入学生向け教育内容も拡充されていますので、平成 28 年度以前に入学した学生も注意して該当学年の部分を読んでください。また全学レベルの制度変更として、「6 ターム制」が平成 29 年 4 月より導入されていますが、これも全学年にかかわる改編です。

授業科目は全学/教養教育科目[※]と学部/専門教育科目[※]から成っており、それぞれの授業科目が各年次に割り振られ、体系的に教育課程が編成されています。この冊子には授業科目の履修に必要な一般的事項と、履修基準等を記述してあります。全学/教養教育科目[※]の履修については、この冊子のほかに、「全学/教養教育履修案内」[※]を参考にしてください。単位数等の履修基準は、当該入学年度の履修基準が適用されます。

各授業科目の内容を記したシラバスは、ウェブシラバスとしてインターネット上で公開しています。学務情報システム（https://risyu.jmk.ynu.ac.jp/gakumu_portal/login.aspx）にログインし「シラバス検索」を選択してください。ウェブシラバスには、授業科目に関する基本情報、担当教員に関する情報、授業の目的・内容・履修計画、教科書・参考書、成績評価の方法、履修条件等が記載されています。これらの内容は、みなさんが自らの主体性のもとに授業科目を選定する際の重要な参考資料です。毎時間の授業の予習・復習等を行う際にシラバスを充分役立てて学習の効果を高め、履修計画を順調に遂行してください。

履修にあたってはこの「案内」を熟読してください。もし、分からないことがあったときは経済学務係まで相談に来てください。

※カリキュラム改変に伴いこの「案内」での学部教育/専門教育及び全学教育/教養教育の表記については、
平成 29 年度以降入学生においては、学部教育科目及び全学教育科目となり、
平成 28 年度以前入学生においては、専門教育科目及び教養教育科目となる。

目 次

I 横浜国立大学経済学部規則	1
II 履修細目(平成29年度以降の入学生)	5
1. 科目ナンバリングについて	7
2. 授業科目体系	
イ. 全学教育科目と単位数	8
ロ. 学部教育科目と単位数	10
ハ. 平成28年度以前の入学生用カリキュラムについて	17
3. 履修方法	
イ. 一般プログラムの学生の卒業のための必要単位数及びGPA(Grade Point Average)の基準	18
ロ. GBEEPの学生の卒業のための必要単位数及びGPA(Grade Point Average)の基準	20
ハ. 履修限度	22
ニ. ゼミナールⅠ、Ⅱ	23
ホ. 卒業論文(一般プログラムの学生)	23
ヘ. 成績評価基準・GPA(Grade Point Average)について	23
ト. 履修上の注意	24
チ. 専門応用科目Ⅱ 分野別演習	25
リ. 英語演習	26
ヌ. 専門応用科目(特殊講義)「インターンシップ」の履修について	26
ル. 海外学修科目	27
ヲ. 留学について	28
ワ. 専門応用科目(海外学修科目)「英語討論(アジア)」,「英語討論(欧州)」,「Applied Economics Intensive」,特別増加単位科目「英語討論会(Global Applied Economics Forum)」の履修について	29
カ. 不正行為(定期試験におけるカンニング等)について	30
コ. 追試験について	30
III 履修細目(平成28年度以前の入学生)	33
1. 科目コードについて	34
2. 授業科目体系	
イ. 教養教育科目と単位数	35
ロ. 専門教育科目と単位数	36
ハ. 国際交流科目と単位数	39
ニ. 平成29年度以降の入学生用カリキュラムについて	39
3. 履修方法	
イ. 卒業のための必要単位数及びGPA(Grade Point Average)の基準	40
ロ. 専門教育科目の履修基準	40
ハ. 履修限度	41
ニ. ゼミナール	42
ホ. 専攻学科について	43
ヘ. 卒業論文	43
ト. 成績評価基準・GPA(Grade Point Average)について	43
チ. 履修上の注意	45
リ. 留学について	46
ヌ. 専門教育科目(特殊講義)「インターンシップ」の履修について	47
ル. 専門教育科目(その他)「英語討論(アジア)」,「英語討論(欧州)」,「Applied Economics Intensive」,特別増加単位科目「英語討論(Global Applied Economics Forum)」の履修について	48
ヲ. 不正行為(定期試験におけるカンニング等)について	49
ワ. 追試験について	49

IV 教育職員免許状の取得について(平成 23 年度から平成 28 年度の入学生)	
イ. 免許状の種類及び教科	51
ロ. 免許状授与のための基礎資格及び最低修得単位数	51
ハ. 単位の修得方法	51
 V 平成 30 年度開講の授業科目(平成 29 年度以降の入学生)	
1. 学部教育科目	55
 VI 平成 30 年度開講の授業科目(平成 28 年度以前の入学生)	
1. 専門教育科目	59
 VII 平成 30 年度学事暦	63
 VIII 横浜国立大学学則	65

I 横浜国立大学経済学部規則

○横浜国立大学経済学部規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 651 号)

改正 平成 17 年 1 月 13 日規則第 477 号 平成 18 年 3 月 9 日規則第 34 号
平成 19 年 3 月 15 日規則第 15 号 平成 20 年 3 月 14 日規則第 24 号
平成 25 年 3 月 18 日規則第 21 号 平成 29 年 3 月 9 日規則第 41 号

第 1 章 学科及び授業

第 1 条 経済学部(以下「本学部」という。)に経済学科を置く。

2 経済学科に Global Business and Economics 教育プログラム (以下「GBEEP」という。)を置く。

第 2 条 本学部の授業科目は、専門基礎科目、専門基幹科目、専門応用科目Ⅰ、専門応用科目Ⅱ及び専門応用科目(その他)並びに基礎科目、イノベーション教育科目、グローバル教育科目、外国語科目及び健康スポーツ科目とする。

2 授業は、講義、演習、演習(研究指導)、実習及び実技とする。

3 学則第 44 条の規定に基づき、本学部における授業科目の 1 単位当たりの授業時間は、別表のとおりとする。ただし、1 の授業科目について、講義、演習、演習(研究指導)、実習又は実技のうち 2 以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、別表に規定する基準を考慮して、本学部が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

4 授業科目及び履修の方法に関する細目は、別に定める。

第 3 条 学生は、学年ごとに履修しようとする授業科目を定め、各学期始めの所定の期間内に経済学部長(以下「学部長」という。)に届出なければならない。

第 4 条 第 3 年次以降で学部教育科目を履修する学生は、原則として別に定めるところにより研究指導を受けなければならない。

2 前項の指導を受けようとする場合は、あらかじめ指導教員の承認を得なければならない。

第 5 条 研究指導を受けない学生は、これに代わる 8 単位以上の授業科目を履修しなければならない。

第 2 章 入学

第 6 条 学則第 24 条の規定による本学部入学者の選考は、学力検査及び出身学校長の調査書に基づいて行う。

第 3 章 認定

第 7 条 学則第 58 条に規定する認定は、授業科目試験、別に定める GPA(Grade Point Average)の基準及び卒業論文試験により行う。ただし、GBEEP に所属する学生の学則第 58 条に規定する認定は、授業科目試験及び別に定める GPA(Grade Point Average)の基準により行う。

第8条 授業科目試験は、履修を届出、かつ、授業時数の2分の1以上出席した授業科目について行う。ただし、交換留学派遣決定者及び同留学帰国者の授業科目試験は、履修を届出、かつ、認められた授業科目について行うことができる。

第9条 授業科目試験は、その授業が終了する学期末に行う。ただし、担当教員が必要と認めた場合は、臨時に行うことができる。

第10条 卒業論文試験は、学部教育科目を60単位以上修得した者について行う。

第11条 卒業論文試験は、担当の指導教員が行う。ただし、研究指導を受けない学生は、学部長に願い出て特定の教員の審査を受けなければならない。

第12条 授業科目の成績は、学則第47条第3項及び第4項に基づき、評価を行う。

2 卒業論文試験の結果は、秀、優、良、可及び不可とし、可以上を合格とする。

第13条 学則第58条第3項ただし書に規定する者のうち、特別の事情があると認められる場合には、授業科目試験及び卒業論文試験を特別の時期に行うことができる。

第4章 科目等履修生、研究生、聴講生、特別聴講学生、内地留学生及び外国人留学生

第13条の2 学則第64条第1項の規定による科目等履修生として入学を許可されることのできる者は、本学部の選考において、一又は複数の授業科目を履修する能力を有すると認められた者に限る。

第14条 学則第65条第1項の規定による研究生として入学を許可されることのできる者は、同条第2項に該当する者で本学部の選考において、特定の専門事項についての研究能力を有すると認められた者に限る。

第15条 学則第66条第1項の規定による聴講生として入学を許可されることのできる者は、同条第2項に該当する者で、本学部の選考において、特定の授業科目を聴講する能力を有すると認められた者に限る。

第16条 科目等履修生、研究生及び聴講生の選考は、第6条の規定を準用する。

第17条 学則第67条の規定による特別聴講学生の選考は、学力検査及び在籍する他大学又は外国の大学等の成績証明書等に基づいて行う。ただし、成績証明書の発行を受けることのできない場合には推薦書をもってこれに代えることができる。

第18条 学則第68条の規定による内地留学生等の選考は、学力検査及び在籍する機関の推薦書に基づいて行う。

第19条 学則第69条に規定する外国人留学生の選考は、第6条の規定を準用する。

第5章 委任規定

第20条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教授会の議を経て学部長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 この規則施行の際、平成 16 年 3 月 31 日に現に本学部に在学する者については、なお従前の規則のとおりとする。

附 則(平成 17 年 1 月 13 日規則第 477 号)

この規則は、平成 17 年 1 月 13 日から施行し、平成 16 年 7 月 8 日から適用する。

附 則(平成 18 年 3 月 9 日規則第 34 号)

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年 3 月 31 日以前に本学部に入学者、在学者(以下「在学者」という。)及び平成 18 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者(以下「再入学者等」という。)に係る教養教育科目については、改正後の経済学部規則第 2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 本学部が必要と認めるときは、在学者及び再入学者等に改正後の経済学部規則第 2 条の規定に基づき平成 18 年度以降の入学者(再入学者等を除く。)のために開設される本学部の授業科目を履修させることができる。この場合において、当該授業科目の履修を、改正前の経済学部規則に基づく授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。

附 則(平成 19 年 3 月 15 日規則第 15 号)

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年 3 月 31 日に現に本学部に入学者、在学者(以下この項において「在学者」という。)及び平成 19 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者に係る授業科目試験の結果及び単位の授与並びに卒業論文試験の結果については、改正後の経済学部規則第 12 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 3 月 14 日規則第 24 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 18 日規則第 21 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 9 日規則第 41 号)

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 3 月 31 日に現に本学部に入学者、在学者(以下この附則において「在学者」という。)及び平成 29 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者(以下この附則において「再入学者等」という。)に係る所属学科及

びコース並びに授業科目の区分については、改正後の経済学部規則第1条、第2条、第4条及び第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 本学部が必要と認めるときは、在学者及び再入学者等に改正後の経済学部規則第2条の規定に基づき平成29年度以降の入学者（再入学者等を除く。）のために開設される本学部の授業科目を履修させることができる。この場合において、当該授業科目の履修を、改正前の経済学部規則に基づく授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。

別表

授業科目の区分		授業の区分	時間数
学部教育科目	専門基礎科目	講義及び演習	15
	専門基幹科目	講義	15
	専門応用科目Ⅰ	講義	15
	専門応用科目Ⅱ	講義	15
		演習	30
	専門応用科目（その他）	講義及び演習	15
		演習	30
全学教育科目	基礎科目	講義及び演習	15
		実習	30
	イノベーション教育科目	講義及び演習	15
	グローバル教育科目	講義及び実習	15
	外国語科目	演習	15
		実習	30
	健康スポーツ科目	演習	15

Ⅱ 履 修 細 目

(平成29年度以降の入学生)

1. 科目コードについて
2. 授業科目体系
3. 履修方法

Ⅱ 履修細目(平成29年度以降の入学生)

経済学部履修細目(授業科目体系と履修方法)は、基本的には、

(1)全学教育科目(基礎科目、外国語科目、健康スポーツ科目、グローバル教育科目、イノベーション教育科目)と学部教育科目(専門基礎科目、専門基幹科目、専門応用科目Ⅰ、専門応用科目Ⅱ、専門応用科目(その他))との連携をはかり、学部教育が幅広い教養と学習によって支えられるようにすること。

(2)全学教育科目と学部教育科目に関する一貫した授業科目の体系化と深化とを図ること。

(3)社会科学分野における基礎学力、語学や情報処理などの基礎的スキルをしっかりと身につけられること。

の3点を意図している。このため、学部教育科目の授業科目体系は、次の各科目によって構成される。

a. 専門基礎科目 b. 専門基幹科目 c. 専門応用科目Ⅰ d. 専門応用科目Ⅱ

e. 専門応用科目(その他)

イ. 特殊講義, ロ. 英語演習, ハ. 演習(ゼミナール), ニ. 大学院共通科目

f. 海外学修科目 g. Global Business and Economics(GBE)科目

a. 専門基礎科目は、社会科学に対して幅広い視野を与え、問題関心を高めることにより、学部教育科目を学習するための基礎となるために開講される。

b. 専門基幹科目は、経済学部に通ずる基本的分野の科目、各学科の様々な対象領域についての科目からなり、経済学部及び各学科の基幹となる学問分野に関しての科目群である。学生諸君にしっかりとした基礎学力を身につけてもらうために、専門基礎科目及び基本的分野の専門基幹科目については複数開講し、マスプロ教育に陥らないような措置がとられている。

c. 専門応用科目Ⅰは、初級レベルの専門科目(2年次から履修可能)である。各国各地域の歴史・制度・政治的背景を含め、グローバル化時代の経済学について広範かつバランスよく学修できるような科目から構成されている。

d. 専門応用科目Ⅱは、中級レベルの専門科目(3年次から履修可能)で、現代の複雑な経済関係を理解する能力を習得するために開講される。「グローバル経済」、「現代日本経済」、「金融貿易分析」、「経済数量分析」、「法と経済社会」の5つの専門分野から構成され、学生は主分野、副分野の最低2つの分野を選択する。分野別演習では、履修済みの専門応用科目Ⅱの担当教員の指導によって、当該科目の専門的な知見への理解をさらに深めつつ、基本的には学修・研究成果を反映させた課題研究を行う。

e. 専門応用科目(その他)は、課題プロジェクト演習、英語討論、Applied Economics Intensive、を含む特殊講義及び、英語演習、ゼミナールといった演習及び、大学院共通科目からなる。

イ. 特殊講義は、境界領域的なテーマや時事的・実践的なテーマ、あるいは社会科学のための補助的な手法などをとりあげて、テーマにふさわしい講師を広く学内外に求め、開講される。年度によって開講科目が異なることがある。特殊講義の中の課題プ

プロジェクト演習では、コミュニケーション能力及び実践力の向上をめざすため、課題解決型・双方向型学修が取り入れられている。

ロ. 英語演習では、検定英語も視野に入れながら、専門分野を学ぶために役立つ高度な英語教育が実施される。

English for Economics and Business (EEB)

本科目は経済（学）およびビジネスに関連する英語について理解を深めスキルを向上させることを目的とする。内容は具体的には2本の柱からなり、授業時に経済（学）やビジネスに関する英文や映像を理解する学習や語彙増強のトレーニングを行うことと、英語自習システムを利用して主にTOEICを念頭においた授業時間外学習を行うこととする。学期末試験は英語自習システムのTOEIC(R)L&R模擬試験により行う。

English for Academic Purposes (EAP)

The EAP (English for Academic Purposes) seminar is a 2-credit course for 2nd year students in the College of Economics. In this course, students: (1) improve their spoken fluency through authentic interaction (2) develop academic essay-writing skills (3) increase their intercultural awareness through exploration of academic topics. Each week students are assigned reading homework. In class, the teacher guides them through a series of exercises to help them understand both the language forms used in the reading, and the cultural and academic content. Students are expected to do the homework, ask questions, and participate fully in class activities.

ハ. 演習（ゼミナール）は、担当教員の指導とゼミ生同士の議論を通して、各自の関心と問題意識に応じて選択した専門分野の知識を積極的に吸収し、一層の理解を深めるとともに、卒業論文のテーマを掘り下げて追求するために設けられている。

二. 大学院共通科目は、意欲がある3年以上の学部生に対して博士課程前期で開講される科目の履修を認め、修得単位として認定するものであり、学部レベルを超えた深い専門分野の知識を身につけるための科目である。

そのほか、f. 海外学修科目として、先に述べた「英語討論（欧州）」「英語討論会（アジア）」、「Applied Economics Intensive」及び交換留学、私費での海外大学留学、経営学部開講の海外インターンシップや英語討論会に参加することで単位が修得できるものがある。さらに、GBEP学生にとって選択必修科目となるGlobal Business and Economics (GBE)科目（経済学部と経営学部が定める英語で開講する学部教育科目）が設けられている。これらに加えて経営学部開講科目及び教育学部（教育人間科学部）・理工学部・都市科学部開講科目、他大学開講科目※1等、各自が創意工夫を凝らして学習することができる。

※1 他大学開講科目とは、横浜市内大学間の単位互換協定に基づき、他大学から提供された科目のうち、経済学部が指定した科目をいう。

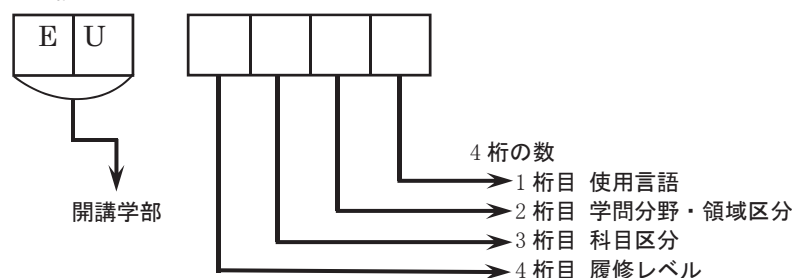
1. 科目ナンバリングについて

横浜国立大学では、平成29年度より科目ごとに

例： EU2222 「Global Economy」

のように、アルファベットと4桁の数字からなるYNUナンバリングコードを付けている。この科目ナンバリング制度は、その科目の扱う領域及び履修可能年次を一目で理解できるようにし、学生の体系的学習を容易にすることを目的としている。

YNUナンバリングコードの構造



(1) YNUナンバリングコードの最初のアルファベットは、開講学部を示している。具体的な開講部局のナンバリングは、次の表のとおり。なお、全学教育科目については、全学教育履修案内を参照されたい。

EU	経済学部	BU	経営学部	SE	教育学部	RK	理工学部	US	都市科学部
----	------	----	------	----	------	----	------	----	-------

(2) YNUナンバリングコードの4桁目は、履修レベルを示している。EU1000番台であれば1年次から履修することを推奨している。EU2000番台、EU3000番台はそれぞれ、2年生、3年生から履修することを推奨している。

(3) YNUナンバリングコードの3桁目は、学部教育科目の科目区分を示しており。専門基礎科目を1、専門基幹科目を2、専門応用科目Ⅰを3、専門応用科目Ⅱを4、特殊講義など専門応用科目Ⅱ(その他)を5、1～5の科目区分に当てはまらないその他の科目を6と示している。

(4) YNUナンバリングコードの2桁目は、学問分野・領域を示している。具体的なナンバリングは、次の表のとおり。

1	経済学	2	グローバル経済	3	日本経済	4	金融・貿易	5	数量分析
6	法学	7	コミュニケーション・文化	8	情報処理	9	演習	0	その他の領域

(5) YNUナンバリングコードの1桁目は、授業中の主たる使用言語を示しており、日本語を使用する場合1、英語を使用する場合2、日本語と英語を使用する科目を3、その他の言語を使用する場合4で示している。

上記 EU2222 「Global Economy」は、経済学部教育科目で2年次履修を推奨している専門基幹科目で、グローバル経済の学問分野に属し、主な使用言語が英語だと示している。2桁目のYNUナンバリングコードが同じ科目 例：EU3421 「中級世界経済論」は、科目同士のかかわりが深い科目である。このように科目コードから得られる履修レベルと学問分野の情報、「授業概要」に記載されている講義内容や前提となる科目の説明等を参考にし、自分が学びたい内容を体系的に履修することが望ましい。

2. 授 業 科 目 体 系

イ. 全学教育科目と単位数

全学教育科目の科目と単位数については、全学教育科目履修案内を参照されたい。

全学教育科目における経済学部履修推奨科目(基礎科目一部抜粋)

区 分		授業科目	単位	期間	履修学年	備考
基礎科目	人文社会系	社会科学概論A	2	春学期	1～4	
		社会科学概論B	2	春学期	1～4	
	自然科学系	微分積分Ⅰ	2	春学期	1～4	
		微分積分Ⅱ	2	秋学期	1～4	
		線形代数Ⅰ	2	春学期	1～4	
		線形代数Ⅱ	2	秋学期	1～4	

上記科目も含め基礎科目、外国語科目、健康スポーツ科目、グローバル教育科目、イノベーション教育科目が開講されているが、全学教育科目履修案内を参照されたい。

経済学部の学生が、全学教育科目を履修する際に、下記の内容に注意すること。

(1) 基礎科目(人文社会系)について

「社会科学概論A・B」は、社会科学に関する広い視野を与える講義なので、履修を推奨する。

(2) 基礎科目(自然科学系)について

「微分積分Ⅰ・Ⅱ」及び「線形代数Ⅰ・Ⅱ」は、経済学の学習にとって非常に重要な科目となるので、1年次に履修することを推奨する。

(3) 高度全学教育指定科目について

経済学部が指定する基礎科目、グローバル教育科目、イノベーション教育科目を、3～4年次に履修した場合、高度全学教育指定科目の卒業単位にする。指定科目は、次頁の一覧を確認すること。

(4) 外国語科目(英語演習科目について)

2年次において、学部教育科目として開講されている「English for Academic Purposes(EAP)」及び「English for Economics and Business(EEB)」,「Advanced EAP A」,「Advanced EAP B」のうち、指定されたクラスの4単位を修得すること。修得した英語演習科目は、全学教育科目の英語の単位8単位のうち4単位に算入される。

(5) 外国語科目(初修外国語について)

初修外国語は、一般的には、2年次に履修する科目だが、留学や高学年に初修外国語の演習科目の履修を希望する場合、1年次から履修することもできる。また、一定の条件を満たす場合は、卒業に必要な単位は変わらないが、「スピード履修」「スキップ履修」制度を利用して、高度な教育を受けることもできる。詳細は、全学教育科目履修案内を確認すること。

3～4年次に履修することにより、高度全学教育指定科目に認められる科目一覧

(基礎科目 人文社会系)

「英米文学」,「音楽と自然」,「基礎造形A」,「現代芸術論」,「鍵盤楽器の名曲」,「国際理解 国際交流における日本語の役割」,「国際理解 国際日本学入門」,「国際理解 台湾の文化と社会」,「国際理解 日韓比較文化論」,「国際理解 日本語をめぐる国際交流史」,「色彩論」,「宗教学」,「生涯発達論」,「職業と教育」,「心理学B」,「心理学史入門」,「水彩画基礎技術」,「地誌学概論」,「中国の古典文学」,「哲学」,「東洋思想史」,「都市と建築」,「日本の近代文学」,「日本の言語」,「美術の見かた」,「人と自然のかかわり」,「人と動物の関係学」,「文化人類学の考え方」,「民族音楽学入門」,「木材と人間」,「ヨーロッパ文学」,「倫理学」,「音声言語学概論」,「記述言語学概論」

(基礎科目 自然科学系)

「ICT ナレッジマネジメント・コラボレーション」,「Web ページ作成入門」,「衣生活の科学」,「エネルギー工学序論」,「エネルギーと環境」,「海洋工学と社会」,「環境化学概論」,「環境リスクとつきあうⅠ」,「環境リスクとつきあうⅡ」,「環境をめぐる諸問題Ⅰ」,「環境をめぐる諸問題Ⅱ」,「健康の科学」,「建築の環境と防災」,「国土学とグローバル社会Ⅰ」,「国土学とグローバル社会Ⅱ」,「古生物の科学Ⅰ」,「古生物の科学Ⅱ」,「材料学入門」,「実験で学ぶ物理学B」,「情報工学概論」,「情報セキュリティ入門」,「情報と社会」,「情報ネットワークシステム入門」,「食環境論」,「数理科学Ⅰ」,「数理科学Ⅱ」,「数理科学概論」,「生物地理学入門」,「生物の世界Ⅰ」,「生物の世界Ⅱ」,「生命科学」,「線形代数学入門」,「体験物理科学A」,「体験物理科学B」,「地球環境と情報」,「地球と惑星の科学Ⅰ」,「地球と惑星の科学Ⅱ」,「地質リスクマネジメントⅠ」,「地質リスクマネジメントⅡ」,「統計学Ⅰ-A」,「統計学Ⅱ-A」,「物理工学概論」,「文系のための数学入門」,「身近な電気と機械」,「ICT プロジェクト」,「ICT リテラシー」

(グローバル教育科目)

グローバル教育科目で開講されている科目すべて

(イノベーション教育科目)

イノベーション教育科目で開講されている科目、ただし、キャリア形成実践知(領域) YNUナンバリング1000番台の科目は、1年次の履修を推奨するため、高度全学教育指定科目に含まない。

※「数理統計」,「知的財産法」は、全学教育科目と学部教育科目の両方で開講されるが、同一名称であっても全学教育科目と学部教育科目では時間割コードが異なるので、履修計画を立てる際は注意すること。全学教育科目と学部教育科目両方の「数理統計」,「知的財産法」を同一学期中に同時に履修することはできない。そして、全学教育科目または学部教育科目いずれか一方の単位を修得した場合、他方の「数理統計」,「知的財産法」を重複して単位を修得することもできない。また、既に単位を修得した「数理統計」,「知的財産法」については、全学教育科目または学部教育科目いずれかの時間割コードへ変更することも認めない。

ロ. 学部教育科目と単位数

(1) 専門基礎科目と単位数

専 門 基 礎 科 目		
科目ナンバリング	授業科目	単位数
EU1111	ミクロ経済学入門	2
EU1111	マクロ経済学入門	2
EU1121	グローバル・エコノミー入門	2
EU1111	ポリティカル・エコノミー入門	2
EU1131	経済史入門	2
EU1111	経済と倫理	2
EU1161	法学入門	2
EU1161	法哲学	2
EU1181	コンピューター・リテラシー	2
EU1181	データ解析	2
EU1191	基礎演習	2 必修

専門基礎科目は、1年次に履修することを推奨する。専門応用科目Ⅰの「経済学史」を履修する場合、事前に前提科目となる「経済と倫理」を履修することを原則とする（なお、推奨はしていないが、前提科目「経済と倫理」を履修していなくとも、専門応用科目Ⅰの「経済学史」を履修することはできる）。

(2) 専門基幹科目と単位数

（注意1）専門基幹科目の中で、〇〇1、〇〇2と科目名に番号が付された科目がある。〇〇2と記されている科目は、〇〇1の知識を活用する関連性の強い科目となるため、〇〇2を学ぶために、〇〇1と記されている科目を事前に学ぶことを原則とする（なお、推奨はしていないが、〇〇1と記されている科目を履修していなくとも、〇〇2と記されている科目を履修することはできる）。

例：「経済原論2」を履修する前に、「経済原論1」を履修することを原則とする。

（注意2）専門応用科目Ⅱの中には、専門基幹科目で学んだ知識を活用する関連性の強い科目がある。そのため、専門応用科目Ⅱを学ぶために前提科目となる専門基幹科目を学ぶことを原則とする（関連のある対になる科目の一覧は、P16を参照すること）。なお、推奨はしていないが、前提科目を履修していなくとも、専門応用科目Ⅱを履修することはできる。

例：「中級世界経済」を履修する前に、「Global Economy」を履修することを原則とする。

専 門 基 幹 科 目								
科目バリエーション	授業科目	単位数	科目バリエーション	授業科目	単位数	科目バリエーション	授業科目	単位数
EU2222	Global Economy	2	EU2211	マクロ経済学 1	2	EU2221	経済政策 2	2
EU2242	International		EU2211	マクロ経済学 2	2	EU2251	経済数学	2
	Economics	2	EU2211	現代経済システム 1	2	EU2251	数理統計※	2
EU2211	経済原論 1	2	EU2211	現代経済システム 2	2	EU2251	計量経済学	2
EU2211	経済原論 2	2	EU2221	経済史 1	2	EU2251	経済統計	2
EU2211	ミクロ経済学 1	2	EU2221	経済史 2	2	EU2261	憲法	2
EU2211	ミクロ経済学 2	2	EU2221	経済政策 1	2			

専門基幹科目は、2、3年次に履修することを推奨する。

（GBEEP生 注意）専門基幹科目（経済）でGBE科目に設定されている科目は、GBE科目として卒業単位に含まれるため、専門基幹

科目の卒業単位に含まれないので注意すること。

※「数理統計」は、全学教育科目と学部教育科目の両方で開講されるが、同一名称であっても全学教育科目と学部教育科目では時間割コードが異なるので、履修計画を立てる際は注意すること。全学教育科目と学部教育科目両方の「数理統計」を同一学期中に同時に履修することはできない。そして、全学教育科目または学部教育科目いずれか一方の単位を修得した場合、他方の「数理統計」を重複して単位を修得することもできない。また、既に単位を修得した「数理統計」については、全学教育科目または学部教育科目いずれかの時間割コードへ変更することも認められない。

(3)専門応用科目Ⅰ

(注意)専門応用科目Ⅱの中には、専門応用科目Ⅰで学んだ知識を活用する関連性の強い科目がある。そのため、専門応用科目Ⅱを学ぶために前提科目となる専門応用科目Ⅰを学ぶことを原則とする(関連のある対になる科目の一覧は、P16を参照すること)。なお、推奨はしていないが、前提科目を履修していなくとも、専門応用科目Ⅱを履修することはできる。

例:「International Trade Policy」を履修する前に、「国際貿易政策」を履修することを原則とする。

専 門 応 用 科 目 Ⅰ								
科目バリエーション	授業科目	単位数	科目バリエーション	授業科目	単位数	科目バリエーション	授業科目	単位数
EU2342	国際貿易政策	2	EU2331	財政学	2	EU2321	アジア経済史	2
EU2341	国際金融	2	EU2341	ファイナンス	2	EU2331	日本経済史	2
EU2341	現代外国為替論	2	EU2331	公共経済学	2	EU2331	現代経済史	2
EU2321	国際環境経済論	2	EU2331	労働経済学	2	EU2311	経済学史	2
EU2321	途上国経済	2	EU2341	産業組織論	2	EU2361	人・物と法	2
EU2321	中国経済	2	EU2321	比較農業政策	2	EU2361	取引と法	2
EU2321	ロシア東欧経済	2	EU2331	地域経済政策	2	EU2361	契約と法	2
EU2353	比較経済学	2	EU2331	現代社会福祉	2	EU2361	刑事法	2
EU2351	ゲーム理論	2	EU2331	地方財政	2	EU2361	国際法	2
EU2341	金融論	2	EU2321	国際経済史	2			

(GBEP生 注意)専門応用科目Ⅰ(経済)でGBE科目に設定されている科目は、GBE科目として卒業単位に含まれるため、専門応用科目Ⅰの卒業単位に含まれないので注意すること。

(4)専門応用科目Ⅱ

(注意)専門応用科目Ⅱの中には、専門応用科目Ⅱを履修するに当たり、専門基幹科目または、専門応用科目Ⅰで学んだ知識を前提に講義を行う科目がある。そのため、特に関連性の強い前提科目を、専門応用科目Ⅱを履修する前に、履修しておくことを原則とする(対になる科目について、P16を確認すること)。なお、推奨はしていないが、前提科目を履修していなくとも、専門応用科目Ⅱを履修することはできる。

専 門 応 用 科 目 Ⅱ グ ロ ー バ ル 経 済								
科目バリエーション	授業科目	単位数	科目バリエーション	授業科目	単位数	科目バリエーション	授業科目	単位数
(講義)			(講義)			(講義)		
EU3422	中級世界経済	2	EU3421	中級国際環境経済	2	EU3421	中級中国経済	2
EU3421	中級国際経済史	2	EU3421	中級比較農業政策	2	EU3421	中級ロシア東欧経済	2
EU3421	中級アジア経済史	2	EU3421	中級途上国経済	2	EU3423	International Communication	2
(分野別演習)			(分野別演習)			(分野別演習)		
EU3422	中級世界経済	1	EU3421	中級国際環境経済	1	EU3421	中級中国経済	1
EU3421	中級国際経済史	1	EU3421	中級比較農業政策	1	EU3421	中級ロシア東欧経済	1
EU3421	中級アジア経済史	1	EU3421	中級途上国経済	1	EU3433	International Communication	1

専 門 応 用 科 目 II 現 代 日 本 経 済								
科目バリエーション	授業科目	単位数	科目バリエーション	授業科目	単位数	科目バリエーション	授業科目	単位数
(講義)			(講義)			(講義)		
EU3431	中級財政学	2	EU3431	中級現代社会福祉	2	EU3431	中級日本経済史	2
EU3431	中級公共経済学	2	EU3431	中級地域経済政策	2	EU3431	中級現代経済史	2
EU3431	中級労働経済学	2	EU3431	中級地方財政	2	EU3432	Language Communication and Identity	2
(分野別演習)			(分野別演習)			(分野別演習)		
EU3431	中級財政学	1	EU3431	中級現代社会福祉	1	EU3431	中級日本経済史	1
EU3431	中級公共経済学	1	EU3431	中級地域経済政策	1	EU3431	中級現代経済史	1
EU3431	中級労働経済学	1	EU3431	中級地方財政	1	EU3432	Language Communication and Identity	1

専 門 応 用 科 目 II 金 融 貿 易 分 析								
科目バリエーション	授業科目	単位数	科目バリエーション	授業科目	単位数	科目バリエーション	授業科目	単位数
(講義)			(講義)			(講義)		
EU3442	中級国際経済学	2	EU3441	中級金融論	2	EU3442	International Trade Policy	2
EU3441	中級国際金融	2	EU3441	中級ファイナンス	2			
EU3441	中級現代外国為替論	2	EU3441	中級産業組織論	2			
(分野別演習)			(分野別演習)			(分野別演習)		
EU3442	中級国際経済学	1	EU3441	中級金融論	1	EU3442	International Trade Policy	1
EU3441	中級国際金融	1	EU3441	中級ファイナンス	1			
EU3441	中級現代外国為替論	1	EU3441	中級産業組織論	1			

専 門 応 用 科 目 II 経 済 数 量 分 析								
科目バリエーション	授業科目	単位数	科目バリエーション	授業科目	単位数	科目バリエーション	授業科目	単位数
(講義)			(講義)			(講義)		
EU3451	数理経済学	2	EU3451	中級計量経済学	2	EU3451	中級ゲーム理論	2
EU3451	中級数理統計	2	EU3451	中級経済統計	2	EU3452	Statistical Theory and Applications	2
(分野別演習)			(分野別演習)			(分野別演習)		
EU3451	数理経済学	1	EU3451	中級計量経済学	1	EU3451	中級ゲーム理論	1
EU3451	中級数理統計	1	EU3451	中級経済統計	1	EU3452	Statistical Theory and Applications	1

専 門 応 用 科 目 Ⅱ 法 と 経 済 社 会								
科目バリエーション	授業科目	単位数	科目バリエーション	授業科目	単位数	科目バリエーション	授業科目	単位数
(講義)			(講義)			(講義)		
EU3461	家族と法	2	EU3461	行政法	2	EU3461	知的財産法※	2
EU3461	商法Ⅰ	2	EU3461	経済法	2	EU3461	社会保障法	2
EU3461	商法Ⅱ	2	EU3461	労働法	2			
EU3461	有価証券法	2	EU3461	裁判法	2			
(分野別演習)			(分野別演習)			(分野別演習)		
EU3461	家族と法	1	EU3461	行政法	1	EU3461	知的財産法	1
EU3461	商法Ⅰ	1	EU3461	経済法	1	EU3461	社会保障法	1
EU3461	商法Ⅱ	1	EU3461	労働法	1			
EU3461	有価証券法	1	EU3461	裁判法	1			

(GBEEP生 注意)専門応用科目Ⅱ(経済)でGBE科目に設定されている科目は、GBE科目として卒業単位に含まれるが、卒業に必要なGBE科目の単位数を超えてGBE科目を修得している場合、専門応用科目Ⅱ(経済)の卒業単位に含める。

※「知的財産法」は、全学教育科目と学部教育科目の両方で開講されるが、同一名称であっても全学教育科目と学部教育科目では時間割コードが異なるので、履修計画を立てる際は注意すること。全学教育科目と学部教育科目両方の「知的財産法」を同一学期中に同時に履修することはできない。そして、全学教育科目または学部教育科目いずれか一方の単位を修得した場合、他方の「知的財産法」を重複して単位を修得することもできない。また、既に単位を修得した「知的財産法」については、全学教育科目または学部教育科目いずれかの時間割コードへ変更することも認められない。

(5)専門応用科目(その他) 特殊講義等

特殊講義(英語課題プロジェクト演習)、特殊講義(日本語課題プロジェクト演習)、英語演習、演習(ゼミナールⅠ・Ⅱ)が開講される。その他にも、特殊講義として、様々な科目が開講される。開講科目は、年度によって異なる場合があるので、注意すること。

(6)海外学修科目

海外学修科目は、交換留学に参加すること、私費で海外の大学に留学すること、「英語討論(欧州)」、「英語討論(アジア)」を履修すること、「Applied Economics Intensive」を履修することにより、単位を修得することができる。また、経営学部開講の海外インターンシップや英語討論会に参加することにより、単位を修得することができる。(後掲「3. 履修方法 ル. 海外学修科目」を参照)

(7)Global Business and Economics(GBE)科目

GBE科目は、専門基幹科目、専門応用科目Ⅰ、専門応用科目Ⅱ、専門応用科目(その他)特殊講義、経営学部開講科目の中で経済学部、経営学部が定める英語開講科目であり、GBEEP学生にとって選択必修科目となる。

(GBE科目 一覧)

専門基幹科目 (経済)

Global Economy	International Economics
----------------	-------------------------

専門基幹科目 (経済) でGBE科目に設定されている科目は、GBE科目として卒業単位に含まれるため、専門基幹科目の卒業単位に含まれないので注意すること。

専門応用科目 I (経済)

国際貿易政策

専門応用科目 I (経済) でGBE科目に設定されている科目は、GBE科目として卒業単位に含まれるため、専門応用科目 I の卒業単位に含まれないので注意すること。

専門応用科目 II (経済)

International Communication	International Trade Policy	Language, Communication and Identity	中級国際経済学
Statistical Theory and Applications	International Communication 分野別演習	International Trade Policy 分野別演習	Language, Communication and Identity 分野別演習
中級国際経済学 分野別演習	Statistical Theory and Applications 分野別演習		

専門応用科目 II (経済) でGBE科目に設定されている科目は、GBE科目として卒業単位に含まれるが、卒業に必要なGBE科目の単位数を超えてGBE科目を修得している場合、専門応用科目 II (経済) の卒業単位に含める。

専門応用科目 (経営)

Operations Management	Business Reading	International Business	English for Business
City Marketing and Tourism			

専門応用科目 (経営) でGBE科目に設定されている科目は、GBE科目として卒業単位に含まれるが、卒業に必要なGBE科目の単位数を超えているGBE科目を修得している場合、専門応用科目 (経営) の卒業単位に含める。

専門応用科目 (特殊講義) (経済)

課題プロジェクト演習 Public Policy	課題プロジェクト演習 Speech and Debate on Economic Issues	課題プロジェクト演習 Economic Theory	課題プロジェクト演習 Applied Economics
課題プロジェクト演習 International Economic Policy	課題プロジェクト演習 The Japanese and International Economies	Principles of Economics	International Political Economy
Visiting Scholar Guest Lecture 1	Visiting Scholar Guest Lecture 2		

特殊講義 (経営)

Accounting Topics for General Management	International Management and Strategy	Technology Enabled Business	ホスピタリティ・マネジ メント
Basics of Business Accounting	アジアグローバル経営基礎	The Business of Mobility	Electric Vehicles and Corporate Strategy

(8)大学院共通科目

経済学部時間割表に記載されている国際社会科学府博士課程前期開講科目(履修年次は3, 4年次)。履修に関しては受講前に担当教員の許可を得ること。

(9)経営学部開講科目

(後掲 一般学生:「3. 履修方法 イ. 卒業のための必要単位数及びGPA (Grade Point Average)の基準(2)」, GBEEP学生:「3. 履修方法 ロ. 卒業のための必要単位数及びGPA (Grade Point Average)の基準(2)」を参照)

(10)教育学部(教育人間科学部)・理工学部・都市科学部・他大学開講科目

(後掲 一般学生:「3. 履修方法 イ. 卒業のための必要単位数及びGPA (Grade Point Average)の基準(2)」, GBEEP学生:「ロ. 卒業のための必要単位数及びGPA (Grade Point Average)の基準(2)」を参照) 経済学務係窓口にて時間割が閲覧できるので, 希望者は確認すること。卒業単位に含めることのできる科目については別途掲示するので, 掲示板を確認し, 経済学務係窓口にご相談すること。

(11)専門基幹科目と専門応用科目Ⅰの履修方法

下記の専門基礎科目（前提科目）は、専門応用科目Ⅰを履修するにあたり、事前に履修し、単位を修得しておくことを原則とする。なお、推奨はしていないが、前提科目を履修していなくとも、専門応用科目Ⅰを履修することはできる。

専門基礎科目（前提科目）	専門応用科目Ⅰ
経済と倫理	経済学史

(12)専門基幹科目・専門応用科目Ⅰと専門応用科目Ⅱの履修方法

専門応用科目Ⅱは、専門基幹科目及び専門応用科目Ⅰで学んだ知識を活用し、授業をおこなう科目があるため、専門応用科目Ⅱを履修するにあたり、それぞれ対になっている下記の専門基幹科目・専門応用科目Ⅰ（前提科目）を事前に履修し、単位を修得しておくことを原則とする。なお、推奨はしていないが、前提科目を履修していなくとも、専門応用科目Ⅱを履修することはできる。

専門基幹科目 専門応用科目Ⅰ （前提科目）	専門応用科目Ⅱ
Global Economy	中級世界経済
International Economics	中級国際経済学
経済数学	数理経済学
数理統計	中級数理統計
計量経済学	中級計量経済学
経済統計	中級経済統計
国際貿易政策	International Trade Policy
国際金融	中級国際金融
現代外国為替論	中級現代外国為替論
国際環境経済論	中級国際環境経済
途上国経済	中級途上国経済
中国経済	中級中国経済
ロシア東欧経済	中級ロシア東欧経済
比較経済学	Statistical Theory and Applications
ゲーム理論	中級ゲーム理論

専門基幹科目 専門応用科目Ⅰ （前提科目）	専門応用科目Ⅱ
金融論	中級金融論
財政学	中級財政学
ファイナンス	中級ファイナンス
公共経済学	中級公共経済学
労働経済学	中級労働経済学
産業組織論	中級産業組織論
比較農業政策	中級比較農業政策
地域経済政策	中級地域経済政策
現代社会福祉	中級現代社会福祉
地方財政	中級地方財政
国際経済史	中級国際経済史
アジア経済史	中級アジア経済史
日本経済史	中級日本経済史
現代経済史	中級現代経済史

(13)経営学部開講科目 専門基礎, 専門基幹, 専門応用科目一覧

※GBEEP学生は、一覧を確認し、卒業に必要な単位を満たすこと。なお、一部の科目において、一般プログラムの学生は履修できない科目がある。

経営学部開講 専門基礎科目

経営学概論	会計学概論	経営科学概論
-------	-------	--------

経営学部開講 専門基幹科目

経営戦略論	経営組織論	キャリア・マネジメント	簿記論Ⅰ
簿記論Ⅱ	原価会計論	ビジネス・エコノミクス	経営情報論
マーケティング論	コーポレート・ファイナンス	言語コミュニケーション論	

経営学部開講 専門応用科目

組織間関係論	現代コミュニケーション論	人的資源管理論	経営管理論
経営史	雇用社会論	産業社会論	企業環境マネジメント論
経営行動科学	地域環境マネジメント論	イノベーション・マネジメント論	産業分析
技術経営論	金融システム論Ⅰ	金融システム論Ⅱ	比較経営史
財務会計論Ⅰ	財務会計論Ⅱ	管理会計論Ⅰ	管理会計論Ⅱ
監査論	監査制度論	政府・非営利会計論	税務会計論
生態会計論	マクロ会計論	財務分析論	戦略会計論
意思決定論	オペレーションズ・リサーチ	消費者行動論	マーケティング・サイエンス
流通論	経営数学	ファイナンシャル・リスク・マネジメント	ビジネスゲーム
情報システムとイノベーション	Operations Management	国際経営論Ⅰ	国際経営論Ⅱ
国際人的資源管理論	国際イノベーション・マネジメント論	国際会計制度	国際市場戦略論
国際経営史	Business Reading	International Business	English for Business
City Marketing and Tourism	憲法	行政法	人・物と法
取引と法	契約と法	家族と法	商法Ⅰ
商法Ⅱ	有価証券法	裁判法	

ハ. 平成28年度以前の入学生用カリキュラムについて

平成29年度以降入学生は、平成28年度以前入学者用カリキュラムを履修できないので注意する。経済学部時間割表に平成28年度以前入学生用カリキュラムと平成29年度以降入学生用カリキュラムをわけて表記するので、平成29年度以降入学生対象の科目を履修すること。

3. 履 修 方 法

イ. 一般プログラムの学生の卒業のための必要単位数及びGPA(Grade Point Average)の基準

【卒業要件】

- ・卒業必要単位数 124 単位
- 全学教育科目 34 単位
- 学部教育科目 90 単位
- ・卒業論文審査
- ・卒業に必要なGPAの基準 GPA 2.0 以上

(後掲「へ. 成績評価基準・GPA(Grade Point Average)について」参照)

卒業には、休学期間をのぞき大学で定めた期間を在学し、下記に記載されている履修基準単位をすべて修得し、上記卒業要件を満たし、卒業論文審査において合格しなければならない。

【履修基準】

(1)全学教育科目 34 単位 下【表1】の枠内単位数の合計（詳細は、全学教育科目履修案内を参照）

【表1】

基礎科目(人文社会系)	4 単位
基礎科目(自然科学系)	4 単位
外国語科目	10 単位
【内訳】 英語科目	8 単位(後掲参照)
初修外国語	2 単位(後掲参照)
全学教育科目その他	16 単位※1



【表2】

3～4 年次 履修	
高度全学教育指定科目	4 単位
[下記注意参照]	

※1 全学教育科目の中から自由に選択できる。ただし、健康スポーツ科目は、2 単位までを全学教育科目の卒業に必要な単位数として、算入することができる。健康スポーツ科目を3 単位以上修得しても2 単位を超えて卒業単位に算入することができない。

(高度全学教育指定科目)(後掲「2. 授業科目体系 イ. 全学教育科目と単位数」の説明を参照)

グローバル教育科目、イノベーション教育科目、学部が指定する基礎科目から3, 4 年次に4 単位修得する。経済学部が指定する高度全学教育指定科目は、P9 を参照のこと。

[注意]高度全学教育指定科目と基礎科目について

基礎科目(人文社会系及び自然科学系)は、それぞれ4 単位を必修としている。また、高度全学教育指定科目(3, 4 年次履修)も、4 単位を必修としている。例えば、学部が指定する基礎科目(人文社会系及び自然科学系)の2 単位を3, 4 年次に修得した場合、基礎科目(人文社会系及び自然科学系)と高度全学教育指定科目の2 単位をそれぞれ修得したことになる。

例：高度全学教育指定科目 学部が指定する基礎科目「英米文学」

1～2 年次に「英米文学」を履修した場合、基礎科目(人文社会系)を2 単位分満たすことになる。

3～4 年次に「英米文学」を履修した場合、基礎科目(人文社会系)を2 単位分満たし、かつ高度全学教育指定科目を2 単位分満たしたことになる。

ただし、どちらの方法で単位を修得したとしても、全学教育科目の合計数に含まれる単位数は2 単位であり、4 単位とはならない。

(英語科目)

英語科目は、英語部会で全学教育科目として開講され1年次を対象に開講される「英語プレゼンテーション」、「英語ライティング」、「自立英語」、「英語LR」各1単位ずつ計4単位(詳細は、全学教育科目履修案内を参照)と学部教育科目で2年次対象に開講する「English for Academic Purposes(EAP)」、「English for Economics and Business(EEB)」、「Advanced EAP A」、「Advanced EAP B」各2単位ずつの中から指定された2科目計4単位を修得する必要がある。なお、学部教育科目の「English for Academic Purposes(EAP)」、「English for Economics and Business(EEB)」、「Advanced EAP A」、「Advanced EAP B」は、最大4単位までを、全学教育科目の卒業に必要な34単位に含める。1年次の全学教育科目の英語4単位及び2年次の学部教育科目の英語科目4単位、計8単位の修得が卒業に必要となる。

1年次	英語実習（自立英語、英語LR、英語プレゼンテーション、英語ライティング）	「4種類4単位」	必修
2年次	学部教育科目 英語演習（EAP、EEB）	「2種類4単位」	必修
	指定された学生のみ Advanced EAP A	「1種類2科目4単位」	必修
	指定された学生のみ Advanced EAP B	「1種類2科目4単位」	必修

(初修外国語)

ドイツ語、フランス語、ロシア語、中国語、朝鮮語（平成29年度以前入学者対象）、イスパニア語から選択。原則2年次から履修する。全学教育科目履修案内で定められているセットで履修した2単位の修得が卒業に必要となる。

（海外留学や高学年に演習科目を履修希望する学生は、1年次に履修できる場合もある。セット履修した2単位以上の初修外国語については、全学教育科目の卒業に必要な単位に算入することができる。）

(日本語科目)

日本語は、それを母語としない留学生のみが履修できる。初修外国語の卒業に必要な単位に含める。

(2)学部教育科目 90 単位

専門基礎科目 8 単位(8単位のうち、基礎演習2単位必修)

専門基幹科目 20 単位

専門応用科目Ⅱ 12 単位

いずれかの一分野から 8 単位(主分野)

選択していない他の一分野から 4 単位(副分野)

計 40 単位

分野の種類

グローバル経済、 現代日本経済、 金融貿易分析、 経済数量分析、 法と経済社会

学部教育科目の残り50単位は、専門基礎科目、専門基幹科目、専門応用科目Ⅰ・Ⅱ、専門応用科目(その他)特殊講義、海外学修科目、大学院共通科目、経済学部で定めた経営学部開講科目、教育(教育人間科)学部・理工学部・都市科学部開講科目及び他大学開講科目から選択する。

ただし、経済学部で定めた経営学部開講科目、教育(教育人間科)学部・理工学部・都市科学部開講科目及び他大学開講科目は、12単位までを卒業に必要なこの残り50単位に含めることができる。

ロ. GBEEP の学生の卒業のための必要単位数及び GPA(Grade Point Average)の基準

【卒業要件】

- ・卒業必要単位数 132 単位
- 全学教育科目 34 単位
- 学部教育科目 98 単位

- ・卒業に必要な GPA の基準 GPA 2.0 以上

(後掲の「へ. 成績評価基準・GPA(Grade Point Average)について」参照)

卒業には、休学期間をのぞき大学で定めた期間を在学し、下記に記載されている履修基準単位をすべて修得し、上記卒業要件を満たさなければならない。

【履修基準】

(1)全学教育科目 34 単位 下【表1】の枠内単位数の合計（詳細は、全学教育科目履修案内も参照）

【表1】

基礎科目(人文社会系)	4 単位
基礎科目(自然科学系)	4 単位
外国語科目	10 単位
【内訳】 英語科目	8 単位(後掲参照)
初修外国語	2 単位(後掲参照)
全学教育科目その他	16 単位※1



【表2】

3～4 年次 履修	
高度全学教育指定科目	4 単位
[下記注意参照]	

※1 全学教育科目の中から自由に選択できる。ただし、健康スポーツ科目は、2 単位までを全学教育科目の卒業に必要な単位数として、算入することができる。健康スポーツ科目を3 単位以上修得しても2 単位以上を卒業単位に算入することができない。

(高度全学教育指定科目)(前掲「2. 授業科目体系 イ. 全学教育科目と単位数」の説明を参照)

高度全学教育指定科目は、グローバル教育科目、イノベーション教育科目、学部が指定する基礎科目を3, 4 年次に4 単位修得することが必要。経済学部が指定する高度全学教育指定科目は、P9 を参照のこと。

[注意]高度全学教育指定科目と基礎科目について

履修基準で説明したとおり、基礎科目(人文社会系及び自然科学系)は、それぞれ4 単位を必修としている。また、高度全学教育指定科目(3, 4 年次履修)も、4 単位を必修としている。なお、学部が指定する基礎科目(人文社会系及び自然科学系)の2 単位を3, 4 年次に修得した場合、基礎科目(人文社会系及び自然科学系)と高度全学教育指定科目の2 単位をそれぞれ修得したことになる。

例：高度全学教育指定科目 学部が指定する基礎科目「英米文学」

1～2 年次に「英米文学」を履修した場合、基礎科目(人文社会系)を2 単位分満たすことになる。

3～4 年次に「英米文学」を履修した場合、基礎科目(人文社会系)を2 単位分満たし、かつ高度全学教育指定科目を2 単位分満たしたことになる。

ただし、どちらの方法で単位を修得したとしても、全学教育科目の合計数に含まれる単位数は2 単位であり、4 単位とはならない。

(英語科目)

英語科目は、英語部会で全学教育科目として開講され1年次に履修する「英語プレゼンテーション」、「英語ライティング」、「自立英語」、「英語 LR」各1単位ずつ計4単位(詳細は、全学教育科目履修案内を参照)と学部教育科目で2年次対象に開講する「English for Academic Purposes(EAP)」、「English for Economics and Business(EEB)」、「Advanced EAP A」、「Advanced EAP B」各2単位ずつの中から指定された2科目計4単位を修得する必要がある。学部教育科目で開講する「English for Academic Purposes(EAP)」、「English for Economics and Business(EEB)」、「Advanced EAP A」、「Advanced EAP B」は、最大4単位までを、全学教育科目の卒業に必要な34単位に含める。1年次の全学教育科目の英語4単位及び2年次の学部教育科目の英語科目4単位、計8単位の修得が卒業に必要となる。

1年次	英語実習(自立英語、英語LR、英語プレゼンテーション、英語ライティング)	「4種類4単位」	必修
2年次	学部教育科目 英語演習(EAP、EEB)	「2種類4単位」	必修
	指定された学生のみ Advanced EAP A	「1種類2つ4単位」	必修
	指定された学生のみ Advanced EAP B	「1種類2つ4単位」	必修

(初修外国語)

ドイツ語、フランス語、ロシア語、中国語、朝鮮語(平成29年度以前入学者対象)、イスパニア語から選択。原則2年次から履修する。全学教育科目履修案内で定められているセットで履修した2単位の修得が卒業に必要となる。

(海外留学や高学年に演習科目を履修希望する学生は、1年次履修できる場合もある。)

セット履修した2単位以上の初修外国語については、全学教育科目の卒業に必要な単位に算入することができる。)

(日本語科目)

日本語は、それを母語としない留学生のみが履修できる。初修外国語の卒業に必要な単位に含める。

(2)学部教育科目 98単位

専門基礎科目	経済学部開講科目	6単位(6単位のうち、基礎演習2単位必修)
	経営学部開講科目	4単位 計10単位
専門基幹科目	経済学部開講科目	8単位(注)
	経営学部開講科目	8単位 計16単位
経済学部開講専門応用科目Ⅰ及びⅡ		32単位(注)
経営学部開講専門応用科目		12単位
海外学修科目		2単位
Global Business and Economics(GBE)科目		10単位

計82単位

学部教育科目の残り16単位は、専門基礎科目、専門基幹科目、専門応用科目Ⅰ・Ⅱ、専門応用科目(その他)特殊講義、海外学修科目、大学院共通科目、経済学部で定めた経営学部開講科目、教育(教育人間科)学部・理工学部・都市科学部開講科目及び他大学開講科目から選択する。

経営学部開講科目は、経営学部履修案内も確認すること。

(注) 専門基幹科目、専門応用科目Ⅰの中で、GBE科目となっている科目は、専門基幹科目、専門応用科目Ⅰとして卒業単位に含めることができないので、注意する。専門応用科目Ⅱ及び経営学部専門応用科目の中でGBE科目となっている科目は、GBE科目の卒業に必要な単位を超過した単位数をそれぞれ専門応用科目Ⅱ及び経営学部開講の専門応用科目として卒業に必要な単位に含める。

ハ. 履修限度

(1) 各年次に、卒業のために必要な単位の計算に含まれる科目について、48単位(各学期24単位)を超えて履修することはできない。また、各年次に、全学教育科目を、24単位(各セメスター12単位)を超えて履修することができない。ただし、全学教育科目のグローバル教育科目(国際交流科目)は、12単位に加えて、4単位を上限に履修することができる。

グローバル教育科目(国際交流科目)を4単位超過して履修登録するとシステム上エラー表示が発生するが、その他履修登録単位数に問題がない場合は、経済学務係に相談すること。なお、通年科目は各学期2分の1の単位数として計算する。

※全学教育科目に関すること、学期、セメスター科目に関することについては、全学教育科目履修案内も確認すること。

(全学教育科目 履修案内 抜粋)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
春学期						秋学期					
春セメスター科目				夏季休業期間		秋セメスター科目			休	春季休業期間	
第1ターム科目		第2ターム科目		第3ターム科目		第4ターム科目		第5ターム科目		第6ターム科目	

(2) 3年次、4年次において、前学期の「学期GPA3.0」以上の者は、卒業に必要な単位の計算に含まれる科目を一学期28単位まで履修することができる。ただし、全学教育科目は各セメスター12単位を超えて履修することはできない。

(3) 交換留学派遣決定者及び交換留学(派遣)後の学生は、卒業に必要な単位の計算に含まれる科目を一学期28単位まで履修することができる。ただし、全学教育科目は各セメスター12単位まで。なお、派遣先大学で修得した単位の認定により互換した単位は、この履修限度の枠外とする。詳細は、経済学部オリエンテーション・交換留学(派遣)オリエンテーションで説明する。

※交換留学派遣決定者・・・留学先大学からの受け入れの許可が得られた者

(4) 以下の卒業要件に参入できない科目は、履修の限度枠を超えて履修することができる。

- ・ 特別増加単位科目
- ・ グローバルPLUS ONE 副専攻プログラム開講科目 「科目群A」

(各学期、セメスターにおける履修上限単位数)

	全学教育科目	専門教育科目	合計	経済学務係への申請
基本	12単位		24単位	不要
3・4年次において前学期の「学期GPA3.0」以上の学生	12単位		28単位	不要
グローバル教育科目(国際交流科目)を履修	12単位+グローバル教育科目(国際交流科目)4単位		24単位	不要 ただし、履修登録できない場合、必要
交換留学派遣決定者及び交換留学(派遣)後の学生及び華東師範大学とのダブルディグリー(共同学位)対象の学生	12単位		28単位	不要

※履修上限には、夏季休業期間(第3ターム)及び春季休業期間(第6ターム)に開講する全学教育科目集中講義は含まない。

※通年科目は各学期2分の1の単位数として計算する。

※派遣先大学で修得した単位の認定により互換した単位や特別増加単位科目は、履修限度の枠外とする。

※既に上限が緩和されている者が、他の事由により更に緩和されることはない。

各学期 合計28単位 が最上限。ただし、上限除外科目を除く。

二. ゼミナールⅠ,Ⅱ

(1) 履修年次と単位数

ゼミナールⅠ 3年次 4単位

ゼミナールⅡ 4年次 4単位 計8単位

(2) 参加資格

履修年次の前年次終了までに、基礎演習2単位及び基礎演習を除く他の専門基礎科目から3科目6単位以上を修得し、かつ全学教育科目及び学部教育科目を総計50単位以上修得していること。

(3) 選択及び申請時期

第2年次春学期終了後に行う。

(4) 開始時期

ゼミナールは第3年次より開始する。ただし(3)の選択及び申請期間から2年次終了時までの期間は第3年次に始まるゼミナールのための準備期間とする。

ホ. 卒業論文(一般プログラムの学生)

(1) 受験資格

第4年次春学期(7学期)終了時までに、経済学部規則第10条に定められた単位を修得している者。

※経済学部規則第10条

卒業論文試験は、学部教育科目を60単位以上修得した者について行う。

(2) 審査時期

第4年次秋学期に行う。

(3) 審査担当

担当の指導教員または、特別に指定した教員。

(4) 試験結果

経済学部規則第12条による。

(5) 卒業論文の様式、提出方法は、掲示により告知する。

ヘ. 成績評価基準・GPA(Grade Point Average)について

*成績評価の基準

本学では授業の成績評価に5段階の成績評価グレード(秀, 優, 良, 可, 不可)を用いる。授業における成績評価は、履修目標, 到達目標に準じて行われ、履修目標, 到達目標と成績グレードの関係は「成績評価の基準表」で表す。ただし、5段階の成績評価グレードで表し難い授業科目は、「合格, 不合格」で表し、GPAには反映しない。なお、「可, 合格」以上を取得した場合に所定の単位を与える。

成績評価の基準表

成績グレード	秀	優	良	可	不可
基準	履修目標を越えたレベルを達成している	履修目標を達成している	履修目標と到達目標の間にあるレベルを達成している	到達目標を越えたレベルを達成している	到達目標を達成できていない

履修目標：授業で扱う内容(授業のねらい)を示す目標。より高度な内容は自主的な学修で身につけることを必要とする。

到達目標：授業を履修した人が最低限身につける内容を示す目標。履修目標を達成するには、さらなる学修を必要としている段階。

*GPA(Grade Point Average)制度について

本学ではGPA(Grade Point Average)を導入している。GPAとは、個々の科目について、評価(成績)のランクに数値(Grade Point)を与え、その数値と単位数の積を足し合わせ、それを履修登録してあった総単位数で割ることによって計算された数値をGPA(Grade Point Average)と呼ぶ。

本学では、GPAが2.0以上であることを卒業要件の一つとしている。

成績グレード G P	合格				不合格
	秀(S)	優(A)	良(B)	可(C)	不可(F)
	4.5	4	3	2	0

$$GPA = \frac{\text{総和}(GP \times \text{単位数})}{\text{履修科目単位数}}$$

*GPAに算入しない科目について

以下の科目については、GPAに算入しない。

- (1) 入学前既修得単位として認定された科目
- (2) 編入学による認定科目
- (3) 他大学開講科目で経済学部が定めた科目
- (4) 交換留学(派遣)等による認定科目
- (5) 「合格、不合格」で評価された科目
- (6) 卒業要件に算入できない科目

*再履修について

評価のうち、「不可」の科目については、再履修を行うことができる。再履修を行った場合、成績は再履修後のものが採用される。また、再履修の場合はGPAの分母は増えない。「不可」を取った科目は再履修をして、「可」以上にかえることがGPAの制度上重要になる。履修を途中で放棄(授業に出席しなくなる、学期末試験欠席等の履修放棄)することはGPA制度上認められない。ただし、授業開始後、所定の期間(履修キャンセル期間)内に願い出た科目については履修放棄を認め、履修科目から削除する。願い出の無い履修放棄の場合は評価を「不可」として扱う。再履修は、同一名称の授業科目を履修するのが原則である。また、学部教育科目(特殊講義)「英語討論(アジア)」,「英語討論(欧州)」,「Applied Economics Intensive」を再履修する場合や、学部教育科目について同一名称の授業科目が開講していない場合は、学期当初に掲示する学部教育科目の再履修の申請を行うこと。不明な点は、経済学務係まで問い合わせること。なお、全学教育科目の再履修については、全学教育科目履修案内を参照すること。

ト. 履修上の注意

今年度(平成30年度)に開講される講義は、後掲「平成30年度開講の授業科目」のとおりである。自身の所属するプログラム(一般プログラム又はGBEEP)により、履修計画をしっかりと立て、卒業要件をきちんと確認すること。通年科目及び春学期(1, 2, 3ターム)開講科目は春学期初めに、秋学期(4, 5, 6ターム)開講科目については秋学期初めに履修登録をする。(なお、秋学期履修登録の際、春学期に登録した通年科目をキャンセルして秋学期開講科目を登録することはできない。)

- (1) 履修登録をしないと、授業科目試験の受験資格がない。単位を修得したいと思う科目については、必ず前もって、所定の期間に履修登録手続をしておかなければならない。(再履修をする場合は、再履修申告手続を行う。)
- (2) 履修登録していない科目については、たとえ授業に出席し、試験を受けたとしても単位は与えられない。

- (3) 履修登録手続の期日は学期開始後、別に掲示で指示するので特に注意すること。

履修登録の手順(概略)

- (ア) 個別成績表(2年次以上)、履修案内及び時間割表の受領。履修計画の作成。
 - (イ) WEB 履修登録システムで履修登録手続を行う。
 - (ウ) 学務情報システムの「履修時間割表」を印刷または閲覧。確認表に記載の科目が履修科目となるので、履修計画どおりに履修登録されているか必ず確認し、科目が誤って登録されている場合等は、履修訂正期間に訂正手続を行う。
 - (エ) 履修訂正した場合は、更新した学務情報システムの「履修時間割表」を印刷または閲覧し再度確認する。
 - (オ) 履修登録の完了。
 - (カ) 履修登録科目のキャンセルがある場合は、所定期間内に手続をする。
- (4) 履修登録期間、履修確認・訂正期間後の科目変更は、所定期間内の履修キャンセル手続による削除以外は認めない。
- (5) 同じ学期、あるいは学年に同一科目が複数開講している場合、一つしか履修することはできない。(基礎演習等)
- (6) 授業科目名の変更等により授業の重複履修を禁止している科目があるので、注意すること。
- (7) 履修することのできる経営学部開講の授業科目(専門科目)に、次のものは含まれない。
- (一般プログラムの学生)
 - (ア) 履修学年に1年次が含まれている科目で経営学部の必修となっている授業科目
 - (イ) 少人数で開講される演習形式の科目(ゼミナール等)
 - (ウ) 経済学部で定める科目以外の科目(経済学部時間割表に記載されていない科目)
 - (GBEEP 学生)
 - (ア) 経済学部で定める科目以外の科目
- (8) 全学教育科目の履修に関しては、全学教育科目履修案内の経済学部に関する説明をよく読むこと。なお、基礎科目(自然科学系)の「微積分Ⅰ・Ⅱ」及び「線形代数Ⅰ・Ⅱ」で講義される内容は、経済学の学習にとって非常に重要であるので、必修ではないが履修することを推奨する。また、基礎科目(人文社会系)「社会科学概論A・B」は社会科学全般に渡っての広い視野を与える講義であるので、履修を推奨する。
- (9) 休学期間が終了し復学した学生の履修年次は、復学時点の前の年度までに在学した学期(休学期間は除く)の数によって決定する。前年度までに在学した学期の数が0～1であれば1年次、2～3であれば2年次、4～5であれば3年次、6以上であれば4年次である。
- (10) 交換留学派遣決定者は決定後から留学する年度において、交換留学(派遣)後の学生は留学から戻った学期において、授業担当教員から履修の許可を得た場合に限り、学生の申請により、履修登録期間外の履修登録を認める。詳細は、経済学部オリエンテーション・交換留学(派遣)オリエンテーションで説明する。

チ. 専門応用科目Ⅱ 分野別演習

- (1) 履修年次と単位数

3, 4年次 1単位 計4単位

1単位の分野別演習を各学期2単位履修できる。合計4単位までを卒業単位に含めることができる。

- (2) 履修方法

専門応用科目Ⅱの講義と連動しておこなう。該当する専門応用Ⅱの履修登録及び同科目担当教員から分野別演習を履修することの承認が必要。

リ. 英語演習

2年次に「English for Academic Purposes(EAP)」、「English for Economics and Business(EEB)」、「Advanced EAP A」、「Advanced EAP B」のうち指定された2単位ずつ計4単位を修得する必要がある。修得した上記4単位は、全学教育科目英語科目の単位に振り替える。「EAP」、「EEB」、「Advanced EAP A」「Advanced EAP B」を全学教育科目英語科目の単位に振り替えた場合、学部教育科目の単位にはならないので注意すること。「Advanced EEB 1」及び「Advanced EEB 2」は、重複履修可能で、合計4単位まで学部教育科目の卒業単位に算入することができるが、全学教育科目の卒業に必要な単位には算入できないので注意すること。

(全学教育科目として卒業単位に含まれる)

1 年次	英語実習（自立英語、英語 L R、英語プレゼンテーション、英語ライティング）	「4 種類 4 単位」	必修
2 年次	学部教育科目 英語演習（EAP、EEB）	「2 種類 4 単位」	必修
	指定された学生のみ Advanced EAP A	「1 種類 2 科目 4 単位」	必修
	指定された学生のみ Advanced EAP B	「1 種類 2 科目 4 単位」	必修

(学部教育科目として卒業単位に含まれる)

3 年次	Advanced EEB 1	1 種類 2 科目 4 単位までを卒業単位に算入できる
	Advanced EEB 2	1 種類 2 科目 4 単位までを卒業単位に算入できる
	Advanced EEB 1 Advanced EEB 2	2 種類 4 単位までを卒業単位に算入できる

また、TOEFL、IELTS スコアによる単位認定の申請ができる。全学教育科目履修案内に記載されている制度ではなく、経済学部の規定により実施する。申請期間も含め、詳細は掲示するので掲示板を確認すること。

(基準)

TOEFL については、iBT100、ITP600 以上

IELTS については、7.0 以上

(認定科目)

1 年次カリキュラムへの読み替えをする場合

「英語プレゼンテーション」、「英語ライティング」、「英語 L R」、「自立英語」の中から1単位ずつ合計2単位について成績「秀」を認定できる。

2 年次カリキュラムへの読み替えをする場合

「Advanced EAP A」の2単位について、成績「秀」を認定できる。認定された「Advanced EAP A」は、2 年次英語科目の「EAP」、「EEB」として読み替えることができる。

3 年次以降のカリキュラムへの読み替えをする場合

「Advanced EEB 1」の2単位について、成績「秀」を認定できる。

ヌ. 専門応用科目(特殊講義)「インターンシップ」の履修について

「インターンシップ」(2単位)の履修と単位の認定要件は、以下のとおりである。なお、「インターンシップ」で修得した単位は、経済学部卒業必要単位に算入できる。

(1) インターンシップの必要条件

- ① 受け入れ企業あるいは自治体にインターン指導責任者がいる正規のインターンシップであり、原則として無給で行われること。夏季休業期間中に、1 週間(40 時間)以上のインターン実践を行うこと。

- ② 受け入れ企業あるいは自治体が「評価書」を作成すること。

(2) 「インターンシップ」の履修手続きと成績評価

- ① オリエンテーションと事前講習を受講すること。日程については、掲示板で確認すること。
- ② インターンシップ受け入れ企業あるいは自治体を決定後、「インターンシップ単位認定申請書」を経済学務係に提出する。
- ③ インターン実践を行い、受け入れ企業あるいは自治体から「評価書」を経済学部提出する。
- ④ 「インターンシップ成果報告書」を提出する。
- ⑤ 「インターンシップ成果報告会」に参加すること。
- ⑥ 次学期(秋学期)に「インターンシップ」として履修登録する。
- ⑦ 成績評価は、受け入れ企業等が作成した「評価書」、学生が作成した「インターンシップ成果報告書」の内容、「インターンシップ成果報告会」への出席状況に基づいて行う。

(3) インターンシップ受け入れ企業等の決定(マッチング)

原則として、学生本人が行うこと。

* 「インターンシップ単位認定申請書」「インターンシップ成果報告書」の書式は経済学務係に備えている。

* 「災害補償保険」「賠償責任保険」など必要な保険には個人の責任で加入すること。

経営学部開講の「海外学修インターンシップ」については、後掲の「ル. 海外学修科目」参照されたい。

ル. 海外学修科目

海外学修科目は、交換留学(派遣)への参加、大学または短期大学への私費留学、各種英語討論会(「英語討論 Global Applied Economics Forum」)を除く、「Applied Economics Intensive」、経営学部開講の「海外学修インターンシップ」から構成されている。

(1) 交換留学(派遣)

掲示板を確認し、オリエンテーションに参加して、定められた申請を行うこと。

(2) 私費留学

私費留学で海外学修科目の履修を希望する場合、事前に経済学務係に相談すること。

大学または短期大学に留学することが海外学修科目単位取得の条件とする。また、経済学部で留学先教育機関について斡旋することはなく、必ず自身で受け入れ教育機関を探すこと。

(3) 交換留学(派遣)及び私費留学における注意

- i. 留学に参加した後、留学で学んできた内容について単位認定をおこない、経済学部の学部教育科目として2単位以上の単位が認定された学生は、海外学修科目として、2単位を付与する。つまり、学部教育科目として2単位以上が認定された学生は、所定の手続きをおこなうと交換留学における単位認定2単位以上の他に「海外学修(交換留学)」の2単位、計4単位が付与される。
- ii. 交換留学(派遣)及び私費留学の参加方法は、後掲の「ワ. 留学について」を参照。また、交換留学(派遣)に参加する学生は、経済学部で開催する交換留学(派遣)オリエンテーションに参加すること。
- iii. 海外学修科目について大切な連絡をおこなうことがあるので、経済学務係と出発前、留学中、帰国後も連絡がとれるようにすること。

(4) 各種英語討論会(「英語討論 Global Applied Economics Forum」)を除く)及び「Applied Economics Intensive」

経済学部及び経営学部で開講される英語討論会等は、学部教育科目として2単位を付与する。

※経済学部開講の英語討論会等に参加を希望する場合、後掲の「ワ. 専門応用科目(海外学修科目)」「英語討論(アジア)」、「英語討論(欧州)」、「Applied Economics Intensive」、特別増加単位科目「英語討論(Global Applied Economics Forum)」の履修について」を参照。

※経営学部開講の英語討論会に参加を希望する場合、経営学部掲示版を確認し、定められた手続きをおこなうこと。

(5) 経営学部開講：「海外学修（インターンシップ）」

経営学部開講の「海外学修インターンシップ」に参加を希望する場合、経営学部の掲示を確認し、所定の手続きをおこなうこと。「海外インターンシップ」は、所定の活動をおこなえば、定められた時間数の単位に加えて、「海外学修（インターンシップ）」として2単位を付与する。

(6) 海外学修科目の履修上限について

「海外学修(交換留学)」,「海外学修(私費留学)」及び「海外インターンシップ」は、単位付与条件を満たせば、複数回単位を修得できる。英語討論会等は、通常授業と同様に一度のみしか単位を修得できないが、「英語討論(欧州)」及び「英語討論(アジア)」のように異なる討論会であれば、重複して履修することができる。

(7) 海外学修科目の単位の取り扱いについて

(一般プログラムの学生)

海外学修科目として、単位を修得した場合、専門応用科目(その他)特殊講義に含めることができる。

(GBEEPの学生)

GBEEPの学生は2単位必修科目となる。2単位を超えて単位を修得した場合、卒業に必要な学部教育科目の残り16単位に含めることができる。

ヲ. 留学について

海外渡航する際は、「学生海外派遣事業における渡航前危機管理に関する指針」

(URL: <http://www.ynu.ac.jp/international/voyage.info/pdf/tokoumaekikikanri.pdf>)の内容を順守すること。また、大学の定める海外渡航届も事前提出すること。定めに従わない場合は、海外渡航を許可できないこともある。そして、単位認定の申請も受け付けられないこともあるので、注意すること。

(1) 交換留学(派遣)

経済学が学べる協定校は、世界各地にあり、今後も更なる締結を予定している。この協定により、半年から1年の期間、本学に在籍したまま各大学へ留学することができる。留学中、授業料は本学で納入し、相手大学の検定料、入学料、授業料は免除される。また、留学期間も本学での在学期間を含めることができる。

ただし、交換留学派遣生となるためには、経済学部では外国語の能力(TOEFL iBT 70 もしくは、IELTS 5.5 以上等)の他、成績などいくつかの条件を満たさなければならないので、希望する者は経済学部オリエンテーションや経済学務係で確認しておくこと。また、留学申請可能な協定校は随時、変更の可能性があるため、協定校、各大学への応募資格、派遣定員、修学期間等詳細についても、大学WEBサイト上の国際交流・留学のページや派遣先大学のWEBサイト、学生センター：学務部国際教育課留学交流係で配布される資料で事前によく確認しておくこと。

〈経済学部派遣基準〉

1. 国際性に優れていること。
2. 前学期終了時点での成績が、GPA3.25以上であること。
3. 派遣決定後に辞退等をした場合には、その後1年間は再応募を認めないことがある。
4. 非英語圏に留学する場合は、第2外国語2年間に相当する学習量及びレベルが必要(これを満たさない場合は、原則として現地での専門クラスは履修できないため)。

〈募集スケジュール〉

毎年10月初中旬以降に、交換留学派遣生の募集が行われる。その後、2,3次募集をおこなうことがある。申請の際、必ずTOEFL iBT, IELTS 又は TOEFL ITP のスコア(ただし本学が定めた期日までに TOEFL iBT, IELTS を提出する必要がある)もしくは派遣先大学に合わせた語学能力を証明するもの(学生センター：学務部国際教育課留学交流係に問い合わせること)の提出が必要となるので、申請に間に合うよう、事前に受験をしておくこと。詳細は経済学部オリエンテーションで説明する。募集の

スケジュールは変更になる場合があるので注意すること。

〈単位認定〉

複数回留学した場合も含め、通算 60 単位を上限として、派遣先大学で修得した単位を認定することができる。1 回の留学における単位認定の上限は、受け入れ先大学の受け入れ期間が、6 か月未満の場合、24 単位、6 か月以上 1 年未満の場合、48 単位、1 年以上の場合 60 単位を上限に単位認定を申請できる。詳細な認定基準や方法は、経済学部オリエンテーションで説明するが、帰国後に実施する成果報告会への参加が単位認定の条件とするので注意すること。

なお、互換した単位は「全学教育科目(語学を含む)」「学部教育科目」「海外交流科目」※1「特別増加単位科目」※2 のいずれかで認定する。成績は全て「認定」となり GPA の適用が除外される。

※1「海外交流科目」とは、本学に読み替えに該当する学部教育科目がない場合に認定する科目である。「海外交流科目」の単位は、学部教育科目のうち専門応用科目(その他)特殊講義として扱われ、卒業に必要な単位に含まれる。ただし、「海外交流科目」として認定を受ける場合、留学の回数、期間にかかわらず、「海外交流科目」の通算認定単位数は、30 単位を上限とする。

※2「特別増加単位科目」とは、本学に読み替えに該当する全学教育科目及び学部教育科目がない場合に認定される科目である。「特別増加単位科目」の単位は、単位が認められ成績証明書にも記載されるが、卒業に必要な単位としては認められない。

(2)私費留学(休学をして行う留学)

休学が許可されると、本学の授業料は免除となるが、相手大学へ検定料、入学料、授業料等の納入が必要となる。また、休学期間は本学の在学期間を含めることができない。

なお、留学先の紹介や申込み等手続きの斡旋は行っていない。個人で行うこと。

〈単位認定〉

学則第 42 条の 2 に基づき、学生が休学期間中に、外国の大学または短期大学に留学した場合、単位認定の申請ができる。ただし、留学先の受け入れ期間により申請できる単位数が異なり、6 か月未満の場合、24 単位、6 か月以上 1 年未満の場合、48 単位、1 年以上の場合 60 単位を上限とする。また、複数回留学した場合も含め、通算で 60 単位を上限に単位認定を申請できる。休学する前に申請が必要なので、事前に経済学務係に相談すること。

なお、互換した単位は「全学教育科目(語学を含む)」「学部教育科目」「海外交流科目」※1「特別増加単位科目」※2 のいずれかで認定される。成績はすべて「認定」となり GPA の適用が除外される。

※1「海外交流科目」と※2「特別増加単位科目」については、前掲「(1)交換留学(派遣)」の説明を参照。

(3)私費留学(休学しない留学について)

休学をせず在学期間中にいわゆるサマースクールまたは短期集中講座の学修に参加した学生は、単位認定を申請することができる。掲示を確認し、事前及び事後に手続きを行うこと。

フ. 専門応用科目(海外学修科目)「英語討論(アジア)」,「英語討論(欧州)」,「Applied Economics Intensive」,特別増加単位科目「英語討論(Global Applied Economics Forum)」の履修について

(1)履修の必要条件

① 履修者の募集

掲示によりそれぞれ募集をするので申込みをし、選考面接を受けること。募集時期は以下のとおり。

「英語討論(アジア)」,「英語討論(欧州)」,「英語討論(Global Applied Economics Forum)」…掲示にて通知する

「Applied Economics Intensive」…4 月以降

②選考面接後に事前講習(特別講義, フィールドスタディ, プレゼンテーション・ディスカッション練習等)に参加すること。

③以下の討論会, サマースクールに参加すること。日程については、募集掲示・選考面接・事前講習等で確認すること。

「英語討論(アジア)」・・・海外の大学へ訪問して実施する討論会及び国内の討論会

「英語討論(欧州)」・・・海外の大学へ訪問して実施する討論会

「Applied Economics Intensive」・・・海外の大学で実施されるサマースクール

「英語討論(Global Applied Economics Forum)」・・・海外の大学へ訪問して実施する討論会

④「成果報告会」に参加すること。

(2)履修手続きと成績評価

①履修定員が決まっているため、科目により選考をすることがある。「英語討論(アジア)」「英語討論(欧州)」に関しては春学期に面接を行う。「Applied Economics Intensive」,「英語討論(Global Applied Economics Forum)」については、掲示等を確認すること。

なお、募集・選考は事前に開始されるが、履修登録は秋学期に行うこと(選考等で履修を許可された者に限る)。

②「英語討論(アジア)」は、履修のキャンセルができないので注意すること。

※「英語討論(アジア)」については、海外の大学へ訪問して実施する討論会に参加した際に訪問大学より単位が付与されることがあるが、経済学部単位としては認定しない。あくまでも経済学部で成績評価をしたものが単位として付与される。

③「英語討論(アジア)」,「英語討論(欧州)」で修得した単位は、海外学修科目として経済学部卒業必要単位に算入でき、GPAに算入する。

④「Applied Economics Intensive」で修得した単位は、海外学修科目として経済学部卒業必要単位に算入できるが、GPAに算入しない。

⑤「英語討論(Global Applied Economics Forum)」は、履修限度の枠(各学期24単位)を超えて履修できるが、修得した単位は特別増加単位科目となり経済学部卒業必要単位に算入しない。また、GPAにも算入しない。

(3)その他の注意事項

海外旅行傷害保険並びに危機管理体制整備のためのプログラムへ加入することを義務付ける。また、保険加入料金・プログラム加入料金・旅費等は自己負担とする。詳しくはオリエンテーション資料を参照すること。

海外渡航する際は、「学生海外派遣事業における渡航前危機管理に関する指針」

(URL: http://www.ynu.ac.jp/international/voyage_info/pdf/tokoumaekikikanri.pdf)の内容を順守すること。また、大学の定める海外渡航届も事前提出すること。定めに従わない場合は、海外渡航を許可できないこともある。そして、単位認定の申請も受け付けないこともあるので、注意すること。

※経営学部開講の英語討論会は、別スケジュールで開講されるので、確認すること。

カ. 不正行為(定期試験におけるカンニング等)について

不正行為を行った者は、当該定期試験期間に実施されたすべての受験資格(レポート提出資格を含む)を失うと共に、「横浜国立大学学生の懲戒に関する規則」に基づいて処分される。

具体的には、訓告・停学・退学という懲戒処分が課せられることになるので、不正のないよう十分注意すること。例えば、停学処分を受けた者は、その期間中の履修登録も不可能となり、今後の卒業までの学習計画に重大な支障をきたすことになる。

コ. 追試験について

次の(ア)～(エ)に該当する事由により当該定期試験期間内に行われた試験科目を受験できなかった場合には、その科目について追試験を申請することが出来る。

(ア) 本人の疾病又は負傷(医師の診断書を必要とする)

(イ) 両親又は同居の親族の死亡(事実を確認できる書類を必要とする)

(ウ) 交通機関の著しい遅延・運休(事実を証明する書類を必要とする)

(エ) その他、学部長がやむを得ない理由があると認めたとき(理由を説明する文書を必要とする)

追試験の申請は、下記の要領に従うこと。追試験の可否、実施日、実施方法などについては、追って申請者に連絡する。なお、申請した追試験が受験できなかった場合には、再度の追試験はおこなわない。

- ・ 申請期限：当該定期試験期間終了後の翌日の17時まで(休日の場合にはその翌日まで)
- ・ 申請窓口：経済学務係
- ・ 申請方法：追試験申請書と併せ必要書類を提出すること。本人が直接窓口に申請できない場合には、代理人や電子メールによる申請も可能である。詳細は経済学務係へ問い合わせること。

Ⅲ 履 修 細 目

(平成28年度以前の入学生)

1. 科目コードについて
2. 授業科目体系
3. 履修方法

Ⅲ 履修細目(平成28年度以前入学者)

経済学部履修細目(授業科目体系と履修方法)は、基本的には、

- (1)「教養教育科目(教養コア科目、情報リテラシー科目、基礎演習科目、外国語科目、健康スポーツ科目)」と「専門教育科目(専門基礎科目、専門科目)」との連携をはかり、専門教育が幅広い教養と学習によって支えられるようにすること。
- (2)「教養教育」と「専門教育」に関する一貫した授業科目の体系化と深化を図ること。
- (3)社会科学分野における基礎学力、語学や情報処理などの基礎的スキルをしっかりと身につけられること。

の3点を意図している。このため、専門教育の授業科目体系は、次の各科目によって構成される。

a. 専門基礎科目

b. 専門科目

イ. 基幹科目、 ロ. 特殊講義、 ハ. 大学院共通科目、 ニ. 外書講読、 ホ. ゼミナール

専門基礎科目は、社会科学に対して幅広い視野を与え、問題関心を高めることにより、専門科目を学習するための基礎となるために開講される。

基幹科目群は、経済学部に通ずる基本的分野の科目、各学科の様々な対象領域についての科目からなり、経済学部及び各学科の基幹となる学問分野に關しての科目群である。学生諸君にしっかりと基礎学力を身につけてもらうために、専門基礎科目及び基本的分野の基幹科目については複数開講し、マスプロ教育に陥らないような措置がとられている。

特殊講義は、境界領域的なテーマやup-to-dateなテーマ、あるいは社会科学のための補助的な手法などをとりあげて、テーマにふさわしい講師を広く学内外に求め、開講される。

専門基礎科目、基幹科目等について、その履修年次と科目相互間の關連が容易に理解できるようなコードナンバーを付ける科目コード^{※1}システムが採用され、体系的学習が容易となるような配慮がなされている。

大学院共通科目は、意欲がある学部上級生に対して博士課程前期で開講される科目の履修を認め、修得単位として認定するものであり、学部レベルを超えた深い専門分野の知識を身につけるための科目である。

外書講読は、社会科学の原書を読むことを通じて、外国語の社会科学文献についての読解力と専門用語を習得するために開講される。

ゼミナールは、担当教員の指導とゼミ生同志の議論を通して、各自の関心と問題意識に応じて選択した専門分野の知識を積極的に吸収し、一層の理解を深めるとともに、卒業論文のテーマを掘り下げて追求するために設けられている。

これらに加えて経営学部開講科目及び教育学部(教育人間科学部)・理工学部・都市科学部開講科目、国際交流科目、他大学開講科目^{※2}等、各自が創意工夫を凝らして学習することができる。

※1 科目コードと履修登録の際に用いる時間割コードは異なるので注意すること。

※2 他大学開講科目とは、横浜市内大学間の単位互換協定に基づき、他大学から提供された科目のうち、経済学部が指定した科目をいう。

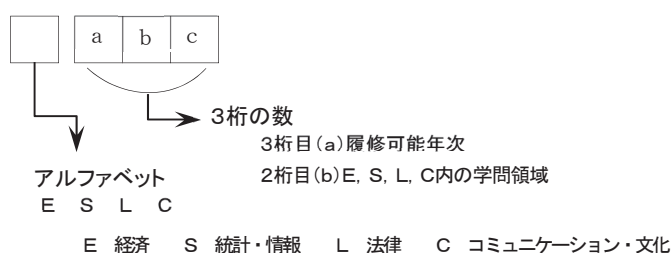
1. 科目コードについて

経済学部では、専門基礎科目、基幹科目及び一部の特殊講義に対して、科目ごとに

E372 中国経済

のように、アルファベットと3桁の数字からなる科目コードを付けている。この科目コードシステムは、その科目の扱う領域及び履修可能年次を一目で理解できるようにし、学生の体系的学習を容易にすることを目的としている。

科目コードの構造



- (1) 科目コードの最初のアルファベットは、その科目が属する学問分野を示している。経済分野であればE、統計・情報分野であればS、法律分野であればL、コミュニケーション・文化分野であればCが付けられている。
- (2) 科目コードの数字部分の3桁目（上図のa部分）は受講可能年次を示している。100番台であれば1年次から履修可能であること、200番台であれば2年次から履修可能であること、300番台であれば3年次以上が履修可能であることをしめしている。
- (3) さらに、科目コードの数字部分の2桁目（上図のb部分）は、(1)で述べたアルファベットで示された各学問分野内におけるより細かな学問領域を示している。具体的には次の表ようになる。

(平成26・27・28年度入学生)

E	0～1 ポリティカル・エコノミー 2～3 ミクロ経済学・マクロ経済学・ゲーム理論 4～5 財政・金融・経済政策 6～7 国際経済 8～9 経済史
S	0～1 経済統計 2～3 数理統計・計量経済学 4～5 コンピュータ・プログラミング
L	0～1 公法 2～3 刑事法 4～5 民事法 6 基礎法 7 社会法 8 国際法 9 政治学
C	0～1 コミュニケーション 2～3 文化

(平成25年度以前の入学生)

E	0～1 ポリティカル・エコノミー 2～3 ミクロ経済学・マクロ経済学・ゲーム理論 4～5 財政・金融・経済政策 6～7 国際経済 8～9 経済史
S	0～1 経済統計 2～3 数理統計・計量経済学 4～5 コンピュータ・プログラミング
L	0～1 私法 2～3 公法 4～5 政治学
C	0～1 コミュニケーション 2～3 文化

上のE372「中国経済」は、3年次以上が履修できる国際経済関係の科目であることが分かる。

アルファベットが同じで、かつコードの数字部分2桁目以降に近い科目は、互いに関連が深い科目である。

例えば、E120「市場と価格：ミクロ経済学入門」は1年次から履修可能である科目であり、2年次から履修可能であるE220「ミクロ経済学」と関連が深い科目である。E281「日本経済史」とE282「現代経済史」は、ともに経済史分野の科目であり相互に関連性が深い。このような科目コードから得られる履修可能年次と学問分野の情報、「授業概要」に記載されている講義内容や前提となる科目の説明等を参考にし、自分の所属学科・コースを考えて体系的に履修を行うことが望ましい。

2. 授 業 科 目 体 系

イ. 教養教育科目と単位数

区 分		授業科目	単位	期間	履修学年	備考
教養コア科目	基礎科目（人文社会系）	現代政治（日本）	2	秋学期	1～4	
		現代政治（国際）	2	秋学期	1～4	
		社会科学概論A	2	春学期	1～4	
		社会科学概論B	2	春学期	1～4	
		社会科学の歴史	2	春学期	1～4	
		社会科学の方法	2	秋学期	1～4	
		現代と法	2	秋学期	1～4	
		心理学A	2	半 期	1～4	
		心理学B	2	半 期	1～4	
		その他	2	半 期	1～4	注1
	基礎科目（自然科学系）	微分積分Ⅰ	2	春学期	1～4	
		微分積分Ⅱ	2	秋学期	1～4	
		線形代数Ⅰ	2	春学期	1～4	
		線形代数Ⅱ	2	秋学期	1～4	
		情報科学	2	半 期	1～4	
		その他	2	半 期	1～4	注1
	現代科目	地域連携と都市再生B（かながわ地域学）	2	秋学期	1～4	
		その他	2	半 期	1～4	注1
	総合科目	総合科目	2	半 期	1～4	
情報リテラシー科目	情報リテラシー科目	コンピュータ・リテラシー	2	春学期	1～4	
		データ解析演習	2	秋学期	1～4	
基礎演習科目	基礎演習科目	基礎演習科目	2	春学期	1	注2
健康スポーツ科目	健康スポーツ科目	健康スポーツ演習B	2	半 期	1～4	
外国人留学生のための授業科目	日本事情に関する科目	日本事情	2	半 期	1～4	注3

注1.「その他」とは本学部が各年度において指定する科目をいう。履修学年が「1～4」でない科目もある。

注2.「基礎演習科目」は原則として全ての1年生が履修する。注3.「日本事情」は、外国人留学生に限り履修できる。

区 分	授業科目	単位数	期 間	履修学年	備 考
外国語科目	英語実習1S	1	半 期	1～4	2ヶ国語16単位 ただし、1ヶ国語は 12単位まで 履修方法は、『教養 教育履修案内』等を 参照のこと。 1年次から 実習1→実習2→ 演習の順序で 履修します。 実習科目（会話を含 む）は各4単位までを 卒業要件に含めるこ とができる。
	英語実習1W	1	半 期	1～4	
	英語実習1LR春学期	1	春学期	1～4	
	英語実習1LR秋学期	1	秋学期	1	
	英語実習Advanced	1	半 期	1～4	
	英語演習	2	半 期	2～4	
	ドイツ語実習1	1	春学期	1～4	
	ドイツ語実習2	1	秋学期	1～4	
	ドイツ語実習（会話）1	1	春学期	1～4	
	ドイツ語実習（会話）2	1	秋学期	1～4	
	ドイツ語演習	2	半 期	2～4	
	フランス語実習1	1	春学期	1～4	
	フランス語実習2	1	秋学期	1～4	
	フランス語実習（会話）1	1	春学期	1～4	
	フランス語実習（会話）2	1	秋学期	1～4	
	フランス語演習	2	半 期	2～4	
	中国語実習1	1	春学期	1～4	
	中国語実習2	1	秋学期	1～4	
	中国語演習	2	半 期	2～4	
	ロシア語実習1	1	春学期	1～4	
	ロシア語実習2	1	秋学期	1～4	
	ロシア語演習	2	半 期	2～4	
	朝鮮語実習1	1	春学期	1～4	
	朝鮮語実習2	1	秋学期	1～4	
	朝鮮語演習	2	半 期	2～4	
	イスパニア語実習1	1	春学期	1～4	
	イスパニア語実習2	1	秋学期	1～4	
	イスパニア語演習	2	半 期	2～4	

	日本語中級 日本語上級 日本語演習			プレースメント テストの結果で 受講科目が指 定。	留学生のみ
--	-------------------------	--	--	------------------------------------	-------

注 表に示された外国語の履修年次は、スキップ履修、スピード履修以外の通常の履修の場合についてのものである。
外国語の履修方法は、再履修も含め教養教育履修案内を参照すること。

ロ. 専門教育科目と単位数

(1) 専門基礎科目と単位数

科目コード	授 業 科 目	単位数
E100	制 度 と 経 済：ポリティカル・エコノミー入門	2
E120	市 場 と 価 格：ミクロ経済学入門	2
E121	所 得 と 雇 用：マクロ経済学入門	2
E170	世 界 と 経 済：グローバル・エコノミー入門	2
E180	歴 史 と 経 済：経済史入門	2
L100	社会生活と法：法学入門	2

(2) 専門科目と単位数

a. 基幹科目群

(全入学年共通)

A 群（学 部 共 通）								
科目コード	授業科目	単位数	科目コード	授業科目	単位数	科目コード	授業科目	単位数
E200	経済原論	4	E220	ミクロ経済学	4	E280	経済史	4
E201	現代経済システム	4	E221	マクロ経済学	4			

(全入学年共通)

B－1 群（経済システム学科経済コース）								
科目コード	授業科目	単位数	科目コード	授業科目	単位数	科目コード	授業科目	単位数
E203	経済学史	4	E250	経済政策	4	S220	数理統計	4
E204	社会思想史	4	E251	比較農業政策	4	S221	計量経済学	4
E223	ゲーム理論	4	E281	日本経済史	4	S240	プログラミングと経済分析	4
E244	地方財政	4	E282	現代経済史	4	C201	国際コミュニケーション	4
E247	現代社会福祉	4	S200	経済統計	4			
E301	比較経済システム	4	E342	ファイナンス	4			
E306	現代社会科学	4	E343	財政学	4			
E325	数理経済学	4	E345	公共経済学	4			
E341	金融論	4	E348	労働経済学	4			

(平成26・27・28年度入学生対象)

B－2－1 群（経済システム学科法と経済コース・経済科目）								
科目コード	授業科目	単位数	科目コード	授業科目	単位数	科目コード	授業科目	単位数
E204	社会思想史	4	E341	金融論	4			
E223	ゲーム理論	4	E342	ファイナンス	4			
E244	地方財政	4	E343	財政学	4			
E250	経済政策	4	E345	公共経済学	4			
E281	日本経済史	4	E348	労働経済学	4			

(平成26・27・28年度入学生対象)

B－2－2群（経済システム学科法と経済コース・法律科目）								
科目コード	授業科目	単位数	科目コード	授業科目	単位数	科目コード	授業科目	単位数
L200	憲法	2	L240	民法Ⅰ	2	L244	民事法特別講義・債権各論	2
L201	公法特別講義・憲法	2	L241	民法Ⅱ	2	L280	国際法	2
L211	公法特別講義・行政法	2	L242	民法Ⅲ	2	L290	政治学原論	2
L220	刑法	2	L243	民事法特別講義・担保物件法	2	L291	政治学特別講義	2
L221	刑事法特別講義・刑法	2						
L310	行政法	2	L340	民法Ⅳ	2	L353	民事法特別講義・企業取引法	2
L311	基本租税法研究	2	L350	商法Ⅰ	2	L354	法学特別講義・知的財産権法	
L312	法学特別講義・経済法概論	2	L351	商法Ⅱ	2		概論	2
L330	裁判法	2	L352	商法Ⅲ	2	L360	基礎法学	2
						L370	基本社会保障法研究	2

(平成25年度以前の入学生対象)

B-2群（経済システム学科法と経済コース）								
科目コード	授業科目	単位数	科目コード	授業科目	単位数	科目コード	授業科目	単位数
E204	社会思想史	4	L200	民法 1（総則）	2	L221	憲法 2	2
E223	ゲーム理論	4	L201	民法 2（物権法）	2	L224	行政法 1	2
E244	地方財政	4	L202	民法 3（担保物権法）	2	L225	行政法 2	2
E250	経済政策	4	L203	民法 4（債権総論）	2	L230	刑法 1	2
E281	日本経済史	4	L204	民法 5（債権各論）	2	L231	刑法 2	2
			L205	民法 6（家族法）	2	L234	裁判法概論	2
			L220	憲法 1	2	L240	政治学概論	2
E341	金融論	4	L307	知的財産権法概論	2	L313	商法 4	2
E342	ファイナンス	4	L308	国際関係法概論	2	L326	経済法概論	2
E343	財政学	4	L310	商法 1	2	L327	租税法概論	2
E345	公共経済学	4	L311	商法 2	2	L328	社会保障法概論	2
E348	労働経済学	4	L312	商法 3	2			

(全入学年共通)

C 群（国際経済学科）								
科目コード	授業科目	単位数	科目コード	授業科目	単位数	科目コード	授業科目	単位数
E250	経済政策	4	E270	世界経済論	4	E284	アジア経済史	4
E251	比較農業政策	4	E271	途上国経済	4	C221	言語コミュニケーションと	
E252	地域経済政策	4	E281	日本経済史	4		アイデンティティ	4
E253	国際環境経済論	4	E282	現代経済史	4			
E261	国際金融	4	E283	国際経済史	4			
E343	財政学	4	E364	産業組織論	4	E373	ロシア東欧経済	4
E345	公共経済学	4	E367	経済開発論	4	E374	国際貿易政策	4
E360	国際経済学	4	E368	国際関係論	4	E375	現代外国為替論	4
E362	数量ファイナンス	4	E372	中国経済	4			

下の表の「平成26・27・28年度入学生対象科目」と「平成25年度以前の入学生対象科目」は対応関係にある。入学年度に応じた科目を履修すること。これ以外の科目は履修できないので注意すること。

平成26・27・28年度入学生対象科目	平成25年度以前の入学生対象科目	平成26・27・28年度入学生対象科目	平成25年度以前の入学生対象科目
憲法	憲法2	行政法	行政法1
公法特別講義・憲法	憲法1	基本租税法研究	租税法概論
公法特別講義・行政法	行政法2	法学特別講義・経済法概論	経済法概論
刑法	刑法1	裁判法	裁判法概論
刑事法特別講義・刑法	刑法2	民法Ⅳ	民法6（家族法）
民法Ⅰ	民法1（総則）	商法Ⅰ	商法1
民法Ⅱ	民法2（物権法）	商法Ⅱ	商法2
民法Ⅲ	民法4（債権総論）	商法Ⅲ	商法4
民事法特別講義・担保物件法	民法3（担保物権法）	民事法特別講義・企業取引法	商法3
民事法特別講義・債権各論	民法5（債権各論）	法学特別講義・知的財産権法概論	知的財産権法概論
国際法	国際関係法概論	基本社会保障法研究	社会保障法概論
政治学原論	政治学概論		

（留学生向け専門科目）

授業科目	履修年次	単位数
世界と日本経済	2年次～4年次	4

b. 特殊講義

毎年数科目開講。単位数は、2単位または4単位。（履修年次は科目ごとに指定。）以下の講義については原則として毎年開講する。

科目コード	授業科目	単位数	科目コード	授業科目	単位数
E 222	経済数学	2	S 201	日本経済と統計	2

c. 大学院共通科目

国際社会科学部研究科博士課程前期開講科目で別表に記載した科目。（履修年次は3，4年次）履修に関しては受講前に担当教員の許可を得ること。平成25年度より、カリキュラムの変更に伴い大学院共通科目の科目名が変更された。現在開講されている大学院共通科目と旧カリキュラム上において同一の科目を既に履修している場合、名称の変更がなされた科目を履修することはできない。（変更前、変更後の科目名については後掲の「3. 履修方法」ト一*再履修についてを参照のこと。）

d. 外 書 講 読 単位数は、2単位または4単位。（履修年次は2～4年次）

e. ゼ ミ ナ ー ル 3年次 4単位、4年次 4単位

f. 経営学部開講科目 (後掲の「3. 履修方法」ロ.(4)を参照のこと。)

g. 教育学部(教育人間科学部)・理工学部開・都市科学部開講科目・他大学開講科目で別表に記載した科目
(後掲の「3. 履修方法」ロ.(4)を参照のこと。)

ハ. 国際交流科目と単位数

YCCS特別プログラムにより開講される国際交流科目を履修することができる。履修年次は1～4年次、単位は2単位である。

国際交流科目のうち、別に経済学部が定める科目を履修した場合には、事前申請をすることにより卒業単位(専門科目)に含めることができる。(但し、GPAには参入されない。)卒業単位に含めることができる科目や単位数に制約があるので、履修を希望する学生は、必ず学期の始めに学務の窓口で申請すること。なお、卒業単位に含める科目は、履修上限の対象となる。

もし、申請なく履修した場合は、国際交流科目として単位が付与されるが、卒業単位には含めることができないので注意すること。

「国際貿易政策Ⅰ」・「国際貿易政策Ⅱ」(各2単位)は、留学生に限り履修することができる。但し基幹科目「国際貿易政策」(4単位)とは別科目として扱われるので、卒業単位に含めたい場合は、必ず「国際貿易政策」(4単位)を履修すること。

※ 「MicroeconomicsⅠ」については、留学生に限り履修することができ、専門基礎科目「ミクロ経済学入門」に読み替えることが可能である。

※ 「MicroeconomicsⅠ」は平成24年度まで開講していた「マイクロエコノミクス」の授業科目名の変更のため重複履修はできない。

※ なお、YCCS特別プログラムにより開講される英語の授業科目は教養教育科目として開設され、「教養教育履修案内」に科目区分等が掲載されている。

※ 国際交流科目は、カリキュラム改変に伴い、制度が変更される可能性があるので、履修する前に経済学務係に問い合わせること。

二. 平成29年度以降の入学生用カリキュラムについて

平成28年度以前入学生は、平成29年度以降入学者用カリキュラムを履修できないので注意する。経済学部時間割表に平成28年度以前入学生用カリキュラムと平成29年度以降入学生用カリキュラムをわけて表記するので、平成28年度以前入学生対象の科目を履修すること。

3. 履 修 方 法

イ. 卒業のための必要単位数及び GPA (Grade Point Average) の基準

教養教育科目

- ・教養コア科目（「基礎科目（人文社会系）」・「自然科学系」）、「現代科目」、「総合科目」

情報リテラシー科目

基礎演習科目

健康スポーツ科目 から計 26 単位

ただし、教養コア科目の「基礎科目（人文社会系）」より 4 単位以上、「基礎科目（自然科学系）」より 4 単位以上、「現代科目」より 2 単位以上、「総合科目」より 2 単位以上を取得しなければならない。健康スポーツ科目は 2 単位までを 26 単位の中に算入することができる。

また、「総合科目」は春学期 1 科目、秋学期 1 科目、年間計 2 科目しか履修できない。再履修の場合には、再履修前と同一名称の科目の有無にかかわらず、「総合科目」に属する授業科目の中から自由に選択して受講できる。

- ・外国語科目 16 単位（英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、中国語、朝鮮語、スペイン語から 2 ヶ国語を選択、ただし 1 ヶ国語は 12 単位まで）

専門教育科目 82 単位

卒業に必要な GPA の基準 GPA 2.0 以上（後掲の「ト. 成績評価基準・GPA (Grade Point Average) について」参照）
（外国語における注意）

外国語科目	英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、中国語、朝鮮語、スペイン語から 2 ヶ国語を選択 計 16 単位以上（ただし 1 ヶ国語は 12 単位まで） 留学生は、日本語科目を外国語と代替できる。ただし、12 単位まで
-------	--

（英語を履修する際の注意）教養教育履修案内も参照すること

1 年次	英語実習 1 (S, W, LR 春学期, LR 秋学期)	「4 種類 4 単位」	必修
	指定された学生のみ 英語実習 Advanced	「4 種類 4 単位」	必修
2 年次	英語演習 (ADW, ARL)	「2 種類 4 単位」	必修
	指定された学生のみ 英語演習 Advanced β	「1 種類 2 科目 4 単位」	必修
	英語実習 Advanced を履修した学生のみ 英語演習 Advanced α	「1 種類 2 科目 4 単位」	必修
3 年次以降	英語を 8 単位超えて履修する学生のみ 英語演習 EXT	「2 科目 4 単位」	必修

ロ. 専門教育科目の履修基準

学生は、上記の専門教育科目を、次のように基準に従って履修する。

- (1) 卒業に必要な専門教育履修科目総単位数は 82 単位である。さらに、卒業論文を提出し、審査に合格しなければならない。
（法と経済コースの学生を除く）
- (2) 各学科・コース共に A 群（学部共通）から 3 科目 12 単位以上を取得しなければならない。
- (3) 上記(2)に加えて、各自が所属する学科・コース別に次表の基準に従って単位を取得しなければならない。

学科・コース 入学年度	経済システム学科		国際経済学科
	経済コース	法と経済コース	
平成 26・27・28 年度	B-1 群から 24 単位以上	B-2-1 群から 12 単位以上 B-2-2 群から 12 単位以上	C 群から 24 単位以上
平成 25 年度以前		B-2 群から 24 単位以上	

- (4) 残り46単位については専門基礎科目、基幹科目、特殊講義、外書講読、ゼミナール、大学院共通科目の他、経済学部で定めた経営学部開講科目、教育学部（教育人間科学部）・理工学部・都市科学部開講科目、国際交流科目及び他大学開講科目から選択する。ただし、経営学部開講の授業科目、教育学部（教育人間科学部）・理工学部・都市科学部開講科目、大学院共通科目、国際交流科目及び他大学開講科目のうち、経済学部で定めたものについては、12単位までを46単位に含めることができる。
- (5) 科目コードの数字が100番台の科目の履修学年は1年次から4年次、200番台の科目の履修年次は2年次から4年次、300番台の科目の履修学年は3年次・4年次である。
- (6) 専門基礎科目は1年次に、A群科目は2年次に履修することを推奨する。

ハ. 履 修 限 度

- (1) 学生は、各年次に、卒業のために必要な単位の計算に含まれる科目を、48単位（各学期24単位）を超えて履修することができない。また、各年次に、教養教育科目を、40単位（各学期20単位）を超えて履修することは出来ない。ただし、通年科目は各学期2分の1の単位数として計算する。
- (2) 2年次において、40単位を超えて専門教育科目を履修することはできない。
- (3) 3年次、4年次において、前学期の「学期GPA3.0」以上の者は、卒業に必要な単位の計算に含まれる科目を一学期28単位まで履修することができる。ただし、教養教育科目は一学期20単位を超えて履修することはできない。
- (4) 交換留学派遣決定者及び交換留学（派遣）後の学生は、卒業に必要な単位の計算に含まれる科目を一学期28単位まで履修することができる。また、教養教育科目は一学期24単位まで履修することができる。なお、派遣先大学で取得した単位の認定により互換した単位は、この履修限度の枠外とする。詳細は、経済学部オリエンテーション・交換留学（派遣）オリエンテーションで説明する。

※交換留学派遣決定者…留学先大学からの受け入れの許可が得られた者

- (5) 学部で認める海外サマースクール・英語討論会等参加者(特別増加単位科目「英語討論(Global Applied Economics Forum)」を除く)は、申請をすることにより当該学期の教養教育科目を24単位まで履修できる。
- (6) 教養教育科目として履修できるYCCS科目を履修した場合は、申請をすることにより、その履修単位数分のみ履修の限度を超えて履修できる。ただし、卒業に必要な単位の計算に含まれる科目を一学期28単位、教養教育科目は24単位を超えて履修することはできない。
- (7) 以下の卒業要件に参入できない科目は、履修の限度枠を超えて履修することができる。
 - ・ 特別増加単位科目
 - ・ 国際交流科目（国際交流科目については、経済学務係に問い合わせること。）
ただし、経済学部が専門科目として承認し、履修者より卒業要件に含めて履修することを申請された科目は除く
 - ・ 教職科目
ただし、経済学部専門科目として開講されている科目は除く
 - ・ グローバルPLUS ONE 副専攻プログラム開講科目 「科目群A」

(各学期における履修上限単位数)

	教養教育科目	専門教育科目	合計	経済学務係への申請
基本	20 単位	※2 年次は 1 年間で 40 単位	24 単位	不要
3・4 年次において前学期の「学期 GPA 3.0」以上の学生	20 単位		28 単位	不要
教養教育科目として履修できる YCCS 科目を履修	20 単位+ YCCS 科目 4 単位		24 単位+ YCCS 科目 4 単位	必要
国際交流科目を履修	20 単位		24 単位+国際交流科目	不要
国際交流科目を専門科目として履修	20 単位		24 単位	必要
交換留学派遣決定者及び交換留学（派遣）後の学生及び華東師範大学とのダブルディグリー（共同学位）対象の学生	24 単位		28 単位	不要 教養教育のみ必要
学部で認める海外サマースクール・英語討論会等参加者 ※特別増加単位科目「英語討論(Global Applied Economics Forum)」は含まない	24 単位		24 単位	必要

※教養教育科目の履修上限に、休業期間中に開催される別に掲示する集中講義は含まない

※通年科目は各学期 2 分の 1 の単位数として計算する。

※派遣先大学で取得した単位の認定により互換した単位や特別増加単位科目は、履修限度の枠外とする。

※既に上限が緩和されている者が、他の事由により更に緩和されることはない。

教養教育科目 24 単位、 合計 28 単位 が最上限

二. ゼミナール

（経済システム学科経済コース及び国際経済学科）

(1) 履修年次と単位数

3 年次 4 単位

4 年次 4 単位 計 8 単位

(2) 参加資格

履修年次の前年次終了までに、専門基礎科目と基礎演習の中から 3 科目 6 単位以上を修得し、かつ教養教育科目及び専門教育科目を総計 50 単位以上を修得していること。

(3) 選択及び申請時期

第 2 年次春学期終了後に行う。

(4) 開始時期

ゼミナールは第 3 年次より開始する。ただし(3)の選択・申請から 2 年次終了時までの期間は第 3 年次に始まるゼミナールのための準備期間とする。

（経済システム学科法と経済コース）

法と経済コースの学生を対象とした「法律特別ゼミナール」から 2 科目 4 単位を修得することが卒業要件となる。また、単位修得の条件として、学期末に「タームペーパー」と呼ばれる論文を提出し、審査に合格しなければならない。

(1) 履修年次と単位数

3 年次 4 単位（強く推奨）

(2) 参加資格

履修年次の前年次終了までに、専門基礎科目と基礎演習の中から 3 科目 6 単位以上を修得し、かつ教養教育科目及び専門

教育科目を総計50単位以上修得していること。

(3) 選択及び申請時期

第3年次春学期開講後に行う。

(4) 注意

経済システム学科経済コース及び国際経済学科を対象とした「ゼミナール」は4単位を上限として履修することができる。
この場合、第2年次春学期終了後におこなうゼミナールの加入・申請を行い、担当教員より履修の許可を得ておく必要がある。ただし、「法律特別ゼミナール」と同時に履修できないので注意すること。

ホ. 専攻学科について

(1) 学生の所属する学科は、原則として入学時に登録した学科とする。

(2) 第1年次秋学期終講時（2月頃）所属学科の確認を行うが、その際若干名の者について変更を認める場合がある。

(3) 専攻学科の変更を希望する者は、所定の専攻学科変更願を別に定める日までに経済学務係に提出すること。1年次の学業成績等により若干名について変更を認める。

採否の発表は、2年次履修登録締め切り日以前とする。

ヘ. 卒業論文

※卒業論文は経済システム学科経済コースと国際経済学科が必修である。経済システム学科法と経済コースは法律特別ゼミナール2科目4単位の修得によって卒業論文に代替する。

(1) 受験資格

第4年次春学期(7学期)終了時までには、経済学部規則第10条に定められた単位を修得している者。

※経済学部規則第10条

卒業論文試験は、専門教育科目を54単位以上修得した者について行う。

(2) 審査時期

第4年次秋学期に行う。

(3) 審査担当

担当の指導教員または、特別に指定した教員。

(4) 試験結果

経済学部規則第12条による。

(5) 卒業論文の事務取扱の要領は別に定める。

ト. 成績評価基準・GPA（Grade Point Average）について

* 成績評価の基準

本学では授業の成績評価に5段階の成績評価グレード（秀，優，良，可，不可）を用いる。授業における成績評価は、履修目標、到達目標に準じて行われ、履修目標、到達目標と成績グレードの関係は「成績評価の基準表」で表す。ただし、5段階の成績評価グレードで表し難い授業科目は、「合格，不合格」で表し、GPAには反映しない。なお、「可，合格」以上を修得した場合に所定の単位を与える。

成績評価の基準表

成績グレード	秀	優	良	可	不可
基準	履修目標を越えたレベルを達成している	履修目標を達成している	履修目標と到達目標の間にあるレベルを達成している	到達目標を越えたレベルを達成している	到達目標を達成できていない

履修目標：授業で扱う内容（授業のねらい）を示す目標。より高度な内容は自主的な学修で身につけることを必要とする。

到達目標：授業を履修した人が最低限身につける内容を示す目標。履修目標を達成するには、さらなる学修を必要としている段階。

* GPA (Grade Point Average) 制度について

本学ではGPA (Grade Point Average) を導入している。GPAとは、個々の科目について、評価（成績）のランクに数値（Grade Point）を与え、その数値と単位数の積を足し合わせ、それを履修登録してあった総単位数で割ることによって計算された数値をGPA (Grade Point Average) と呼ぶ。

本学では、GPAが2.0以上であることが卒業要件となっています。卒業するには、大学に4年以上在学し、定められた授業科目数及び単位を取得して2.0以上のGPAを取得することが条件である。

	合格				不合格
成績グレード	秀 (S)	優 (A)	良 (B)	可 (C)	不可 (F)
G P	4.5	4	3	2	0

$$\text{GPA} = \frac{\text{総和 (GP} \times \text{単位数)}}{\text{履修科目単位数}}$$

* GPAに算入しない科目について

以下の科目については、GPAに算入されない。

- (1) 入学前既修得単位として認定された科目
- (2) 編入学による認定科目
- (3) 他大学開講科目で別表に記載した科目
- (4) 交換留学（派遣）による認定科目
- (5) 国際交流科目
- (6) 教職科目（ただし、経済学部専門科目として開講されている科目はGPAに算入される。詳しくは「Ⅲ.Ⅳ 教育職員免許状の取得について」の表を参照のこと。）
- (7) 卒業要件に算入できない科目

* 再履修について

評価のうち、「不可」の科目については、再履修を行うことができる。再履修を行った場合、成績は再履修後のものが採用される。また、再履修の場合はGPAの分母は増えない。「不可」を取った科目は再履修をして、「可」以上にかえることがGPAの制度上重要だと言うことになる。履修を途中で放棄（授業に出席しなくなる、学期末試験欠席等の履修放棄）することはGPA制度上認められない。ただし、授業開始後、所定の期間（履修キャンセル期間）内に願い出た科目については履修放棄を認め、履修科目から削除する。願い出の無い履修放棄の場合は評価を「不可」として扱う。再履修は、同一名称の授業科目を履修するのが原則である。ただし、国際交流科目「マイクロエコノミクス」は「Microeconomics I」へ科目名を変更したため、再履修す

る場合は、経済学務係へ事前申請した上で「Microeconomics I」を履修すること。また、専門教育科目（特殊講義）「英語討論（アジア）」、「英語討論（欧州）」、「Applied Economics Intensive」を再履修する場合や、専門教育科目について同一名称の授業科目が開講されていない場合は、経済学務係まで問い合わせること。教養教育科目・大学院共通科目については以下のとおり。

＜教養教育科目＞

科 目 区 分	再 履 修 科 目
基礎科目（人文社会系）	同一名称のものを履修。 同一名称の科目が開講されていない場合は同一科目区分（人文社会系、自然科学系）の中から自由に選択（ただし、未修得科目）
基礎科目（自然科学系）	
現代科目	
総合科目	総合科目の中から自由に選択
情報リテラシー	同一名称の授業科目を履修
基礎演習科目	
外国人留学生のための授業科目（日本語・日本事情に関する科目）	
外国語科目、健康スポーツ科目	それぞれの科目の履修方法参照

チ．履修上の注意

今年度が開講される講義は、後掲「VI平成30年度開講の授業科目」のとおりである。自分の所属学科・コースを考慮して単位修得について注意すること。通年科目及び春学期（1, 2, 3ターム）開講科目は春学期初めに、秋学期（4, 5, 6ターム）開講科目については秋学期初めに履修登録をする。（なお、秋学期履修登録の際、春学期に登録した通年科目をキャンセルして秋学期開講科目に登録することはできない。）

- (1) 履修登録をしないと、授業科目試験の受験資格がない。単位を修得したいと思う科目については、必ず前もって、所定の期間に履修登録手続きをしておかなければならない。（再履修をする場合は、再履修申告を行う。）
- (2) 履修登録していない科目については、たとえ授業に出席し、試験を受けたとしても単位は与えられない。
- (3) 履修登録手続きの期日は学期開始後、別に掲示で指示するので特に注意すること。

履修登録の手順（概略）

- (ア) 個別成績表（2年次以上）、履修案内及び時間割表の受領。履修計画の作成。
 - (イ) WEB履修登録システムで履修登録手続きを行う。
 - (ウ) 学務情報システムの「履修時間割表」を印刷または閲覧。確認表に記載の科目が履修科目となるので、履修計画どおりに履修登録されているか必ず確認し、科目が誤って登録されている場合等は、履修訂正期間に訂正手続きを行う。
 - (エ) 履修訂正した場合は、更新した学務情報システムの「履修時間割表」を印刷または閲覧し再度確認する。
 - (オ) 履修登録の完了。
 - (カ) 履修登録科目のキャンセルがある場合は、所定期間内に手続きをする。
- (4) 履修登録後の科目変更は、所定期間内の履修キャンセル手続きによる削除以外は認めない。
 - (5) 同じ学期、あるいは学年に同一科目が複数開講している場合、一つしか履修することができない。（基礎演習等）
 - (6) 外書講読は、同一外国語であっても講読内容が異なる場合は、重ねて履修することができる。
 - (7) 授業科目名の変更等により授業の重複履修を禁止している科目があるので、注意すること。（前掲「トー*再履修について」と後掲「V平成30年度開講の授業科目」を参照のこと。）
 - (8) 履修することのできる経営学部開講の授業科目（専門科目）に、次のものは含まれない。
 - (ア) 履修学年に1年次が含まれている授業科目
 - (イ) 集中講義の形式で実施される授業科目
 - (ウ) 時間割上、5・6・7時限目に開講される授業科目
 - (9) 教養教育科目の履修に関しては、『教養養育履修案内』の経済学部に関しての説明をよく読むこと。なお、教養コア科目（主

題別教養科目)の「微分積分Ⅰ・Ⅱ」及び「線形代数Ⅰ・Ⅱ」で講義される内容は、経済学の学習にとって非常に重要であるので、必修ではないが履修することを推奨する。また、「社会科学概論A・B」は社会科学全般に渡っての広い視野を与える講義であるので、履修を推奨する。

(10) 休学期間が終了し復学した学生の履修年次は、復学時点の前の年度までに在学した学期(休学期間は除く)の数によって決定される。前年度までに在学した学期の数が0～1であれば1年次、2～3であれば2年次、4～5であれば3年次、6以上であれば4年次である。

(11) 交換留学派遣決定者は決定後から留学する年度において、交換留学(派遣)後の学生は留学から戻った学期において、授業担当教員から履修の許可を得た場合に限り、学生の申請により、履修登録期間外の履修登録を認める。詳細は、経済学部オリエンテーション・交換留学(派遣)オリエンテーションで説明する。

リ. 留学について

ここでは、学則55条に基づき大学の制度を利用して協定校へ留学する「交換留学(派遣)」と、学則第42条の2に基づき個人で手続きを行い休学して留学をする「休学をして行う留学」、「休学をしない留学」について説明する。

海外渡航する際は、「学生海外派遣事業における渡航前危機管理に関する指針」

(URL: http://www.ynu.ac.jp/international/voyage_info/pdf/tokoumaekikikanri.pdf) の内容を順守すること。また、大学の定める海外渡航届も事前提出すること。定めに従わない場合は、海外渡航を許可できないこともある。そして、単位認定の申請も受け付けられないこともあるので、注意すること。

(1) 交換留学(派遣)

経済学が学べる協定校は、世界各地にあり、今後も更なる締結を予定している。この協定により、半年から1年の期間、本学に在籍したまま各大学へ留学することができる。留学中、授業料は本学で納入し、相手大学の検定料、入学科、授業料は免除される。また、留学期間も本学での在学期間に含めることができる。

ただし、交換留学派遣生となるためには、経済学部では外国語の能力(TOEFL iBT 70 もしくは、IELTS 5.5 以上等)の他、成績などいくつかの条件を満たさなければならないので、希望する者は経済学部オリエンテーションや経済学務係で確認しておくこと。また、留学申請可能な協定校は随時、変更の可能性があるため、協定校、各大学への応募資格、派遣定員、修学期間等詳細についても、大学WEBサイト上の国際交流・留学のページや派遣先大学のWEBサイト、学生センター：学務部国際教育課留学交流係で配布される資料で事前によく確認しておくこと。

〈経済学部派遣基準〉

1. 国際性に優れていること。
2. 前学期終了時点での成績が、GPA3.25 以上であること。
3. 派遣決定後に辞退等をした場合には、その後1年間は再応募を認めないことがある。
4. 非英語圏に留学する場合は、第2外国語2年間に相当する学習量及びレベルが必要(これを満たさない場合は、原則として現地での専門クラスは履修できないため)。

〈募集スケジュール〉

毎年10月中旬以降に、交換留学派遣生の募集が行われる。その後、2, 3次募集をおこなうことがある。申請の際、必ずTOEFL iBT, IELTS 又は TOEFL ITP のスコア(ただし本学が定めた期日までに TOEFL iBT, IELTS を提出する必要がある)もしくは派遣先大学に合わせた語学能力を証明するもの(詳しくは学生センター:学務部国際教育課留学交流係に問い合わせること)の提出が必要となるので、申請に間に合うよう、事前に受験をしておくこと。詳細は、経済学部オリエンテーションで説明する。募集のスケジュールは変更になる場合があるので注意すること。

〈単位認定〉

複数回留学した場合、通算60単位を上限として、派遣先大学で取得した単位を認定することができる。詳細な認定基準や方法は、経済学部オリエンテーションで説明する。1回の留学における単位認定の上限は、受け入れ先大学の受け入れ期間が、6か月未満の場合、24単位、6か月以上1年未満の場合、48単位、1年以上の場合60単位を上限とする。帰国後に実施する成果報告会への参加が単位認定の条件とするので注意すること。

なお、互換した単位は「教養教育科目（語学を含む）」「専門教育科目」「海外交流科目」※1「特別増加単位科目」※2のいずれかで認定される。成績は全て「認定」となり GPA の適用が除外される。

※1「海外交流科目」とは、本学に読み替えに該当する専門教育科目がない場合に認定される科目である。「海外交流科目」の単位は、専門教育科目のうち特殊講義として扱われ、卒業に必要な単位に含まれる。ただし、「海外交流科目」として認定を受ける場合、留学の回数、期間にかかわらず、「海外交流科目」の通算認定単位数は、30 単位を上限とする。

※2「特別増加単位科目」とは、本学に読み替えに該当する教養教育科目及び専門教育科目がない場合に認定される科目である。「特別増加単位科目」の単位は、単位が認められ成績証明書にも記載されるが、卒業に必要な単位としては認められない。

(2)私費留学(休学をして行う留学)

休学が許可されると、本学の授業料は免除となるが、相手大学へ検定料、入学料、授業料等の納入が必要となる。また、休学期間は本学の在学期間を含めることができない。

なお、留学先の紹介や申込み等手続きの斡旋は行っていない。個人で行うこと。

(単位認定)

経済学部では、学則第 42 条の 2 に基づき、学生が休学期間中に、外国の大学または短期大学に留学した場合、単位認定の申請ができる。ただし、留学先の受け入れ期間により申請できる単位数が異なり、6 か月未満の場合、24 単位、6 か月以上 1 年未満の場合、48 単位、1 年以上の場合 60 単位を上限とする。認定基準や方法の詳細は、経済学部オリエンテーションで説明する。なお、休学する前に申請が必要なので、事前に経済学務係に相談すること。

なお、互換した単位は「教養教育科目（語学を含む）」「専門教育科目」「海外交流科目」※1「特別増加単位科目」※2のいずれかで認定される。成績はすべて「認定」となり GPA の適用が除外される。

※1「海外交流科目」と※2「特別増加単位科目」については、「(1) 交換留学（派遣）」の説明を参照のこと。

(3)私費留学(休学しない留学について)

休学をせず在学期間中にいわゆるサマースクールまたは短期集中講座の学修に参加した学生は、単位認定を申請することができる。掲示を確認し、事前及び事後に手続きを行うこと。

ヌ. 専門教育科目（特殊講義）「インターンシップ」の履修について

「インターンシップ」（2 単位）の履修と単位の認定要件は、以下のとおりである。なお、「インターンシップ」で修得した単位は、経済学部卒業必要単位に算入できる。

(1)インターンシップの必要条件

- ① 受け入れ企業あるいは自治体にインターン指導責任者がいる正規のインターンシップであり、原則として無給で行われること。夏季休業期間中に、1 週間（40 時間）以上のインターン実践を行うこと。
- ② 受け入れ企業あるいは自治体が「評価書」を作成すること。

(2)「インターンシップ」の履修手続きと成績評価

- ① オリエンテーションと事前講習を受講すること。日程については、掲示板で確認すること。
- ② インターンシップ受け入れ企業あるいは自治体を決定後、「インターンシップ単位認定申請書」を経済学務係に提出する。
- ③ インターン実践を行い、受け入れ企業あるいは自治体から「評価書」を経済学部提出する。
- ④ 「インターンシップ成果報告書」を提出する。
- ⑤ 「インターンシップ成果報告会」に参加すること。
- ⑥ 次学期（秋学期）に専門教育科目「インターンシップ」として履修登録する。
- ⑦ 成績評価は、受け入れ企業等が作成した「評価書」、学生が作成した「インターンシップ成果報告書」の内容、「インターンシップ成果報告会」への出席状況に基づいて行う。

(3)インターンシップ受け入れ企業等の決定（マッチング）

原則として、学生本人が行うこと。

＊「インターンシップ単位認定申請書」「インターンシップ成果報告書」の書式は経済学務係に備えている。

＊「災害補償保険」「賠償責任保険」など必要な保険には個人の責任で加入すること。

ル. 専門教育科目（特殊講義）「英語討論（アジア）」、「英語討論（欧州）」、「Applied Economics Intensive」、特別増加単位科目「英語討論(Global Applied Economics Forum)」の履修について

(1)履修の必要条件

① 履修者の募集

掲示によりそれぞれ募集をするので申込みをし、選考面接を受けること。募集時期は以下のとおり。

「英語討論（アジア）」、「英語討論（欧州）」「英語討論(Global Applied Economics Forum)」・・・掲示にて通知する

「Applied Economics Intensive」・・・4月以降

② 選考面接後に事前講習（特別講義，フィールドスタディ，プレゼンテーション・ディスカッション練習等）に参加すること。

③ 以下の討論会，サマースクールに参加すること。日程については，募集掲示・選考面接・事前講習等で確認すること。

「英語討論（アジア）」・・・海外の大学へ訪問して実施する討論会及び国内の討論会

「英語討論（欧州）」・・・海外の大学へ訪問して実施する討論会

「Applied Economics Intensive」・・・海外の大学で実施されるサマースクール

「英語討論(Global Applied Economics Forum)」・・・海外の大学へ訪問して実施する討論会

④ 「成果報告会」に参加すること。

(2)履修手続きと成績評価

① 履修定員が決まっているため，科目により選考をすることがある。「英語討論（アジア）」「英語討論（欧州）」に関しては春学期に面接を行う。「Applied Economics Intensive」，「英語討論(Global Applied Economics Forum)」については，掲示等を確認すること。

なお，募集・選考は事前に開始されるが，履修登録は秋学期に行うこと（選考等で履修を許可された者に限る）。

② 英語討論（アジア）」は，履修のキャンセルができないので注意すること。

※「英語討論会（アジア）」については，海外の大学へ訪問して実施する討論会に参加した際に訪問大学より単位が付与されることがあるが，経済学部単位としては認定しない。あくまでも経済学部で成績評価をしたものが単位として付与される。

③ 「英語討論（アジア）」，「英語討論（欧州）」で修得した単位は，経済学部卒業必要単位に算入でき，GPAに算入する。

④ 「Applied Economics Intensive」で修得した単位は，特殊講義として経済学部卒業必要単位に算入できるが，GPAに算入しない。

⑤ 「英語討論(Global Applied Economics Forum)」は，履修限度の枠(各学期24単位)を超えて履修できるが，修得した単位は特別増加単位科目となり経済学部卒業必要単位に算入しない。また，GPAにも算入しない。

(3)その他の注意事項

海外旅行傷害保険並びに危機管理体制整備のためのプログラムへ加入することを義務付ける。また，保険加入料金・プログラム加入料金・旅費等は自己負担とする。詳しくはオリエンテーション資料を参照すること。

海外渡航する際は，「学生海外派遣事業における渡航前危機管理に関する指針」

(URL: http://www.ynu.ac.jp/international/voyage_info/pdf/tokoumaekikikanri.pdf) の内容を順守すること。また，大学の定める海外渡航届も事前提出すること。定めに従わない場合は，海外渡航を許可できないこともある。そして，単位認定の申請も受け付けないこともあるので，注意すること。

ヲ．不正行為（定期試験におけるカンニング等）について

不正行為を行った者は、当該定期試験期間に実施されたすべての受験資格（レポート提出資格を含む）を失うと共に、「横浜国立大学学生の懲戒に関する規則」に基づいて処分される。

具体的には、訓告・停学・退学という懲戒処分が課せられることになるので、不正のないよう十分注意すること。例えば、停学処分を受けた者は、その期間中の履修登録も不可能となり、今後の卒業までの学習計画に重大な支障をきたすことになる。

ワ．追試験について

次の（ア）～（エ）に該当する事由により当該定期試験期間以内に行われた試験科目を受験できなかった場合には、その科目について追試験を申請することが出来る。

- （ア） 本人の疾病又は負傷（医師の診断書を必要とする）
- （イ） 両親又は同居の親族の死亡（事実を確認できる書類を必要とする）
- （ウ） 交通機関の著しい遅延・運休（事実を証明する書類を必要とする）
- （エ） その他、学部長がやむを得ない理由があると認めたとき（理由を説明する文書を必要とする）

追試験の申請は、下記の要領に従うこと。追試験の可否、実施日、実施方法などについては、追って申請者に連絡する。なお、申請した追試験が受験できなかった場合には、再度の追試験はおこなわない。

- ・ 申請期限：当該定期試験期間終了後の翌日の17時まで（休日の場合にはその翌日まで）
- ・ 申請窓口：経済学務係
- ・ 申請方法：追試験申請書と併せ必要書類を提出すること。本人が直接窓口申請できない場合には、代理人や電子メールによる申請も可能である。詳細は経済学務係へ問い合わせること。

IV 教育職員免許状の取得について

(平成 23 年度から平成 28 年度の入学生)

Ⅳ 教育職員免許状の取得について

平成 23 年度から平成 28 年度の入学生

イ. 免許状の種類及び教科

教育職員免許法に基づき、経済学部において取得できる免許状は下記のとおりである。

- (1) 経済システム学科及び国際経済学科

中学校教諭一種免許状「社会」

高等学校教諭一種免許状「公民」

ロ. 免許状授与のための基礎資格及び最低修得単位数

免許法 別表第 1

所要資格 免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
中学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	20	35	8
高等学校教諭一種免許状		20	27	16

ハ. 単位の修得方法

- (1) 基礎資格

教養教育科目の「日本国憲法」(2 単位), 「コンピュータ・リテラシー」(2 単位), 「健康スポーツ演習 B」(2 単位), 「英語実習 1 S」(1 単位), 「英語実習 1 L R」(1 単位) を含めて, 卒業に必要な単位を修得すること。

- (2) 教科に関する専門科目

免許教科	教科に関する科目	最低修得単位数
中学校 一種 社会	○日本史及び外国史	左欄に掲げる科目についてそれぞれ 2 単位以上計 20 単位を修得する
	○地理学(地誌を含む。)	
	「法律学, 政治学」	
	「社会学, 経済学」	
	※「哲学, 倫理学, 宗教学」	
	計	20
高等学校 一種 公民	「法律学(国際法を含む。), 政治学(国際政治を含む。)」	左欄に掲げる科目についてそれぞれ 2 単位以上計 20 単位を修得する
	「社会学, 経済学(国際経済を含む。)」	
	※「哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学」	
	計	20

注 1. ○印の科目は教育人間科学部で開講する。

2. ※印の科目は開講されない年度があるので, 履修については特に注意すること。

(3) 教職に関する科目

教職に関する科目	最低修得単位数	
	中学校一種	高等学校一種
※教職の意義等に関する科目	2	2
○教育の基礎理論に関する科目	6	6
○教育課程及び指導法に関する科目	16	10
○生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目	4	4
○教職実践演習	2	2
教育実習	4	2
事前・事後指導	1	1
計	35	27

注 1. ○印の科目は教育人間科学部で開講する。

2. ※印の科目は集中講義で行うので，履修については特に注意すること。

3. 教職実践演習は 4 年次秋学期に開講する。下記の教職実践演習の着手要件を確認すること。

4. 教育実習を行うには，教職に関する科目の中から 6 単位以上を修得し，第 4 年次以上に在学していること。

(4) 教科又は教職に関する科目

教科又は教職に関する科目	最低修得単位数	
	中学校一種	高等学校一種
最低修得単位を超えて履修した「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」についての科目	8	16
計	8	16

(5) 介護等の体験

「介護等の体験」は科目として開講はされないが，中学校教諭一種免許状を取得するための要件となっており，7 日間の介護等の体験を行い，各体験実施時に交付される「証明書」は経済学部が指示する期日までに提出しなければならない。

介護等の体験の実施方法については別途指示する。

修得上の詳細については，別途「教職オリエンテーション(4 月上旬)」及び資料等により指示するので，免許状取得希望者は必ず出席すること。日程等は決まり次第掲示する。

教職実践演習の着手要件

教職実践演習は，教職課程の他の科目の履修や教職課程外での様々な活動を通じて，学生が身につけた資質能力が，教員として最小限必要な資質能力として有機的に統合され，形成されたかについて，課程認定大学が自らの養成する教員像や到達目標等に照らして最終的に確認するものであり，いわば全学年を通じた「学びの軌跡の集大成」として位置づけられるものであるため，履修時期は 4 年の秋学期金曜日 5 時限とし，着手要件は「原則として，取得を希望する免許に関する教育実習を終えていること」とする。

○教職科目と G P A の関係は以下のとおりとする。

免許教科	免許法施行規制に定める 教科に関する科目	開設授業科目	単位数	G P A 算入の有無
中学校一種 「社会」	日本史及び外国史	日本史概論Ⅰ 日本史概論Ⅱ 世界史概論Ⅰ 世界史概論Ⅱ	2 2 2 2	算入しない 算入しない 算入しない 算入しない
	地理学（地誌を含む。）	地誌学A 地誌学B 自然地理学（必修）	2 2 2	算入しない 算入しない 算入しない
中学校一種 「社会」 高等学校一種 「公民」	「法律学，政治学」	民法 1	2	算入する
		民法 2	2	算入する
		憲法 1	2	算入する
		憲法 2	2	算入する
		行政法 1	2	算入する
		行政法 2	2	算入する
		刑法 1	2	算入する
		刑法 2	2	算入する
	「社会学，経済学」	経済原論	4	算入する
		国際経済学	4	算入する
	「哲学，倫理学，宗教学」	哲学概論	4	算入する
		社会思想史	4	算入する

免許法施行規則に定める教職に関する科目	本学で開講する 授業科目	単位数	G P A 算入の有無
教職の意義等に関する科目	教職論	2	算入しない
教育の基礎理論に関する科目	教育基礎論	2	算入しない
	教育の心理学	2	算入しない
	教育社会学	2	算入しない
	教育経営	2	算入しない
教育課程の意義及び編成の方法	カリキュラム論	2	算入しない
	中等科社会科教育法	4	算入しない
	社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2	算入しない
	社会科・地理歴史科教育法Ⅱb	2	算入しない
	社会科・公民科教育法Ⅰ	2	算入しない
	社会科・公民科教育法Ⅱ	2	算入しない
	道德教育の理論と方法 （中学免許必修）	2	算入しない
	特別活動論	2	算入しない
	教育方法論	2	算入しない
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒・進路指導論	2	算入しない
	教育相談の基礎と方法	2	算入しない
教職実践演習	教職実践演習	2	算入しない
教育実習	教育実習	3～5	算入しない

V 平成 30 年度開講の授業科目

(平成 29 年度以降の入学生)

学部教育科目

1. 学部教育科目

専門基礎科目・基幹科目群・留学生のための学部教育科目・特殊講義・

大学院共通科目・海外学習科目・特別増加単位科目

(経営学部開講科目は、経営学部履修案内を参照ください。)

開講科目に関する最新の情報や変更点は掲示するので必ず確認すること。

V 平成30年度開講の授業科目

(平成 29 年度以降の入学生)

※全学教育科目に関する授業開講科目については、全学教育科目履修案内を参照

1. 学部教育科目

【専門基礎科目】

科目 ナンバリング	授業科目名	単 位	期間	履修 学年	平成 30 年度担当教員	備考
EU1111	ミクロ経済学入門	2	春	1～4	鈴木 雅貴	
EU1111	マクロ経済学入門	2	秋	1～4	秋山 太郎	
EU1121	グローバル・エコノミー入門	2	秋	1～4	金 明花	
EU1111	ポリティカル・エコノミー入門	2	春	1～4	相馬 直子	
EU1131	経済史入門	2	秋	1～4	松永 友有	
EU1111	経済と倫理	2	春	1～4	深貝 保則	
EU1161	法学入門	2	春	1～4	今村 与一	
EU1161	法哲学	2	春	1～4	米村 幸太郎	
EU1181	コンピューター・リテラシー	2	春	1～4	久米 良光	
EU1181	コンピューター・リテラシー	2	春	1～4	久米 良光	
EU1181	コンピューター・リテラシー	2	春	1～4	陳 璟輝	
EU1181	コンピューター・リテラシー	2	春	1～4	市川 樹	
EU1181	コンピューター・リテラシー	2	春	1～4	市川 樹	
EU1181	コンピューター・リテラシー	2	春	1～4	吉元 宇楽	
EU1181	コンピューター・リテラシー	2	春	1～4	陶 俊帆	
EU1181	データ解析	2	秋	1～4	久米 良光	
EU1181	データ解析	2	秋	1～4	久米 良光	
EU1181	データ解析	2	秋	1～4	吉元 宇楽	
EU1181	データ解析	2	秋	1～4	市川 樹	
EU1181	データ解析	2	秋	1～4	陶 俊帆	
EU1181	データ解析	2	秋	1～4	陳 璟輝	
EU1181	データ解析	2	秋	1～4	市川 樹	
EU1191	基礎演習	2	春	1～4	山崎 圭一	GBEEP 限定
EU1191	基礎演習	2	春	1～4	秋山 太郎	
EU1191	基礎演習	2	春	1～4	植村 博恭	
EU1191	基礎演習	2	春	1～4	土井 日出夫	
EU1191	基礎演習	2	春	1～4	松永 友有	
EU1191	基礎演習	2	春	1～4	山崎 圭一	
EU1191	基礎演習	2	春	1～4	鈴木 雅貴	
EU1191	基礎演習	2	春	1～4	相馬 直子	
EU1191	基礎演習	2	春	1～4	加藤 峰夫	
EU1191	基礎演習	2	春	1～4	ランド ネリダ	

【専門基幹科目群】

科目 ナンバリング	授業科目名	単 位	期間	履修 学年	平成 30 年度担当教員	備考
EU2222	Global Economy	2	秋 4	2～4	張 馨元	GBE 科目
EU2242	International Economics	2	春	2～4	會田 剛史	GBE 科目
EU2211	経済原論 1	2	春 1	2～4	横山 章祐	
EU2211	経済原論 2	2	春 2	2～4	横山 章祐	
EU2211	経済原論 1	2	秋 4	2～4	土井 日出夫	
EU2211	経済原論 2	2	秋 5	2～4	土井 日出夫	
EU2211	ミクロ経済学 1	2	春 1	2～4	大滝 英生	
EU2211	ミクロ経済学 2	2	春 2	2～4	大滝 英生	
EU2211	ミクロ経済学 1	2	秋 4	2～4	無藤 望	
EU2211	ミクロ経済学 2	2	秋 5	2～4	無藤 望	
EU2211	マクロ経済学 1	2	春 1	2～4	藤生 源子	
EU2211	マクロ経済学 2	2	春 2	2～4	藤生 源子	
EU2211	マクロ経済学 1	2	秋 4	2～4	岡田 多恵	
EU2211	マクロ経済学 2	2	秋 5	2～4	岡田 多恵	
EU2211	現代経済システム 1	2	春 1	2～4	植村 博恭	
EU2211	現代経済システム 2	2	春 2	2～4	植村 博恭	
EU2211	現代経済システム 1	2	秋 4	2～4	内橋 賢悟	
EU2211	現代経済システム 2	2	秋 5	2～4	内橋 賢悟	
EU2221	経済史 1	2	春 1	2～4	石山 幸彦	
EU2221	経済史 2	2	春 2	2～4	石山 幸彦	
EU2221	経済史 1	2	秋 4	2～4	水野 里香	
EU2221	経済史 2	2	秋 5	2～4	水野 里香	
EU2221	経済政策 1	2	春 1	2～4	茂住 政一郎	
EU2221	経済政策 2	2	春 2	2～4	茂住 政一郎	
EU2251	経済数学	2	春	2～4	秋山 太郎	
EU2251	数理統計	2	春	2～4	永井 圭二	
EU2251	計量経済学	2	秋 4	2～4	吉原 啓介	
EU2251	経済統計	2	秋 4	2～4	岡部 純一	
EU2261	憲法	2	春	2～4	御幸 聖樹	

【専門応用科目Ⅰ】

科目 ナンバリング	授業科目名	単 位	期間	履修 学年	平成 30 年度担当教員	備考
EU2342	国際貿易政策	2	春	2～4	パーソンズ クレグ	GBE 科目
EU2341	国際金融	2	春	2～4	西川 輝	
EU2341	現代外国為替論	2	春 1	2～4	佐藤 清隆	
EU2321	国際環境経済論	2	春	2～4	氏川 恵次	
EU2321	途上国経済	2	春	2～4	山崎 圭一	
EU2321	中国経済	2	春 1	2～4	木崎 翠	
EU2321	ロシア東欧経済	2	春 1	2～4	菅沼 桂子	
EU2353	比較経済学	2	春 1	2～4	シュレスタ ナゲンドラ	
EU2351	ゲーム理論	2	春	2～4	佐野 隆司	
EU2341	金融論	2	秋 4	2～4	奥村 綱雄	
EU2331	財政学	2	春	2～4	小原 拓也	
EU2341	ファイナンス	2	春 1	2～4	鈴木 雅貴	
EU2331	公共経済学	2	秋 4	2～4	熊野 太郎	
EU2331	労働経済学	2	春 1	2～4	大森 義明	
EU2341	産業組織論	2	春	2～4	鶴岡 昌徳	
EU2321	比較農業政策	2	春 1	2～4	池島 祥文	
EU2331	地域経済政策	2	春	2～4	居城 琢	
EU2331	現代社会福祉	2	秋 4	2～4	相馬 直子	
EU2331	地方財政	2	春	2～4	伊集 守直	
EU2321	国際経済史	2	春	2～4	松永 友有	
EU2321	アジア経済史	2	秋 4	2～4	芦沢 知絵	
EU2331	現代経済史	2	春	2～4	鈴木 理彦	
EU2311	経済学史	2	秋	2～4	深貝 保則	
EU2361	人・物と法	2	春	2～4	宮澤 俊昭	
EU2361	取引と法	2	秋	2～4	今村 与一	
EU2361	契約と法	2	秋	2～4	渡邊 拓	
EU2361	刑事法	2	秋	2～4	内海 明子	
EU2361	国際法	2	秋	2～4	荒木 一郎	

【専門応用科目Ⅱ】

平成 31 年度以降開講予定

【専門応用科目(その他)、特殊講義】

科目 ナンバリング	授業科目名	単 位	期間	履修 学年	平成 30 年度担当教員	備考
EU2592	課題プロジェクト演習 Economic Theory	2	春	2～3	グエン ティ ゴック アイン	GBE 科目
EU2592	課題プロジェクト演習 Applied Economics	2	秋	2～3	渡辺 雅仁	GBE 科目
EU2592	課題プロジェクト演習 International Economic Policy	2	秋	2～3	ヴェチスラヴ オウッシ	GBE 科目
EU2592	課題プロジェクト演習 The Japanese and International Economies	2	春	2～3	植村 博恭	GBE 科目
EU2592	課題プロジェクト演習 Public Policy	2	秋	2～3	吉本 惣一	GBE 科目
EU2592	課題プロジェクト演習 Speech and Debate on Economic Issues	2	秋	2～3	石渡 圭子	GBE 科目
EU2591	課題プロジェクト演習 途上国経済	2	春	2～3	福島 浩治	
EU2591	課題プロジェクト演習 現代アジア経済史	2	春	2～3	芦沢 知絵	
EU2591	課題プロジェクト演習 地域経済	2	秋	2～3	池島 祥文	
EU2591	課題プロジェクト演習 現代欧米経済史	2	秋	2～3	石山 幸彦	
EU2591	課題プロジェクト演習 競争政策とミクロ経済学	2	春	2～3	鶴岡 昌徳	
EU1572	英語討論 (アジア)	2	秋	1～4	国際教育推進委員長	
EU1572	英語討論 (欧州)	2	秋	1～4	国際教育推進委員長	
EU1572	Applied Economics Intensive	2	秋	1～4	国際教育推進委員長	
EU2672	Advanced EAP A	2	春	2～4	キャノン タラ	
EU2672	Advanced EAP A	2	秋	2～4	キャノン タラ	
EU2672	Advanced EAP B	2	春	2～4	マッコレー アレクサンダー	
EU2672	Advanced EAP B	2	秋	2～4	カリフォード ジュリアン	

科目 ナンバリング	授業科目名	単 位	期間	履修 学年	平成 30 年度担当教員	備考
EU2672	Advanced EAP B	2	春	2～4	マッコレー アレクサンダー	
EU2672	Advanced EAP B	2	秋	2～4	カリフォード ジュリアン	
EU2672	English for Academic Purposes (EAP)	2	春	2～4	マシユー カールセン	
EU2672	English for Academic Purposes (EAP)	2	秋	2～4	マシユー カールセン	
EU2672	English for Academic Purposes (EAP)	2	春	2～4	アンディ バーガー	
EU2672	English for Academic Purposes (EAP)	2	秋	2～4	アンディ バーガー	
EU2672	English for Academic Purposes (EAP)	2	春	2～4	キャノン タラ	
EU2672	English for Academic Purposes (EAP)	2	秋	2～4	キャノン タラ	
EU2672	English for Academic Purposes (EAP)	2	春	2～4	ローズ レジーナ	
EU2672	English for Academic Purposes (EAP)	2	秋	2～4	バスタミ モハマト アリ	
EU2672	English for Academic Purposes (EAP)	2	春	2～4	バスタミ モハマト アリ	
EU2672	English for Academic Purposes (EAP)	2	秋	2～4	バスタミ モハマト アリ	
EU2672	English for Academic Purposes (EAP)	2	春	2～4	サラニャラージャ ムスマニャラージャ	
EU2672	English for Academic Purposes (EAP)	2	秋	2～4	サラニャラージャ ムスマニャラージャ	
EU2673	English for Economics and Business (EEB)	2	春	2～4	中村 良夫	
EU2673	English for Economics and Business (EEB)	2	秋	2～4	中村 良夫	
EU2673	English for Economics and Business (EEB)	2	春	2～4	中村 良夫	
EU2673	English for Economics and Business (EEB)	2	秋	2～4	中村 良夫	
EU2673	English for Economics and Business (EEB)	2	春	2～4	山之内 哲也	
EU2673	English for Economics and Business (EEB)	2	秋	2～4	山之内 哲也	
EU2501	キャリア形成論	2	秋	2～4	井田 喜治	
EU2561	公法特別講義・行政法	2	秋	2～4	嘉藤 亮	
EU2501	地域イノベーション政策	2	春	2～4	遠藤 聡	
EU2501	資本市場の役割と証券投資	2	秋	2～4	教務厚生委員長	
EU2501	財務行政の現場と経済	2	秋	2～4	教務厚生委員長	
EU2501	社会における実践体験 一富丘会メッセージ	2	春	2～4	石原 健一	
EU2501	グローバルビジネス実践論	2	秋	2～4	関 仁	
EU2501	イスラム経済圏の投資環境情勢	2	春	2～4	氏川 恵次	
EU2501	経済学のための日本語	2	春	1～2	石渡 圭子	留学生のみ
EU2501	ビジネスのための日本語	2	秋	2～4	石渡 圭子	留学生のみ
EU2501	インターンシップ	2	秋	2～4	キャリア教育推進委員長	
EU2561	公法特別講義・憲法	2	春	2～4	御幸 聖樹	
EU2501	政治学原論	2	春	2～4	金丸 裕志	
EU1501	経済学のための数学入門	2	春	1～2	熊野 太郎	
EU1602	Principles of Economics	2	秋	1～4	ヴェチスラヴ オウッシ	GBE 科目
EU1602	International Political Economy	2	春	1～4	ウォーラック マックス	GBE 科目
EU1502	Visiting Scholar Guest Lecture 1	2	秋	1～4	スラシク ポール	GBE 科目
EU1502	Visiting Scholar Guest Lecture 2	2	秋	1～4	スラシク ポール	GBE 科目
EU1504	海外学修（交換留学）	2				
EU1504	海外学修（私費留学）	2				
	海外交流科目					

【特別増加単位科目】

科目 ナンバリング	授業科目名	単位	期間	履修 学年	平成 30 年度担当教員	備考
EU2672	英語討論(Global Applied Economics Forum)	2	秋	2～4	国際教育推進委員長	

VI 平成 30 年度開講の授業科目

(平成 28 年度以前の入学生)

専門教育科目

1. 専門教育科目

専門基礎科目・基幹科目群・留学生のための専門教育科目・特殊講義・
大学院共通科目・外書講読・教職科目・特別増加単位科目

開講科目に関する最新の情報や変更点は掲示するので必ず確認すること。

VI 平成 30 年度開講の授業科目

※教養教育科目について教養教育履修案内を参照

1. 専門教育科目

【専門基礎科目】

授業科目名	単 位	期間	履修学年	平成 30 年度担当教員
制度と経済：ポリティカル・エコノミー入門	2	春	1～4	相馬 直子
歴史と経済：経済史入門	2	秋	1～4	松永 友有
世界と経済：グローバル・エコノミー入門	2	秋	1～4	金 明花
市場と価格：ミクロ経済学入門	2	春	1～4	鈴木 雅貴
所得と雇用：マクロ経済学入門	2	秋	1～4	秋山 太郎
社会生活と法：法学入門	2	春	1～4	今村 与一

【基幹科目群】

科目コード	授業科目名	所属群	単位	期間	履修学年	平成 30 年度担当教員
E200	経済原論	A	4	秋	2～4	土井 日出夫
E200	経済原論	A	4	春	2～4	横山 章祐
E201	現代経済システム	A	4	春	2～4	植村 博恭
E201	現代経済システム	A	4	秋	2～4	内橋 賢悟
E203	経済学史	B－1	4	通年	2～4	深貝 保則
E220	ミクロ経済学	A	4	春	2～4	大滝 英生
E220	ミクロ経済学	A	4	秋	2～4	無藤 望
E221	マクロ経済学	A	4	春	2～4	藤生 源子
E221	マクロ経済学	A	4	秋	2～4	岡田 多恵
E223	ゲーム理論	B－1・B－2－1	4	通年	2～4	佐野 隆司
E244	地方財政	B－1・B－2－1	4	通年	2～4	伊集 守直
E247	現代社会福祉	B－1	4	秋	2～4	相馬 直子
E250	経済政策	B－1・B－2－1・C	4	春	2～4	茂住 政一郎
E251	比較農業政策	B－1・C	4	春	2～4	池島 祥文
E252	地域経済政策	C	4	通年	2～4	居城 琢
E253	国際環境経済論	C	4	通年	2～4	氏川 恵次
E261	国際金融	C	4	通年	2～4	西川 輝
E270	世界経済論	C	4	秋	2～4	張 馨元
E271	途上国経済	C	4	通年	2～4	山崎 圭一
E280	経済史	A	4	春	2～4	石山 幸彦
E280	経済史	A	4	秋	2～4	水野 里香
E282	現代経済史	B－1・C	4	通年	2～4	鈴木 理彦
E284	アジア経済史	C	4	秋	2～4	芦沢 知絵
E301	比較経済システム	B－1	4	春	3～4	シュレスタ ナゲンドラ
E341	金融論	B－1・B－2－1	4	秋	3～4	奥村 綱雄
E343	財政学	B－1・B－2－1・C	4	通年	3～4	小原 拓也
E345	公共経済学	B－1・B－2－1・C	4	秋	3～4	熊野 太郎
E348	労働経済学	B－1・B－2－1	4	春	3～4	大森 義明
E360	国際貿易政策	C	4	通年	3～4	パーソンズ クレグ
E364	産業組織論	C	4	通年	3～4	鶴岡 昌徳
E372	中国経済	C	4	春	3～4	木崎 翠
E373	ロシア東欧経済学	C	4	春	3～4	菅沼 桂子
E375	現代外国為替論	C	4	春	3～4	佐藤 清隆
S200	経済統計	B－1	4	春	2～4	岡部 純一
S220	数理統計	B－1	4	通年	2～4	永井 圭二

平成 28 年度以前の入学生

(平成26・27・28年度入学生のみ対象)

科目コード	授業科目名	所属群	単位	期間	履修学年	平成 30 年度担当教員
L200	憲法	B－2－2	2	春	2～4	御幸 聖樹
L201	公法特別講義・憲法	B－2－2	2	秋	2～4	御幸 聖樹
L211	公法特別講義・行政法	B－2－2	2	秋	2～4	嘉藤 亮
L220	刑法	B－2－2	2	秋	2～4	内海 朋子
L240	民法Ⅰ	B－2－2	2	春	2～4	宮澤 俊昭
L241	民法Ⅱ	B－2－2	2	秋	2～4	今村 与一
L242	民法Ⅲ	B－2－2	2	秋	2～4	渡邊 拓
L280	国際法	B－2－2	2	秋	2～4	荒木 一郎
L290	政治学原論	B－2－2	2	春	2～4	金丸 裕志
L291	政治学特別講義	B－2－2	2	春	2～4	梶島 洋美
L310	行政法	B－2－2	2	春	3～4	友岡 史仁
L311	基本租税法研究	B－2－2	2	秋	3～4	川端 康之
L311	裁判法	B－2－2	2	秋	3～4	金子 章
L340	民法Ⅳ	B－2－2	2	春	3～4	常岡 史子
L350	商法Ⅰ	B－2－2	2	春	3～4	竹内 明世
L351	商法Ⅱ	B－2－2	2	秋	3～4	竹内 明世
L352	商法Ⅲ	B－2－2	2	秋	3～4	笹岡 愛美
L353	民事法特別講義・企業取引法	B－2－2	2	春	3～4	笹岡 愛美
L353	法学特別講義・知的財産権法概論	B－2－2	2	秋	3～4	田淵 エルガ
L360	基礎法学	B－2－2	2	春	3～4	米村 幸太郎
L360	基本社会保障法研究	B－2－2	2	秋	3～4	関 ふ佐子

(平成25年度以前の入学生のみ対象)

科目コード	授業科目名	所属群	単位	期間	履修学年	平成 30 年度担当教員
L200	民法 1 (総則)	B－2	2	春	2～4	宮澤 俊昭
L201	民法 2 (物権法)	B－2	2	秋	2～4	今村 与一
L203	民法 4 (債権総論)	B－2	2	秋	2～4	渡邊 拓
L205	民法 6 (家族法)	B－2	2	春	2～4	常岡 史子
L220	憲法 1	B－2	2	秋	2～4	御幸 聖樹
L221	憲法 2	B－2	2	春	2～4	御幸 聖樹
L224	行政法 1	B－2	2	春	2～4	友岡 史仁
L225	行政法 2	B－2	2	秋	2～4	嘉藤 亮
L230	刑法 1	B－2	2	秋	2～4	内海 朋子
L234	裁判法概論	B－2	2	秋	2～4	金子 章
L240	政治学概論	B－2	2	春	2～4	金丸 裕志
L307	知的財産権法概論	B－2	2	秋	3～4	田淵 エルガ
L308	国際関係法概論	B－2	2	秋	3～4	荒木 一郎
L310	商法 1	B－2	2	春	3～4	竹内 明世
L311	商法 2	B－2	2	秋	3～4	竹内 明世
L312	商法 3	B－2	2	春	3～4	笹岡 愛美
L313	商法 4	B－2	2	秋	3～4	笹岡 愛美
L327	租税法概論	B－2	2	秋	3～4	川端 康之
L328	社会保障法概論	B－2	2	秋	3～4	関 ふ佐子

【特殊講義】

授業科目名	単位	期間	履修学年	平成 30 年度担当教員
哲学概論	4	通年	2～4	伊藤 功
地域イノベーション政策	2	春	2～4	遠藤 聡
資本市場の役割と証券投資	2	秋	2～4	教務厚生委員長
社会における実践体験－富丘会メッセージ	2	春	2～4	石原 健一
インターンシップ	2	秋	2～4	キャリア教育推進委員
キャリア形成論	2	秋	2～4	井田 喜治
経済学のための日本語	2	春	1～2	石渡 圭子
ビジネスのための日本語	2	秋	2～4	石渡 圭子
財務行政の現場と経済	2	秋	2～4	教務厚生委員長
イスラム経済圏の投資環境情勢	2	春	2～4	氏川 恵次
グローバルビジネス実践論	2	秋	2～4	関 仁
文系のためのプログラミング入門	2	春	3～4	小林 正人
課題プロジェクト演習 途上国経済	2	春	2～3	福島 浩治
課題プロジェクト演習 現代欧米経済史	2	秋	2～3	石山 幸彦
課題プロジェクト演習 現代アジア経済史	2	春	2～3	芦沢 知絵
課題プロジェクト演習 競争政策とミクロ経済学	2	春	2～3	鶴岡 昌徳
課題プロジェクト演習 英語による日本経済	2	春	2～3	植村 博恭
課題プロジェクト演習 英語による経済事情	2	秋	2～3	渡辺 雅仁
課題プロジェクト演習 英語による経済学	2	春	2～3	ゲンティゴック アイン
課題プロジェクト演習 初歩からの英語によるスピーチとディベート	2	秋	2～3	石渡 圭子
課題プロジェクト演習 英語による公共政策	2	秋	2～3	吉本 惣一
課題プロジェクト演習 地域経済	2	秋	2～3	池島 祥文
課題プロジェクト演習 英語による国際経済政策	2	秋	2～3	ヴェチスラヴ オウッシ
英語討論 (アジア)	2	秋	1～4	国際教育推進委員
英語討論 (欧州)	2	秋	1～4	国際教育推進委員
Applied Economics Intensive	2	秋	1～4	国際教育推進委員
Visiting Scholar Guest Lecture 1	2	秋	1～4	スラシック ポール
Visiting Scholar Guest Lecture 2	2	秋	1～4	スラシック ポール
海外交流科目				

【大学院共通科目】

授業科目名	単位	期間	履修学年	平成 30 年度担当教員
経済原論	2	春	3～4	土井 日出夫
ミクロ経済学Ⅰ	2	春	3～4	無藤 望
ミクロ経済学Ⅱ	2	春	3～4	佐野 隆司
マクロ経済学Ⅰ	2	秋	3～4	秋山 太郎
マクロ経済学Ⅱ	2	秋	3～4	藤生 源子
現代経済システム	2	春	3～4	植村 博恭
比較経済システム	2	春	3～4	シュレスト ナグンドラ
経済政策	2	春	3～4	茂住 政一郎
世界経済論	2	春	3～4	張 馨元
経済史	2	春	3～4	石山 幸彦
日本経済史	2	春	3～4	邊 英治
経済統計	2	秋	3～4	岡部 純一
数理統計学	2	春	3～4	永井 圭二
計量経済学	2	春	3～4	小林 正人
経済数学	2	春	3～4	秋山 太郎
Microeconomics I	2	秋	3～4	溝口 哲郎

【教職科目】

授業科目名	単位	期間	履修学年	平成 30 年度担当教員
教育実習（中学）	4	通年	4	教務厚生委員長
教育実習（高校）	2	通年	4	教務厚生委員長
事前事後指導	1	通年	3～4	教務厚生委員長
教職実践演習	2	通年	4	教務厚生委員長

【特別増加単位科目】

授業科目名	単位	期間	履修学年	平成 30 年度担当教員
英語討論(Global Applied Economics Forum)	2	秋	2～4	国際教育推進委員長

VII 平成 30 年度学事暦

平成30年度（2018年度）学事暦

事 項	期 日 又 は 期 間	備 考
春季休業期間	4月 1日（日）～ 4月 5日（木）	1年生のみ
入学式	4月 3日（火）	
英語プレースメント（統一）テスト	4月 4日（水）	
春季学期開講	4月 6日（金）	
春季学期前半（第1ターム）	4月 6日（金）～ 6月 7日（木）	
授業休講期間	5月 1日（火）～ 5月 2日（水）	
補講週間	5月14日（月）～ 5月18日（金）	
清陵祭	5月19日（土）～ 5月20日（日） （5月19日（土）は準備を含む）	
開学記念日	6月 1日（金）	
第1ターム試験期間	6月 1日（金）～ 6月 7日（木）	
春季学期後半（第2ターム）	6月 8日（金）～ 8月 3日（金）	(予定)
補講週間	7月 9日（月）～ 7月13日（金）	
祝休日開講日	7月16日（月・祝）	
春季学期・第2ターム試験期間	7月27日（金）～ 8月 3日（金） （8月3日（金）は試験の予備日）	
夏季休業期間（第3ターム）	8月 4日（土）～ 9月30日（日）	
秋季卒業式・修了式	9月14日（金）	
春季学期終講	9月30日（日）	
夏季休業期間	10月 1日（月）～ 10月 4日（木）	
秋季入学式	10月 3日（水）	
秋季学期開講	10月 5日（金）	
秋季学期前半（第4ターム）	10月 5日（金）～ 11月30日（金）	(予定)
祝休日開講日	10月 8日（月・祝）	
常盤祭	11月 2日（金）～ 11月 4日（日） （11月2日（金）は準備を含む）	
補講週間	11月 5日（月）～ 11月 9日（金）	
大学入学共通テスト・プレテスト	11月10日（土）～ 11月11日（日）	
祝休日開講日	11月23日（金・祝）	
第4ターム試験期間	11月26日（月）～ 11月30日（金）	
秋季学期後半（第5ターム）	12月 3日（月）～ 2月12日（火）	
授業振替日	12月25日（火）	
冬季休業期間	12月26日（水）～ 1月 3日（木）	
大学入試センター試験休業日	1月18日（金）～ 1月20日（日）	(予定)
補講週間	1月21日（月）～ 1月25日（金）	
秋季学期・第5ターム試験期間	2月 4日（月）～ 2月12日（火） （2月12日（火）は試験の予備日）	
英語統一テスト	2月13日（水）	
春季休業期間（第6ターム）	2月14日（木）～ 3月31日（日）	
個別学力検査等試験日（前期日程）	2月25日（月）～ 2月26日（火）	
個別学力検査等試験日（後期日程）	3月12日（火）～ 3月13日（水）	
卒業式・修了式	3月26日（火）	
秋季学期終講	3月31日（日）	

平成30年度（2018年度）学事暦

学期・ターム・月			日	月	火	水	木	金	土	
春学期	第1ターム	4月	1	2	3	4	5	6	7	4/3（火）入学式
			8	9	10	11	12	13	14	4/4（水）英語プレースメントテスト（1年生のみ）
			15	16	17	18	19	20	21	4/6（金）～8/3（金）春学期（セメスター科目）
			22	23	24	25	26	27	28	4/6（金）～6/7（木）春学期前半（第1ターム科目）
			29	30						4/6（金）～4/20（金）履修登録期間（土日除く）
		5月			1	2	3	4	5	5/1（火）～5/2（水）は授業を行わない
			6	7	8	9	10	11	12	5/7（月）～5/9（水）履修登録確認・訂正期間
			13	14	15	16	17	18	19	5/14（月）～5/18（金）履修登録キャンセル期間
			20	21	22	23	24	25	26	5/19（土）～5/20（日）清陵祭（5/19（土）は準備を含む）
			27	28	29	30	31			
	第2ターム	6月						1	2	6/1（金）～6/7（木）第1ターム試験期間
			3	4	5	6	7	8	9	（セメスター科目は通常授業）
			10	11	12	13	14	15	16	6/8（金）～8/3（金）春学期後半（第2ターム科目）
			17	18	19	20	21	22	23	6/25（月）～6/29（金）履修登録キャンセル期間
			24	25	26	27	28	29	30	（第2ターム科目）
		7月	1	2	3	4	5	6	7	7/16（月）は授業を行う（祝休日開講日）
			8	9	10	11	12	13	14	
			15	16	17	18	19	20	21	7/27（金）～8/3（金）春学期・第2ターム試験期間
			22	23	24	25	26	27	28	（8/3（金）は試験の予備日）
			29	30	31					
	第3ターム	8月				1	2	3	4	8/4（土）～9/30（日）夏季休業期間（第3ターム）
			5	6	7	8	9	10	11	
			12	13	14	15	16	17	18	
			19	20	21	22	23	24	25	
			26	27	28	29	30	31		
		9月							1	
			2	3	4	5	6	7	8	
			9	10	11	12	13	14	15	
			16	17	18	19	20	21	22	
			23	24	25	26	27	28	29	
秋学期	第4ターム	10月		1	2	3	4	5	6	10/3（水）秋季入学式（予定）
			7	8	9	10	11	12	13	10/5（金）～2/12（火）秋学期（セメスター科目）
			14	15	16	17	18	19	20	10/5（金）～11/30（金）秋学期前半（第4ターム科目）
			21	22	23	24	25	26	27	10/5（金）～10/19（金）履修登録期間（土日除く）
			28	29	30	31				10/8（月）は授業を行う（祝休日開講日）
		11月					1	2	3	10/24（水）～10/26（金）履修登録確認・訂正期間
			4	5	6	7	8	9	10	11/2（金）～11/4（日）常盤祭（11/2（金）は準備を含む）
			11	12	13	14	15	16	17	11/5（月）～11/9（金）履修登録キャンセル期間
			18	19	20	21	22	23	24	11/10（土）～11/11（日）大学入学共通テスト・プレテスト
			25	26	27	28	29	30		11/23（祝）は授業を行う（祝休日開講日）
	第5ターム	12月							1	11/26（月）～11/30（金）第4ターム試験期間
			2	3	4	5	6	7	8	（セメスター科目は通常授業）
			9	10	11	12	13	14	15	12/3（月）～2/12（火）秋学期後半（第5ターム科目）
			16	17	18	19	20	21	22	12/17（月）～12/21（金）履修登録キャンセル期間
			23	24	25	26	27	28	29	（第5ターム科目）
		1月	30	31						12/25（火）は月曜日の授業を行う（授業振替日）
					1	2	3	4	5	12/26（水）～1/3（木）冬季休業期間
			6	7	8	9	10	11	12	1/18（金）～1/20（日）大学入試センター試験休業日
			13	14	15	16	17	18	19	（1/19及び1/20は大学構内入構不可）
			20	21	22	23	24	25	26	2/4（月）～2/12（火）秋学期・第5ターム試験期間
	第6ターム	2月	27	28	29	30	31			（2/12（火）は試験の予備日）
								1	2	2/13（水）英語統一テスト（英語LR）試験日
			3	4	5	6	7	8	9	2/14（木）～3/31（日）春季休業期間（第6ターム）
			10	11	12	13	14	15	16	
			17	18	19	20	21	22	23	
		3月	24	25	26	27	28			2/25（月）前期日程試験（大学構内入構規制）
								1	2	
			3	4	5	6	7	8	9	3/12（火）後期日程試験（大学構内入構規制）
			10	11	12	13	14	15	16	
			17	18	19	20	21	22	23	3/26（火）卒業式・修了式（予定）
			24	25	26	27	28	29	30	
			31							

28

試験期間

29

試験期間（予備日）

英語統一テスト・プレースメントテスト

授業振替日

祝休日開講日

VIII 横浜国立大学学則

○横浜国立大学学則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 201 号)
平成 29 年 1 月 23 日規則第 1 号

目次

第 1 章 総則

第 1 節 目的及び自己評価等(第 1 条―第 2 条の 2)

第 2 節 組織(第 3 条―第 10 条)

第 3 節 教職員(第 11 条)

第 4 節 教授会及び委員会(第 12 条・第 13 条)

第 5 節 委任規定(第 14 条)

第 2 章 学部通則

第 1 節 修業年限及び在学期間(第 15 条―第 17 条)

第 2 節 学年、学期及び休業日(第 18 条―第 20 条の 2)

第 3 節 入学(第 21 条―第 30 条)

第 4 節 教育課程、履修方法等(第 31 条―第 49 条)

第 5 節 休学、復学、転学部、転学、留学、退学、除籍等(第 50 条―第 57 条)

第 6 節 卒業及び学位の授与(第 58 条・第 59 条)

第 7 節 賞罰(第 60 条・第 61 条)

第 8 節 保健(第 62 条)

第 9 節 峰沢国際交流会館及び留学生会館(第 63 条)

第 10 節 科目等履修生、研究生、聴講生、特別聴講学生、内地留学生及び外国人留学生(第 64 条―第 70 条)

第 11 節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料(第 71 条―第 75 条)

第 12 節 公開講座等(第 76 条)

附則

第 1 章 総則

第 1 節 目的及び自己評価等

(目的)

第 1 条 横浜国立大学(以下「本学」という。)は、教育基本法にのっとり、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

(自己評価等)

第 2 条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の点検及び評価の結果について、本学の教職員以外の者による検証を行うものとする。

3 本学は、教育研究等の総合的な状況について、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

4 前 3 項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究活動等の状況の公表)

第2条の2 本学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- (1) 大学の教育研究上の目的に関すること。
 - (2) 教育研究上の基本組織に関すること。
 - (3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。
 - (4) 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。
 - (5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。
 - (6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。
 - (7) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。
 - (8) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。
 - (9) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。
- 2 前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 3 第1項の規定による情報の公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。

第2節 組織

(学部、学科及び課程)

第3条 本学に次の学部並びに学科及び課程を置く。

教育学部	学校教育課程
経済学部	経済学科
経営学部	経営学科
理工学部	機械・材料・海洋系学科
	化学・生命系学科
	数物・電子情報系学科
都市科学部	都市社会共生学科
	建築学科
	都市基盤学科
	環境リスク共生学科

(教育研究上の目的)

第3条の2 前条に規定する学部並びに学科及び課程ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別表第4に掲げるとおりとする。

(収容定員)

第4条 学部の収容定員は、別表第1のとおりとする。

第5条 削除

(大学院)

第6条 本学に大学院を置き、大学院に研究科並びに研究科以外の基本組織としての学府及び研究院を置く。

2 大学院に関する規則は、横浜国立大学大学院学則(平成16年規則第202号)に定める。

(講座等組織)

第7条 第3条の学部、学科又は課程に講座又はこれに相当する教育組織を置く。

2 前項の組織の編制に当たっては、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在を明確にしなければならない。

3 第1項の講座及びこれに相当する教育組織は、別に定める。

第7条の2 本学は、学部、学科及び課程の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、本学の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制により実施するものとする。

(附属学校)

第8条 本学教育学部に次の附属の学校を置く。

教育学部 附属鎌倉小学校
附属横浜小学校
附属鎌倉中学校
附属横浜中学校
附属特別支援学校

(附属図書館)

第9条 本学に附属図書館を置く。

第10条 削除

第3節 教職員

(教職員)

第11条 本学に次の教職員を置く。

学長
副学長
教授
准教授
講師
助教
助手
副校長
主幹教諭
教諭
養護教諭
栄養教諭
専門職員
事務職員
技術職員

第4節 教授会及び委員会

(教授会)

第12条 学部、研究科、学府及び研究院に教授会を置く。

2 国立大学法人横浜国立大学組織運営規則（以下、「組織運営規則」という。）第16条の2に規定する高等研究院、第17条の2に規定する全学機構、第18条に規定する全学教育研究施設及び第18条の2に規定する障がい学生支援室に、教授会として運営委員会等を置くことができる。

(委員会)

第13条 本学に必要な委員会を置く。

第5節 委任規定

(委任規定)

第14条 本章に規定するもののほか、組織、教職員及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第15条 学部の修業年限は、4年とする。

第16条 第64条に規定する科目等履修生として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、別に定めるところにより、修得した単位数その他の事項を勘案して本学が定める期間を前条に定める修業年限に算入することができる。ただし、その期間は、前条に定める修業年限の2分の1を超えてはならない。

(在学期間)

第17条 学生は、第15条に規定する修業年限の2倍の期間を超えて在学することができない。ただし、第27条第1項の規定により入学した学生は、同条同項の規定により定められた在学すべき年数の2倍の期間を超えて在学することができない。

第2節 学年、学期及び休業日

(学年)

第18条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第19条 学年は、次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に規定する学期のうち授業を行う期間については、前半期と後半期に分けることができるものとする。

(休業日)

第20条 休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 春季休業

(4) 夏季休業

(5) 冬季休業

2 前項第3号から第5号までに規定する休業期間は、学長が別に定める。

3 学長が必要であると認める場合は、特別の休業日を定めることができる。

4 学長が必要であると認める場合は、休業日であっても授業を行う日とすることができる。

第20条の2 前条にかかわらず、教育上必要があるときは、休業日に授業を行う。

第3節 入学

(入学の時期)

第21条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(入学資格)

第22条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育による12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 本学において、個別の入学資格により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の志願)

第23条 本学への入学を志願する者は、入学願書に別に定める書類及び第71条に規定する検定料を添え、所定の期日までに志願する学部に関し出なければならない。

(合格者の決定)

第24条 学長は、前条の規定による入学志願者について、別に定めるところにより、各学部において選考の上、当該学部教授会の議を経て、合格者を決定する。

(入学の手続)

第25条 前条の規定による合格者で本学に入学しようとする者は、所定の期日までに誓約書その他所定の書類を提出するとともに、第71条に規定する入学金を納付しなければならない。

(入学の許可)

第26条 学長は、前条の規定により入学手続を完了した者に対し、入学を許可する。

(再入学、編入学及び転入学)

第27条 次の各号の一に該当する者で本学への入学を志願するものがあるときは、別に定めるところにより選考の上、当該学部教授会の議を経て、学長は、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 第56条、第57条第3号、第4号若しくは第5号又は第61条第3項各号の一の規定により本学の一学部を退学、除籍又は懲戒された者で、その退学、除籍又は懲戒後2年以内に当該学部に関し再入学を願ったもの
- (2) 大学を卒業し、又は退学した者で、編入学を願ったもの
- (3) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (4) 短期大学(外国の短期大学を含む。)、高等専門学校、旧国立工業教員養成所、旧国立養護教諭養成所を卒業した者又は外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者で、編入学を願ったもの
- (5) 学校教育法第132条の規定に該当する者で、編入学を願ったもの
- (6) 学校教育法施行規則附則第7条の規定に該当する者で、編入学を願ったもの
- (7) 外国において、学校教育における13年以上の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、編入学を願ったもの

(8) 他の大学(以下「他大学」という。)に在学する者で、当該大学の学長が転入学の志願を承認したもの

(9) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、
文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者で、転入学を願い出たもの

- 2 前項の規定により入学を許可する者について、その者の既に履修した授業科目及びその履修単位数の認定(次条第1項第2号の規定により修得した単位を含む。)並びに既に行った次条第2項各号に規定する学修に係る単位の認定は、当該学部教授会の議を経て、学部長が行う。

(入学前の既修得単位等の認定)

第28条 第26条の規定により、本学に入学した者が、入学する前に次の各号の一に該当する単位を有する場合、教育上有益と認めるときは、当該学部教授会の議を経て、学部長は、その単位を本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(1) 大学(外国の大学を含む。)又は短期大学(外国の短期大学を含む。)を卒業又は中途退学した者が、当該大学又は当該短期大学において履修した授業科目について修得した単位

(2) 大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条第1項に規定する科目等履修生として修得した単位

- 2 第26条の規定により、本学に入学した者が、入学する前に次の各号の一に該当する学修を行っている場合、教育上有益と認めるときは、本学における授業科目の履修とみなし、当該学部教授会の議を経て、学部長は、単位を与えることができる。

(1) 短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修

(2) その他文部科学大臣が別に定める学修

- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、第42条、第42条の2、第43条及び第55条の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。この場合において、修業年限を短縮することはできない。

- 4 前各項に規定する授業科目及び単位数の認定に係る手続等については、各学部が定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第29条 各学部は、別に定めるところにより、学生が職業を有している等の事情により、第15条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(準用規定)

第30条 第23条、第25条及び第26条の規定は、第27条の規定により入学する者にこれを準用する。

第4節 教育課程、履修方法等

(教育課程の編成方針)

第31条 本学の教育課程は、学部、学科及び課程の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設して、体系的に編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、学部、学科及び課程の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(学部横断教育プログラム)

第31条の2 前条に規定するもののほか、学生が所属する学部、学科又は課程を横断する体系的な教育プログラム(以下「学部横断教育プログラム」という。)を置くことができる。

- 2 学部横断教育プログラムに関する必要な事項は、別に定める。

(教育課程の編成方法)

第32条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

(副専攻プログラム)

第32条の2 各学部、第31条の2に規定する学部横断教育プログラム及び組織運営規則第18条に規定する全学教育研究施設に、各学部及び学部横断教育プログラムが編成する教育課程のほか、学生が所属する学部、学科及び課程の専攻に係る分野以外の特定分野又は特定課題若しくは融合分野等に関する体系的な学習プログラム（以下「副専攻プログラム」という。）を置くことができる。

2 副専攻プログラムに関する必要な事項は、別に定める。

(授業科目)

第33条 本学において開設する授業科目は、学部教育科目及び全学教育科目とする。

(学部教育科目)

第34条 学部教育科目は、第31条第32条に規定する教育課程の編成方針編成方法により、基幹科目、基盤科目、専門科目その他の適切な科目区分を定めて編成した授業科目とする。

(全学教育科目)

第35条 全学教育科目は、学部を横断して開設する初年次教育科目から高度全学教育科目を前条の教育課程の編成方針及び編成方法に基づき体系的に編成した授業科目であり、基礎科目、外国語科目、健康スポーツ科目、グローバル教育科目及びイノベーション教育科目から成る授業科目とする。

第36条 削除

(その他の授業科目)

第37条 第33条に規定する授業科目のほかに、学部並びに第12条第2項の高等研究院、全学機構及び全学教育研究施設は、教育上必要があるときは、授業科目を開設することができる。

(授業の方法)

第38条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(成績評価基準等の明示等)

第38条の2 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第38条の3 各学部は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(履修方法等)

第39条 学生は、各学部の定めるところにより、授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

2 学生は、各学部の定めるところにより他の学部又は学科の授業科目を履修することができる。

3 前項、第42条、第42条の2及び第55条の規定により履修した授業科目について修得できる単位並びに第28条及び第43条の規定により学部長が修得したものとみなし、又は与えることのできる単位の合計は、60単位を超えることができない。

- 4 第 58 条の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第 38 条第 2 項に規定する授業の方法により修得する単位数は、卒業の要件として修得すべき単位数が 124 単位を超えない場合は、60 単位を超えないものとし、124 単位を超える場合で、かつ、第 38 条第 1 項に規定する授業により 64 単位以上修得している場合は、60 単位を超えることができるものとする。

(履修科目の登録の上限)

第 40 条 各学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

- 2 各学部は、別に定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(教育職員の免許状授与の所要資格取得のための履修等)

第 41 条 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 前項の規定により所要の単位を修得した者が取得できる教育職員の免許状の種類は、別表第 2 のとおりとする。

- 3 教育職員の免許状授与の所要資格取得に当たっては、組織運営規則第 16 条に規定する教育学部附属教育デザインセンターとの連携協力により行うものとする。

(他大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第 42 条 学長は、教育上有益と認めるときは、他大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学又は当該短期大学の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により他大学又は短期大学の授業科目の履修を願い出た者については、当該学部教授会の議を経て、学長は、その履修を許可するものとする。

- 3 第 1 項の規定により他大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位は、当該学部教授会の議を経て、学部長は、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 4 前 3 項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(休学期間中の外国の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第 42 条の 2 教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、当該学部教授会の議を経て、学部長は、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 43 条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部教授会の議を経て、学部長は、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、前 2 条及び第 55 条の規定により本学における授業科目の履修により修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(単位)

第 44 条 授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で各学部規則に定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で各学部規則に定める時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、各学部規則に定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

(3) 1 の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち 2 以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して各学部規則に定める時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業製作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、当該学部教授会の議を経て、その単位を、学部長が定めるものとする。

(1 年間の授業期間)

第 45 条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

(授業科目の授業期間)

第 46 条 授業科目の授業は、15 週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、第 19 条第 2 項の規定により学期の前半期又は後半期のいずれかで授業を行う場合、又は教育上必要があり、十分な教育効果をあげることができる場合は、この限りでない。

(授業科目の成績)

第 47 条 授業科目を履修した学生に対しては、別に定めるところにより試験を行う。

2 履修した授業科目の成績は、前項に規定する試験のほか、研究報告、随時行う試験、出席及び学修状況等により判定する。

3 授業科目の成績は、秀、優、良、可及び不可の 5 種の評語で表し、それぞれの評価に対して別に定めるところにより GP(Grade Point)を与える。

4 前項の規定にかかわらず、秀、優、良、可及び不可の 5 種の評語で表し難い授業科目の成績は、合格又は不合格の評語で表し、GP(Grade Point)を与えないことができる。

(単位の授与)

第 48 条 授業科目を履修し、各科目の成績を判定の上、秀、優、良及び可並びに合格を取得した学生には、所定の単位を与える。ただし、第 44 条第 2 項に規定する授業科目については、学部の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(委任規定)

第 49 条 本節に規定するもののほか、教育課程、履修方法等に関し必要な事項は、別に定める。

第 5 節 休学、復学、転学部、転学、留学、退学、除籍等

(休学)

第 50 条 疾病その他特別の理由により引き続き 3 月以上修学することができない者は、学長の許可を得て、休学することができる。

2 前項の規定により願い出た者については、当該学部教授会の議を経て、学長は、その休学を許可する。

3 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、当該学部教授会の議を経て、休学を命ずることができる。

4 前 3 項に規定するもののほか、休学に関し必要な事項は、別に定める。

(休学期間)

第 51 条 休学期間は、1 年以内とし、当該学年末までとする。ただし、休学を許可された当該学年を超えて引き続き休学することを願い出た者については、当該学部教授会の議を経て、学長は休学期間の延長を許可することができる。

2 休学期間は、別に定める理由を除き、通算して 4 年を超えることができない。

3 休学期間は、第 17 条に規定する在学期間に算入しない。

(復学)

第 52 条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、当該学部教授会の議を経て、学長は、その復学を許可することができる。この場合、疾病の理由により休学し、その理由が消滅して復学しようとするときは、医師の診断書を提出するものとする。

2 前項の規定は、第 50 条第 3 項の規定により休学を命ぜられた者にこれを準用する。

(転学部、転科及び転課程)

第 53 条 学生が他の学部転学部の志願をしようとするときは、その所属する学部長に願い出て、当該学部及び志願する学部の教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

2 学生がその所属する学部の学科又は課程から同一学部の他の学科又は課程に転じようとするときは、その所属する学部長に願い出て、当該学部教授会の議を経て、学部長の許可を得なければならない。

3 第 27 条第 2 項の規定は、前 2 項の規定により転学部、転科又は転課程する者にこれを準用する。

(転学)

第 54 条 学生が他大学への入学又は転入学を志願しようとするときは、理由書を添え、その所属する学部長を経て、学長に願い出なければならない。

2 前項の規定による願い出があったときは、当該学部教授会の議を経て、学長は、その入学又は転入学の志願を許可する。

(留学)

第 55 条 学長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学(これに相当する教育研究機関を含む。以下「外国の大学等」という。)又は外国の短期大学との協議に基づき、学生を外国の大学等又は外国の短期大学に留学させることができる。

2 第 42 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定により学生が外国の大学等又は外国の短期大学に留学する場合にこれを準用する。

3 前 2 項に規定するもののほか、留学に関し必要な事項は、別に定める。

(退学)

第 56 条 学生が退学しようとするときは、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

2 前項の規定により願い出た者については、当該学部教授会の議を経て、学長は、その退学を許可する。

(除籍)

第 57 条 学長は、次の各号の一に該当する者については、これを除籍する。ただし、第 3 号、第 4 号又は第 5 号に該当する者を除籍する場合には、当該学部教授会の議を経なければならない。

(1) 第 17 条に規定する在学期間を超えた者

(2) 第 51 条第 2 項に規定する休学期間を超えた者

(3) 第 74 条の規定による入学料の全額若しくは半額の免除を許可されなかった者で、その納付すべき入学料を納付しない者又は同条の規定により入学料の徴収の猶予を許可された者で、許可された入学料の徴収の猶予期限までに納付すべき入学料を納付しない者若しくは同条の規定による入学料の徴収の猶予を許可されなかった者で、納付すべき入学料を納付しない者

(4) 第 74 条の規定により授業料の徴収の猶予の許可を得ないでその納付を怠り、又は同条の規定により許可された授業料の徴収の猶予期限を経過し、かつ、督促を受けてもこれを納付しない者

(5) 死亡又は行方不明の届出があった者

2 前項第 4 号に該当する場合の除籍については、第 72 条第 1 項に規定する春学期及び秋学期のそれぞれの期ごとに行う。

第 6 節 卒業及び学位の授与

(卒業の認定)

第58条 卒業の認定は、第15条に規定する修業年限(第27条の規定により入学した者にあつては、同条の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、又は第29条の規定により長期にわたる教育課程の履修を認められた者については当該履修期間在学し、別に定めるところにより授業科目及び単位数を修得し、かつ、別に定めるところによるGPA(Grade Point Average)の基準を満たした上、学部が定める卒業の審査に合格した者について、当該学部教授会の議を経て、学長が行う。

2 前項の規定にかかわらず、学部に3年以上在学した者(これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。)で、卒業の要件として当該学部が定める授業科目及び単位数を優秀な成績で修得し、かつ、当該学部が定める卒業の審査に合格したものについては、当該学部教授会の議を経て、学長は、その卒業を認めることができる。

3 前2項に規定する卒業の認定は、学年の終わり(学年の途中において入学した者にあつては春学期の終わり。以下この項において同じ。)に行う。ただし、学年の終わりに行う卒業の認定を受けることができなかった者については、別に定めるところにより卒業の認定を行う。

4 学部横断教育プログラムを履修する者の卒業の認定については、前3項の規定にかかわらず、別に定める。

(学位の授与)

第59条 学長は、前条の規定により卒業の認定をした者に対し、学士の学位を授与する。

2 学位に関する規則は、別に定める。

第7節 賞罰

(表彰)

第60条 学生として表彰に値する行為があつた者は、教育研究評議会の議を経て、学長は、これを表彰することができる。

(懲戒)

第61条 学長は、教育上必要があると認めたときは、当該学部教授会の議を経て、学生を懲戒することができる。ただし、特に必要があると認めたときは、教育研究評議会の意見を求めることができる。

2 前項に規定する懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項に規定する退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当の理由がなくて出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 第1項及び第2項の規定による停学の期間が3月を超える場合は、第15条に規定する修業年限に算入しない。

第8節 保健

(保健管理)

第62条 学生は、毎年行う定期又は臨時の健康診断を受けなければならない。

2 学生は、前項に規定する健康診断のほか、学校保健安全法その他の法令に基づき、本学が指示する予防接種又はその他の検査を受けなければならない。

3 本学は、前2項の規定による結果に基づき、疾病の予防措置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとるものとする。

第9節 峰沢国際交流会館及び留学生会館

(峰沢国際交流会館及び留学生会館)

第63条 本学に峰沢国際交流会館及び留学生会館を置く。

2 峰沢国際交流会館及び留学生会館の管理運営その他必要な事項は、学長が指名する副学長が別に定める。

第10節 科目等履修生、研究生、聴講生、特別聴講学生、内地留学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第64条 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願する者については、本学の教育研究に支障のない場合に限り、別に定めるところにより、学長は、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に対する単位の授与については、第48条の規定を準用する。

(研究生)

第65条 本学において特定の専門事項について研究することを志願する者については、本学の教育研究に支障のない場合に限り、別に定めるところにより、学長は、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生の研究期間は1年以内とする。ただし、特別の事情により延長を許可することができる。

(聴講生)

第66条 本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者については、本学の教育研究に支障のない場合に限り、別に定めるところにより、学長は、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生を志願することができる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

(特別聴講学生)

第67条 他大学若しくは外国の大学等若しくは短期大学若しくは外国の短期大学又は高等専門学校に在籍する者で、本学の授業科目を履修することを志願する者については、当該他大学若しくは外国の大学等若しくは短期大学若しくは外国の短期大学又は高等専門学校との協議に基づき、本学の教育研究に支障のない場合に限り、別に定めるところにより、学長は、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(内地留学生等)

第68条 産業教育振興法による内地留学生、特別支援教育内地留学生、現職教育のため任命権者の命により大学に派遣される教育職員(以下「現職教育内地留学生」という。)、私学研修員、専修学校研修員、公立高等専門学校研修員、公立大学研修員又は教員研修センター研修員を志願する者については、本学の教育研究に支障のない場合に限り、別に定めるところにより、学長は、産業教育振興法による内地留学生、特別支援教育内地留学生、現職教育内地留学生、私学研修員、専修学校研修員、公立高等専門学校研修員、公立大学研修員又は教員研修センター研修員として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第69条 外国人で本学に入学を志願する者については、別に定めるところにより、学長は、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項の外国人留学生に対しては、第33条に定めるもののほか、第35条に規定する全学教育科目において、外国語科目として日本語科目を置き、グローバル教育科目として日本事情科目を置く。

3 第1項に規定する外国人留学生は、第4条に規定する収容定員外とすることができる。

(委任規定)

第70条 本節に規定するもののほか、科目等履修生、研究生及び聴講生等に関し必要な事項は、別に定める。

第11節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額)

第71条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、別表第3のとおりとする。ただし、第64条、第65条及び第66条に規定する科目等履修生、研究生及び聴講生の検定料、入学料及び授業料の額は、別に定めるところによる。

(授業料等の徴収等)

第72条 授業料は、年額の2分の1に相当する額を次の2期に分けて徴収する。ただし、入学年度の春学期(10月入学する者にあつては秋学期)又は春学期及び秋学期に係る授業料については、入学を許可される者の申出があつたときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

春学期(4月から9月までの分)納期 5月

秋学期(10月から翌年3月までの分)納期 10月

2 第61条の規定により停学を命ぜられた期間中の授業料は、徴収する。

3 第67条に規定する特別聴講学生が他の国立大学(国立短期大学及び国立高等専門学校を含む。)の学生である場合には、第1項の規定にかかわらず、授業料は、徴収しない。

4 第68条の規定による内地留学生等及び第69条の規定により入学した外国人留学生のうち国費外国人留学生については、前条及び第1項の規定にかかわらず、検定料、入学料及び授業料は、徴収しない。ただし、第68条の規定により入学した者のうち単位の認定を受ける者については、授業料を徴収する。

(既納の授業料等)

第73条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返還しない。

2 個別学力検査等のうち、出願書類等による選抜(以下「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下この項において「第2段階目の選抜」という。)を行う入学者選抜において、第1段階目の選抜で不合格となった場合及び個別学力検査出願受付後に、大学入試センター試験受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した場合には、前項の規定にかかわらず、当該検定料を納付した者の申出により、別表第3に定める第2段階目の選抜に係る額に相当する額を返還する。

3 第72条第1項ただし書の規定により、入学を許可されるときに授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月31日(10月に入学する者にあつては入学年度の9月30日)までに入学を辞退した場合には、第1項の規定にかかわらず、納付した者の申出により、当該授業料相当額を返還する。

(授業料等の免除及び徴収の猶予)

第74条 学長は、経済的理由によつて納付が困難であると認められ、かつ、学業優秀と認めるとき、その他学長が特に必要があると認めるときは、検定料を免除し、若しくは入学料、授業料又は寄宿料の全部又は一部を免除し、又は入学料若しくは授業料の徴収を猶予することができる。

(委任規定)

第75条 本節に規定するもののほか、検定料、入学料、授業料及び寄宿料の徴収及び免除並びに入学料及び授業料の徴収の猶予に関し必要な事項は、学長が指名する副学長が別に定める。

第12節 公開講座等

(公開講座等の開設)

第76条 本学は、教育・研究の成果を広く社会に開放し、文化の向上及び地域社会への貢献に資するため、公開講座の開設その他の学習の機会を提供するものとする。

2 前項に規定する公開講座等は、学長又は学部長等が主宰する。

3 前2項に規定するもののほか、公開講座等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 第4条別表第1の規定にかかわらず、経済学部、経営学部及び工学部の各学科の収容定員の数には、平成16年度から平成18年度までの間にあっては、次のとおりとする。

区分		収容定員		
		平成16年度	平成17年度	平成18年度
経済学部	経済システム学科	382	414	444
	国際経済学科	460	466	471
	経済法学科	168	110	55
	計	1,010	990	970
経営学部	経営学科			
	昼間主コース	300	300	300
	夜間主コース	62	84	106
	会計・情報学科			
	昼間主コース	280	280	280
	夜間主コース	45	30	15
	経営システム科学科			
	昼間主コース	260	260	260
	夜間主コース	45	30	15
	国際経営学科			
	昼間主コース	260	260	260
	夜間主コース	45	30	15
	計	1,297	1,274	1,251
工学部	(第一部)			
	生産工学科	560	560	560
	物質工学科	640	640	640
	建設学科	520	520	520
	電子情報工学科	580	580	580
	知能物理工学科	360	360	360
	計	2,660	2,660	2,660
	(第二部)			
	生産工学科	90	75	75
	物質工学科	90	75	75
	計	180	150	150
合計		6,987	6,914	6,871

(注) この表における合計の欄の数は、全学部の収容定員の合計を示す。

- 3 教育学部及び経済学部経済法学科は、学則第3条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学部又は学科に在学する者が当該学部又は学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 前項に規定する教育学部及び経済学部経済法学科において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び教科は、学則第41条第2項別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 平成15年3月31日以前に学部に入学者、在学者(以下この項において「在学者」という。)及び平成15年4月1日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学した者で在学する者に係る授業科目の成績、単位の授与及び卒業の認定については、学則第47条第3項、第48条及び第58条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成16年6月10日規則第453号)

この学則は、平成16年6月10日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日規則第 497 号)

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 9 月 29 日規則第 11 号)

この学則は、平成 17 年 9 月 29 日から施行する。

附 則(平成 17 年 10 月 13 日規則第 20 号)

この学則は、平成 17 年 10 月 13 日から施行する。ただし、第 22 条の改正規定は平成 17 年 12 月 1 日から施行し、第 27 条の改正規定は平成 17 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 18 年 2 月 9 日規則第 31 号)

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年 3 月 31 日以前に学部に入学者(以下「在学者」という。)及び平成 18 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者(以下「再入学者等」という。)に係る教養教育科目については、改正後の学則第 35 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 学部が必要と認めるときは、在学者及び再入学者等に改正後の学則第 35 条の規定に基づき平成 18 年度以降の入学者(再入学者等を除く。)のために開設される授業科目を履修させることができる。この場合において、当該授業科目の履修を、改正前の横浜国立大学学則に基づく授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。

附 則(平成 18 年 10 月 26 日規則第 97 号)

この学則は、平成 18 年 10 月 26 日から施行する。

附 則(平成 19 年 2 月 22 日規則第 6 号)

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年 3 月 31 日に現に学部在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成 19 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者に係る授業科目の成績及び単位の授与については、改正後の学則第 47 条第 3 項及び第 48 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 3 月 22 日規則第 40 号)

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 工学部第二部は、この学則による改正後の規定にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日に現に在学する者(以下この項において「在学者」という。)並びに平成 19 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 改正後の学則第 4 条別表第 1 の規定にかかわらず、工学部の各学科の収容定員数は、平成 19 年度から平成 22 年度までの間にあっては、次のとおりとする。

区分		収容定員			
		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
工学部	(第一部)				
	生産工学科	560	560	560	560
	物質工学科	640	640	640	640
	建設学科	520	520	520	520
	電子情報工学科	580	580	580	580
	知能物理工学科	360	360	360	360
	計	2,660	2,660	2,660	2,660
	(第二部)				
	生産工学科	60	45	30	15
	物質工学科	60	45	30	15
	計	120	90	60	30
合計		6,798	6,768	6,738	6,708

(注) この表における合計の欄の数は、全学部収容定員の合計を示す。

- 4 第2項に規定する工学部第二部において、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び教科は、改正後の学則第41条第2項別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 第2項に規定する工学部第二部の授業料の額については、改正前の第71条別表第3の規定は、この学則の施行後も、なおその効力を有する。

附 則(平成19年3月30日規則第72号)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月12日規則第86号)

この学則は、平成19年4月12日から施行し、平成19年4月1日より適用する。

附 則(平成19年6月28日規則第91号)

この学則は、平成19年6月28日から施行する。

附 則(平成19年7月12日規則第100号)

この学則は、平成19年7月12日から施行する。

附 則(平成19年12月13日規則第131号)

この学則は、平成19年12月13日から施行する。

附 則(平成20年2月28日規則第7号)

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月27日規則第44号)

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年2月26日規則第9号)

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 19 日規則第 15 号)

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年 3 月 31 日以前に工学部に入学し、在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成 21 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者に係る当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び教科は、改正後の学則第 41 条第 2 項別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 3 月 11 日規則第 30 号)

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 4 月 22 日規則第 62 号)

この学則は、平成 22 年 4 月 26 日から施行する。

附 則(平成 22 年 10 月 21 日規則第 84 号)

この学則は、平成 22 年 10 月 21 日から施行する。

附 則(平成 22 年 11 月 24 日規則第 92 号)

- 1 この学則は、平成 22 年 11 月 24 日から施行する。
- 2 この学則の施行の日の前日までに休学を許可された者の休学期間の通算にあつては、改正後の第 51 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 3 月 24 日規則第 12 号)

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 教育人間科学部地球環境課程、マルチメディア文化課程及び国際共生社会課程並びに工学部は、この学則による改正後の規定にかかわらず、平成 23 年 3 月 31 日に現に在学する者(以下「在学者」という。)並びに平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者(以下「再入学者等」という。)が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 改正後の第 4 条別表第 1 の規定にかかわらず、教育人間科学部人間文化課程、地球環境課程、マルチメディア文化課程及び国際共生社会課程並びに理工学部並びに工学部の各学科の収容定員の数は、平成 23 年度から平成 25 年度までの間にあつては、次のとおりとする。

学部名	学科・課程・コース名	収容定員		
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
教育人間科学部		人	人	人
	学校教育課程	920	920	920
	人間文化課程	150	300	450
	地球環境課程	150	100	50
	マルチメディア文化課程	270	180	90
	国際共生社会課程	270	180	90
	計	1,760	1,680	1,600

理工学部	機械工学・材料系学科	140	280	420
	化学・生命系学科	175	350	525
	建築都市・環境系学科	160	320	480
	数物・電子情報系学科	270	540	810
	計	745	1,490	2,235
工 学 部	生産工学科	420	280	140
	物質工学科	480	320	160
	建設学科	390	260	130
	電子情報工学科	435	290	145
	知能物理工学科	270	180	90
	計	1,995	1,330	665
合 計		6,678	6,678	6,678

(注) この表における合計の欄の数は、全学部の実定員の合計を示す。

- 4 第2項に規定する在学者並びに再入学者等に係る当該所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、改正後の第41条第2項別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 第2項に規定する工学部の在学者並びに再入学者等については、当該学部を卒業するため必要な教育課程の履修を理工学部において行うものとし、理工学部はそのために必要な教育を行うものとする。この場合における教育課程の履修その他当該学生の教育に関し必要な事項は、理工学部の定めるところによる。

附 則(平成24年1月19日規則第3号)

この学則は、平成24年1月19日から施行する。

附 則(平成24年2月16日規則第27号)

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年11月26日規則第127号)

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年2月21日規則第5号)

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月6日規則第57号)

この学則は、平成25年6月6日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成26年1月23日規則第4号)

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月24日規則第19号)

この学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、この学則の改正前に既に第31条の2に相当する学部横断教育プログラムに入学した者については平成25年10月1日から改正後の学則を適用するものとする。

附 則(平成 26 年 9 月 18 日規則第 65 号)

この学則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 1 月 22 日規則第 4 号)

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 23 日規則第 15 号)

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 特別研究教員及び研究教員は、この学則による改正後の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日に現に在職する者が同職に在職しなくなる日までの間、なお従前のとおりとする。

附 則(平成 28 年 1 月 27 日規則第 4 号)

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 2 月 18 日規則第 15 号)

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 21 日規則第 43 号)

この学則は、平成 28 年 4 月 21 日から施行する。

附 則(平成 29 年 1 月 23 日規則第 1 号)

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 教育人間科学部人間文化課程、経済学部経済システム学科及び国際経済学科、経営学部経営学科、会計・情報学科、経営システム科学科及び国際経営学科並びに理工学部建築都市・環境系学科は、この学則による改正後の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日に現に在学する者（以下「在学者」という。）並びに平成 29 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者（以下「再入学者等」という。）が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成 29 年 3 月 31 日における教育人間科学部学校教育課程及び人間文化課程の在学者及び平成 29 年 4 月 1 日以降における再入学者等の学部名称については、この学則の改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成 29 年 3 月 31 日における理工学部機械工学・材料系学科の在学者及び平成 29 年 4 月 1 日以降における再入学者等の学科名称については、この学則の改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 改正後の第 4 条別表第 1 の規定にかかわらず、教育人間科学部、教育学部、経済学部、経営学部、理工学部及び都市科学部の各学科の収容定員の数、平成 29 年度から平成 31 年度までの間にあっては、次のとおりとする。

学部名	学科・課程・コース名	収容定員		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
教育人間科学部	学校教育課程	690	460	230
	人間文化課程	450	300	150
	計	1,140	760	380
教育学部	学校教育課程	230	460	690
	計	230	460	690
経済学部	経済システム学科	359	244	122
	国際経済学科	361	246	123
	経済学科	238	476	729
	計	958	966	974
経営学部	経営学科			
	昼間主コース	225	150	75
	夜間主コース	96	64	32
	会計情報学科			
	昼間主コース	210	140	70
	経営システム科学科			
	昼間主コース	195	130	65
	国際経営学科			
	昼間主コース	195	130	65
	経営学科	287	574	861
	計	1,208	1,188	1,168
理工学部	機械工学・材料系学科	420	280	140
	化学・生命系学科	712	724	736
	建築都市・環境系学科	480	320	160
	数物・電子情報系学科	1,097	1,114	1,131
	機械・材料・海洋系学科	185	370	555
	計	2,894	2,808	2,722
都市科学部	都市社会共生学科	74	148	222
	建築学科	70	142	214
	都市基盤学科	48	96	149
	環境リスク共生学科	56	112	168
	計	248	498	753
合計		6,678	6,680	6,687

(注) この表における合計の欄の数は、全学部の収容定員の合計を示す。

- 6 第 2 項、第 3 項及び第 4 項に規定する在学者並びに再入学者等に係る当該所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、改正後の第 41 条第 2 項別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 7 平成 29 年 3 月 31 日における在学者及び平成 29 年 4 月 1 日以降における再入学者等に係る教養教育科目については、改正後の学則第 35 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 8 第 2 項に規定する経営学部の授業料の額については、改正後の第 71 条別表第 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1(第4条関係)

収容定員

学部名	学科・課程・コース名	収容定員	入学定員	第3年次 編入学定員
教育学部	学校教育課程	人	人	人
	計	920	230	
経済学部	経済学科	982	238	3年次 15
	計	982	238	3年次 15
経営学部	経営学科	1,148	287	
	計	1,148	287	
理工学部	機械・材料・海洋系学科	740	185	
	化学・生命系学科	748	187	
	数物・電子情報系学科	1,148	287	
	計	2,636	659	
都市科学部	都市社会共生学科	296	74	
	建築学科	286	70	2年次 2
	都市基盤学科	202	48	3年次 5
	環境リスク共生学科	224	56	
	計	1,008	248	2年次 2 3年次 5
合計		6,694	1,662	2年次 2 3年次 20

別表第2(第41条関係)

取得できる教員職員の免許状の種類

学部名	学科・課程・コース名	教員免許状の種類	免許教科・特別支援教育領域
教育学部	学校教育課程	小学校教諭 一種免許状	
		中学校教諭 一種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
		中学校教諭 二種免許状	
		高等学校教諭 一種免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、書道、保健体育、工業、家庭、英語
		特別支援学校教諭一種免許状	聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者
理工学部	機械・材料・海洋系学科	中学校教諭 一種免許状	数学、理科
		高等学校教諭 一種免許状	数学、理科
	化学・生命系学科	中学校教諭 一種免許状	理科
		高等学校教諭 一種免許状	理科、工業
	数物・電子情報系学科	中学校教諭 一種免許状	数学、理科
		高等学校教諭 一種免許状	数学、理科、情報

都市科学部	環境リスク共生学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科

別表第3(第71条、第73条関係)

1 検定料及び入学料の額

区分	検定料	入学料
学部	17,000 円	282,000 円

2 第73条第2項に規定する2段階選抜を行う場合の検定料の額

区分	第1段階目の選抜に係る額	第2段階目の選抜に係る額
学部	4,000 円	13,000 円

3 転入学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、「1 検定料及び入学料の額」の表にかかわらず、30,000 円とする。

4 授業料の額(年額)

入学年度 ＼ 区分	平成10年度	平成11年度以降
	学部	学部
	469,200 円	535,800 円

5 第29条の規定により、修業年限を越えて計画的に教育課程を履修して卒業することを認められた者に係る授業料の額

- (1) 授業料の年額は、当該在学を認められた期間(以下「長期在学期間」という。)に限り、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)とする。
- (2) 長期在学期間を認められ、授業料の年額を定められた者が学年の途中で卒業する場合の授業料の額は、(1)に定められた授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に在学する月数を乗じて得た額とする。
- (3) 長期在学期間を認められ、授業料の年額を定められた者が長期在学期間を短縮することを認められる場合には、当該短縮後の期間に応じて(1)の定めにより算出した授業料の年額に当該者が在学した期間の年数(その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げる。以下同じ。)を乗じて得た額から当該者が在学した期間(学年の中途にあつては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。)に納付すべき授業料の総額を控除した額とする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限に相当する期間の場合には、「4 授業料の額」の表に定める授業料の年額に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額とする。

6 入学の時期が徴収の時期後である場合における授業料の額

入学の時期が徴収の時期後である場合の入学した月から次の徴収時期前までの授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に入学した日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とする。

7 復学、転入学、編入学又は再入学の場合における授業料の額

学年の中途において復学、転入学、編入学又は再入学(以下「復学等」という。)をした者の復学等した月から次の徴収時期前までの授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に復学等の日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とする。

8 学年の途中で卒業をする場合における授業料の額

特別の事情により、学年の途中で卒業する者の授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とする。

9 退学の場合における授業料の額

秋学期の徴収の時期前に退学する者の授業料の額は、授業料の年額の2分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

10 寄宿料の額

施設名	区分	寄宿料 (月額)
峰沢国際交流会館	単身室	5,700 円

留学生会館	単身室	5,900 円
	夫婦室	9,500 円
	家族室	11,900 円

11 寄宿料は、寄宿舎に入居した日の属する月から退去する日の属する月まで毎月

その月の分を徴収する。ただし、休業期間中の寄宿料は、休業期間前に徴収することができる。

別表第4(第3条の2関係)

学部、学科・課程名	教育研究上の目的
教育学部 学校教育課程	急速に変化し、複雑化する現代社会における子どもと教育をめぐる諸課題を総合的に理解し、その課題を実践的、臨床的に解決できる資質を身につけた小・中学校、特別支援学校の教員を養成することを目的とする。また、教育諸科学の理論的、実践的研究を推進し、教育に反映させることによって、上記の資質を身につけた高度な専門家としての教員の養成を行う。
経済学部 経済学科	世界と地域におけるグローバル化する経済社会の問題を把握し、必要な情報にアクセスし、問題解決の方向を論理的・数理的・統計的に分析・探求する力を持ち、その解決策を発信し、組織的に実行できる人材を養成する。数学・外国語・情報処理・統計・コミュニケーションの能力を涵養し、現代経済学の基礎を幅広く教育する。その上で、グローバル経済・現代日本経済・金融貿易分析・経済数量分析・法と経済社会の5つの専門分野を設定し、経済学の高度な専門知識と応用能力を教育する。経済の専門知識とともに、世界各国の多様な社会・経済・制度・歴史及び自然科学・先端技術についてバランスのとれた知識・見識を修得させる。育成した人材が国内外で活躍することを目指して、キャリア形成を支援する教育等を総合的、体系的に行う。Global Business and Economics 教育プログラムにおいては、経営学を副専攻とし、海外学修科目を必修として、グローバル・ビジネスにおいて活躍できる人材を育成する。
経営学部 経営学科	経営学に関連する分野の基礎的素養の涵養に配慮しつつ、企業をはじめとする組織経営にかかわる多様な知識・スキルを体系的に教育研究する。経営学の学問的性格上、大学憲章に掲げる4つの理念の中でも特に実践性を重視している。今日の高度に複雑化した社会の中で、情報を的確に分析・判断し、環境にも配慮しつつ、また国際的にも活躍できる人材、そして企業・組織でも即戦力となる人材の育成を目指している。具体的には、第一に、グローバル化の進展を踏まえつつ、ローカルな課題にも対応できる国際性を備えた人材、第二に、企業経営の観点から学際的な知を統合し、経済的・社会的イノベーションを実行できる人材、第三に、ビジネスをめぐる課題に対して局所的視点だけではなく全体最適視点から、実践的な解決策を提案できる人材である。すなわち企業経営のスペシャリストの養成だけではなく、特定分野の高い専門性を持つとともに幅広い専門知識を統合できるグローバルに活躍できるゼネラリストの養成を目指している。そのために、教員及び企業・組織の第一線で活躍する外部実務者等による、理論と実践の両面、そしてその統合を追求する教育を施す。Global Business and Economics 教育プログラムにおいては、経済学を副専攻とし、海外学修科目を必修として、グローバル・ビジネスにおいて活躍できる人材を育成する。
理工学部	理学及び工学は、人類社会の福祉と持続的発展に直接的に寄与する使命を持つ学術分野である。社会からの様々な要請を的確に把握し、地球規模の環境問題などに対処しつつ、自然科学の真理を追究し、産業を発展させ、輝ける未来を切り拓くために研究者・技術者の果たすべき役割は大きい。実践的学術の国際拠点を目指す本学において、理工学部では、自らの専門分野における専門能力と高い倫理性を持ち、広く他分野の科学技術に目を向ける進取の精神に富む人材育成を目的とする。そのため、「独創性」「総合性」の精神のもとに基盤的学術に関する幅広い教育を取り入れ、自ら課題を探索し、未知の問題に対して幅広い視野から柔軟かつ総合的な判断を下して解決できる、世界にはばたく人材を育成する。
機械・材料・海洋系学科	機械・材料・海洋系学科では、自然環境との調和及び資源の有効利用をはかりつつ、産業の発展とヒューマンライフの向上を持続的に行うため、人類の英知として蓄えられた科学・技術を発展させ、基盤領域から先進領域にわたる学術分野で、独創性豊かな技術者、研究者を育成する。そのために、機械工学、材料工学及び海洋空間のシステムデザインに関する体系的教育と、基礎から応用にわたる幅広い研究を行う。
化学・生命系学科	化学・生命系学科では、化学と生命に関わる最先端かつ広範な科学技術分野において、創造的な研究や開発に携わる上で必要となる高度な専門知識や基礎技術を自在に使いこなす強固な基盤能力と、社会及び環境とのかかわりを深く理解した柔軟な思考力を育み、実践的かつグローバルな視点から持続可能で豊かな社会を形成するために必須の新しい技術やシステムの創出を牽引できる人材育成を目的とする。
数物・電子情報系学科	数物・電子情報系学科では、情報工学、通信工学、電気・電子工学、数理科学、物理工学の広範な分野において、主体的に課題を探索し、広い視点から総合的かつ柔軟に問題を解決できる高度な技術者・研究者を育成することを教育研究の目的とする。そのために、数学、物理学の基礎教育を充実し、さらに電子情報システム、情報工学、数理科学、物理工学における各専門分野の教育を体系的に行う。
都市科学部	グローバルな課題とローカルな課題が直結する国際都市＝横浜・神奈川地域に立脚する本学ならではの文理融合の蓄積とリスク共生学の強みをいかし、都市科学という今までにない学問領域の創出と、グローバルとローカルが直面する多様で複雑なリスク・課題の解決をはかることのできる人材育成を目指す学部である。
都市社会共生学科	現代社会が抱える複合的な問題を解決するために、様々なフィールドを結びつけ社会や文化に対する批判的かつ創造的思考を発揮できる知を育み、建築学や都市基盤学や環境リスク共生学との対話を通じて都市に対する多角的で深い認識に立って、都市社会の未来を構想することのできる力を重視し、21世紀の世界において、多様性が持つリスクと可能性に対する深い洞察を持ち、これを新しい価値観の創出のために応用し実践できる人材を育成する。

建築学科	ローカル・グローバルの多様な社会的課題に応答するために、建築学を中心に人文社会科学の視点から工学まで文理にまたがる幅広い知を育み、幅広い知に下支えされることで、都市リスク、社会リスクや自然災害リスクを科学的に把握しながらも、歴史・文化・風土への詳細な観察と尊重の上で、人間生活と生態系とのバランスのとれた建築・都市・環境を論理的に構想できる人材、理論の裏付けのもとで、創造的な建築や都市環境・まちづくりを力強く実践することの出来るリーダーシップを持った人材を育成する。
都市基盤学科	土木工学教育を機軸に、都市科学部の文理をまたがる知見と連携して、地域・都市から地球規模に至るさまざまなスケールにおいて、リスク、サステナビリティ、グローバルなどの視点で人間・自然環境を再構築し、あるいは創造するための、都市基盤にかかる技術やデザイン、政策決定、マネジメントなどに関する専門教育を展開し、安全安心で靱性の高い高品質な都市、地球環境・社会公平性・経済的効率性のバランスある持続的発展、国際的な技術協力支援・今日的グローバル課題の解決などの実現に主導的に貢献できる人材を育成する。
環境リスク共生学科	自然環境及び社会環境のリスクに関わる基本原理を理解し、文理融合の総合的な知識により、豊かさと表裏一体で生じるリスクのバランスをマネジメントするリスク強制社会実現の知を育み、異分野との横断的な連携、社会と対話ができる素養を持ちながら、自然環境、社会環境を対象にリスクとの共生を実践し、都市の持続的発展に貢献できる実践力を有する人材を育成する。